

## 第2章

### 公立図書館における 蔵書構成・管理に関する調査分析

## 第2章 公立図書館における蔵書構成・管理に関する調査分析

本章では、2018年度実態調査結果を基に、資料の収集（方針、選定）、蔵書評価、除籍、保存、共同保存について、主に図書館の規模や運営主体、竣工年等との関係性について、分析を行う。

### 1 資料の収集

#### (1) 収集方針

<2018年調査からわかったこと>

- ・収集方針を明文化している図書館は、都道府県立では100%（47館）、市区町村立では71.6%（949館）だった。
- ・収集方針の策定年は2000年代が最も多く、収集方針の改定は2010年代が最も多かった。

<明らかにすること>

- ・収集方針の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・収集方針の明文化と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・収集方針の明文化と竣工年に関係があるか。

#### ア 自治体の人口規模と収集方針の明文化

市区町村立図書館では、人口1万5千人未満の自治体においては、収集方針の明文化がされていない図書館の割合が54.1%（165館）であり、明文化している図書館の数を上回っている。一方、1万5千人以上4万人未満では収集方針を明文化している図書館の割合が67.7%（262館）、4万人以上10万人未満では82.3%（288館）、10万人以上20万人未満では91.6%（142館）であり、人口20万人以上の自治体の図書館になると、明文化している割合はほぼ100%に近い。人口規模によって収集方針の明文化している割合が高くなるため、明らかに両者には関係性がある。

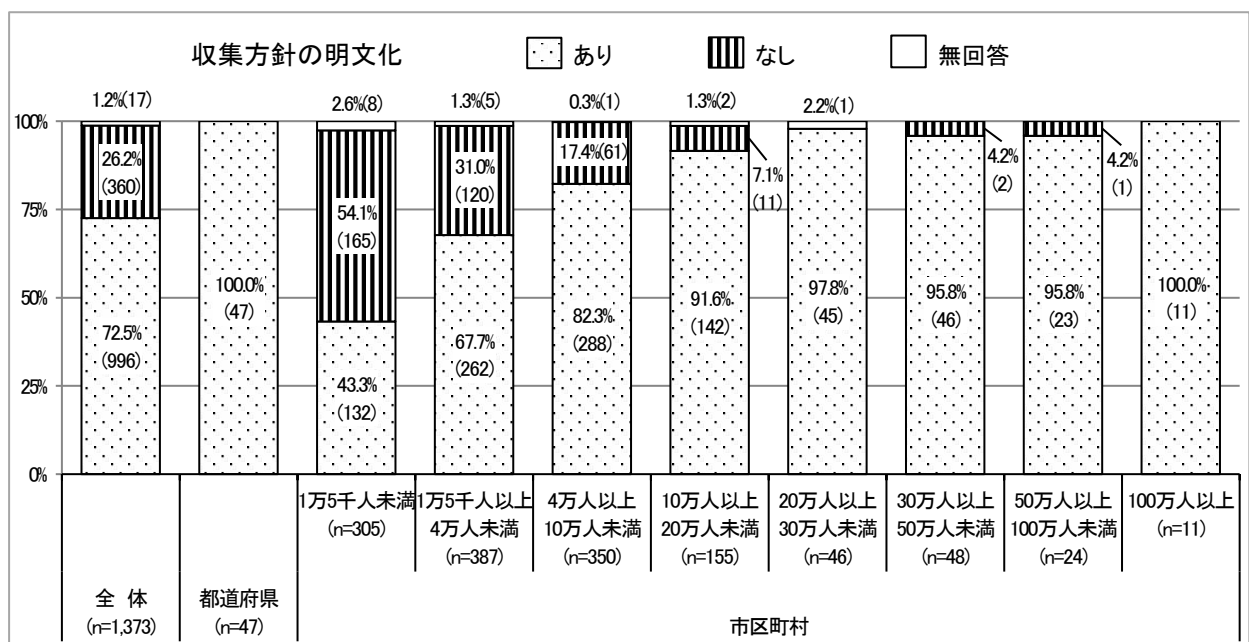
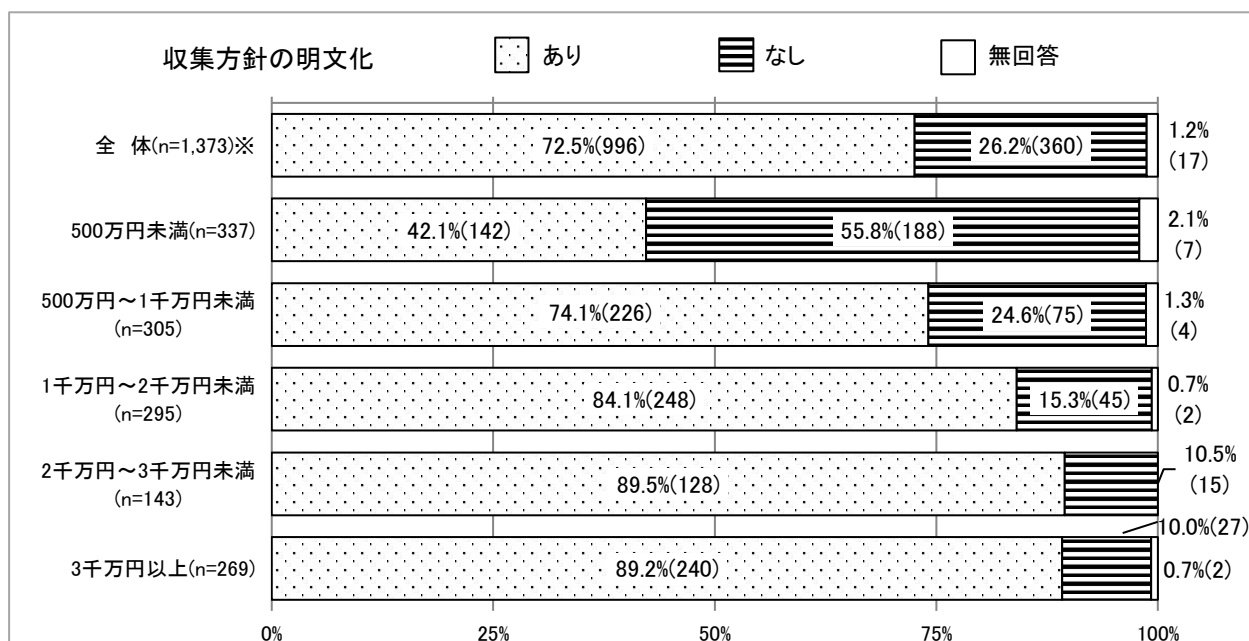


図 2.1 自治体の人口規模と収集方針の明文化

## イ 図書館の規模と収集方針の明文化

資料費 500 万円未満の図書館では 55.8%と過半数（188 館）の図書館が収集方針を明文化していない。一方、資料費が増えるほど、明文化率が上昇する傾向があるので、両者には一定の関係性がある。



※分析軸の調査項目（図 2.2 では資料費）が無回答の館を含む（以下同様）

図 2.2 資料費と収集方針の明文化

蔵書数 10 万冊未満規模の図書館の明文化の割合は 5 割以下の 47.6%（217 館）程度であるが、それ以上になると明文化している割合は高まり、明らかに蔵書規模との関連性がみられる。

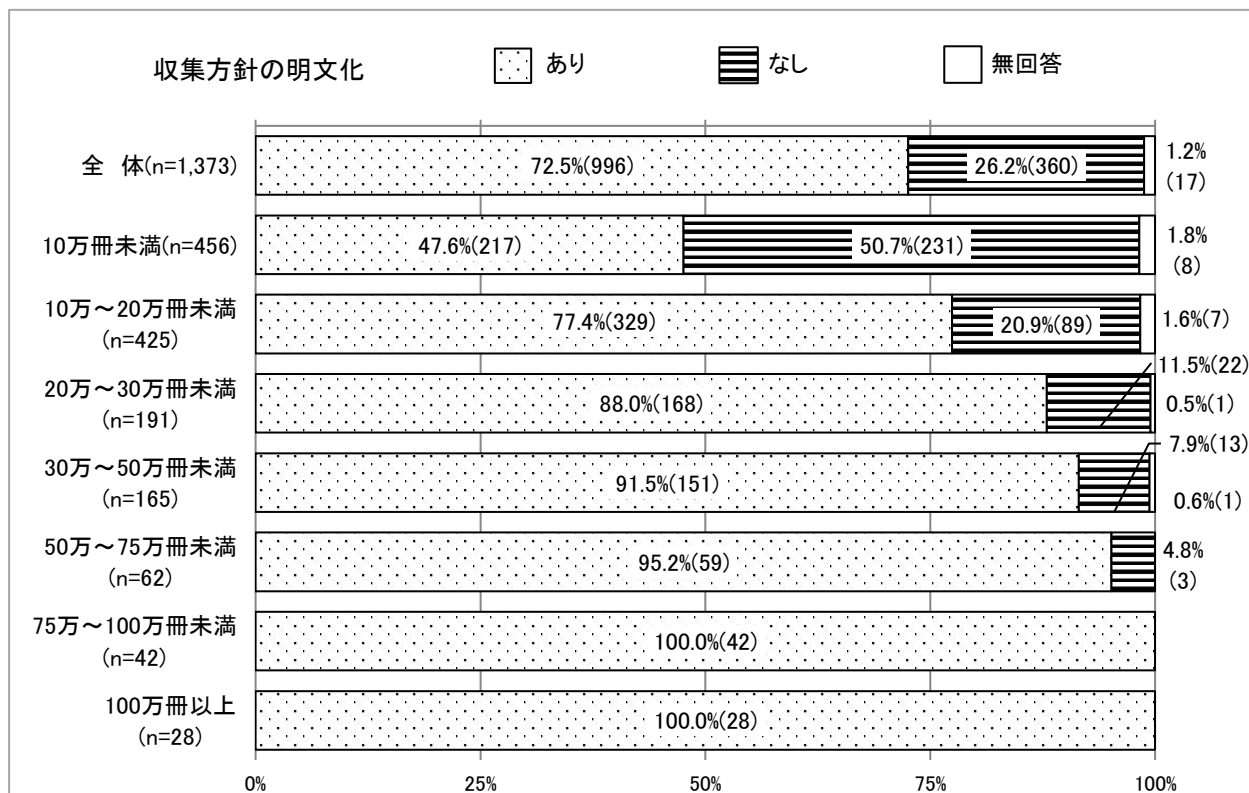


図 2.3 蔵書数と収集方針の明文化

### ウ 竣工年と収集方針の明文化

収集方針の明文化と、竣工年とのクロス集計を行ったが、1945年以前の竣工は3館しかないため、分析から除外する。竣工年の年代別の明文化の割合は、どの年代も7割程度あり、明確な関係性は見出せない。2010年代以降に竣工された図書館については、8割近く（110館）の明文化率となっている。収集方針の明文化と竣工年との間に関係性はないように思われる。

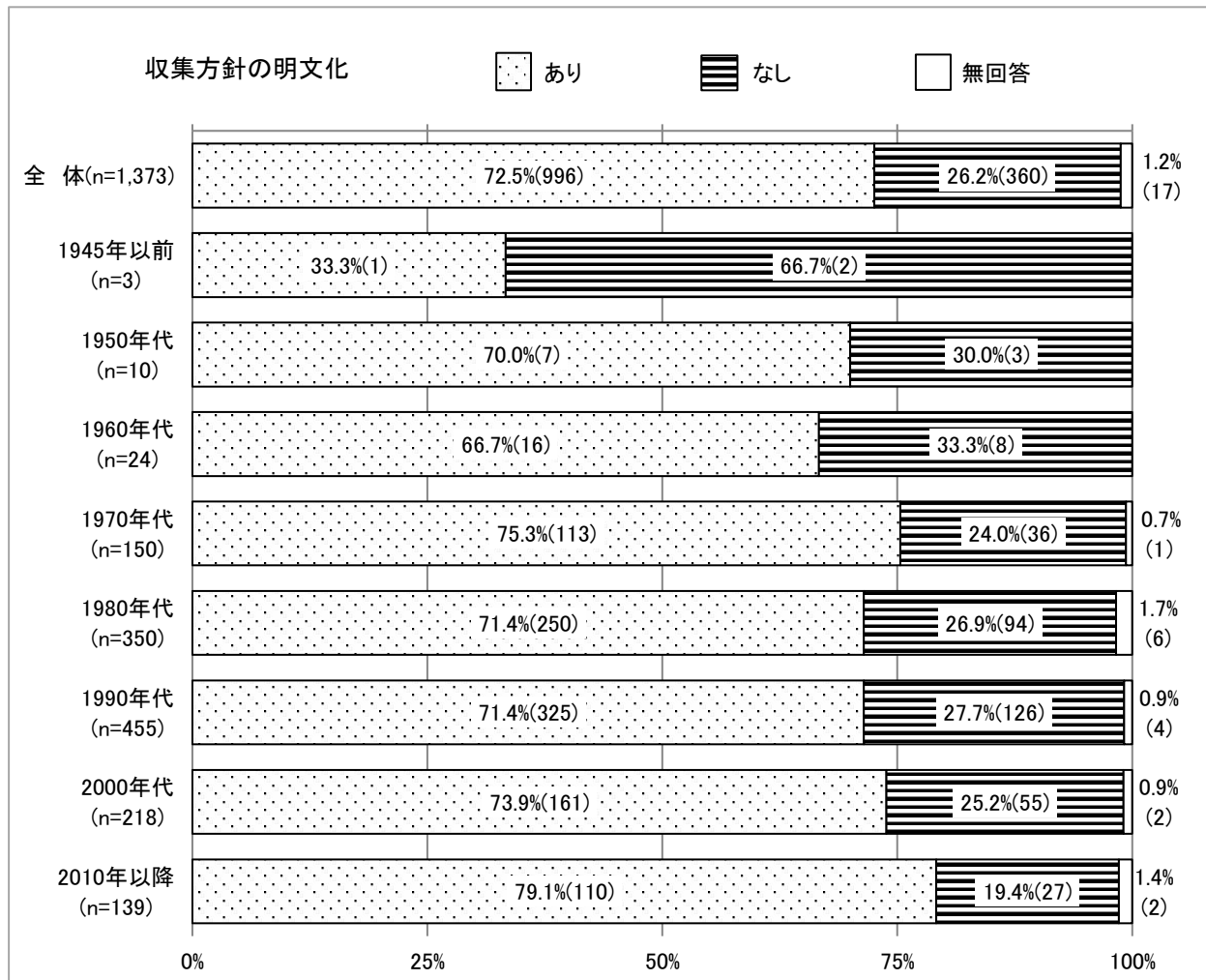


図 2.4 竣工年と収集方針の明文化

## (2) 選定基準

<2018年度調査からわかったこと>

- ・選定基準を明文化している図書館は、都道府県立では 80.9% (38 館)、市区町村立では、49.3% (654 館) と、収集方針に比べると、割合が低くなっていた。
- ・選定基準の策定年は、収集方針と同じく 2000 年代が最も多く、改定は 2010 年代が最も多かった。

<明らかにすること>

- ・選定基準の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・選定基準の明文化と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・選定基準の明文化と図書館の竣工年に関係があるか。

### ア 自治体の人口規模と選定基準の明文化

市区町村立図書館では、人口規模 1 万 5 千人未満の自治体の図書館の選定基準明文化は 27.2% (83 館) と高いとは言えないが、人口規模がそれ以上大きくなるほど、明文化している図書館の割合が高くなり、10 万人以上の規模では約 7 割になり、100 万人以上だと 9 割超えになる。

これらから、人口規模が多い自治体の図書館ほど選定基準が明文化されている傾向が見られる。

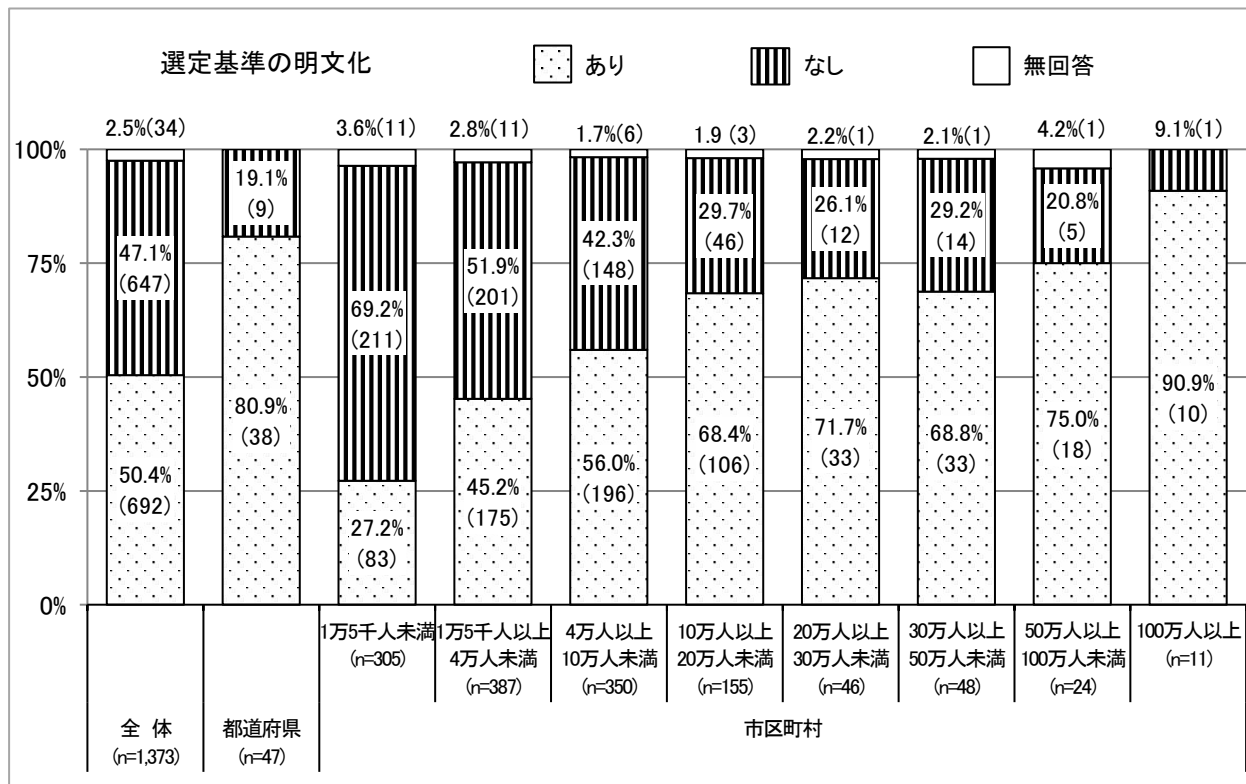


図 2.5 自治体の人口規模と選定基準の明文化

## イ 図書館の規模と選定基準の明文化

資料費が500万円未満の図書館の選定基準明文化率は、26.4%（89館）と少ないが、それ以上の資料費規模になると5割を超える。資料費が多くなるほど選定基準が明文化されている図書館の割合が高くなる傾向は読み取れる。

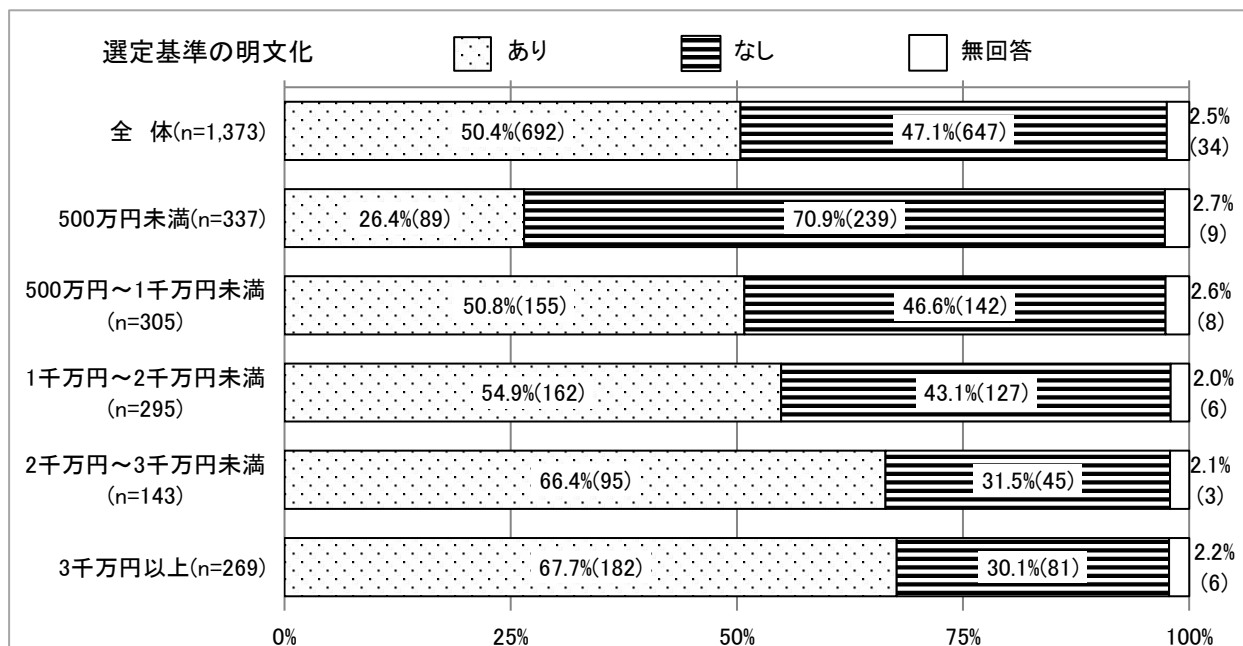


図 2.6 資料費と選定基準の明文化

また、蔵書数も、10万冊未満の図書館では明文化している図書館は32.2%（147館）と少ないが、10万冊以上～20万冊未満では52.2%（223館）と半数を超えている。こちらも蔵書が多くなるほど選定基準が明文化される割合が高くなる。

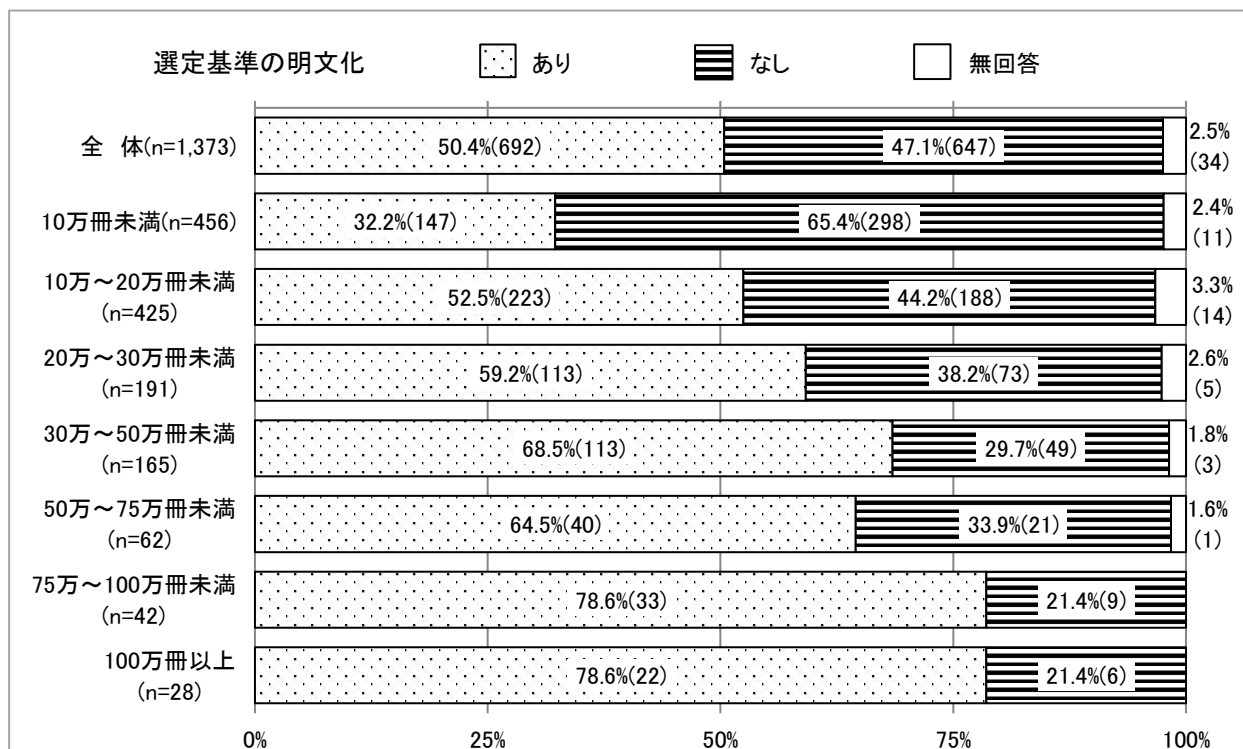


図 2.7 蔵書数と選定基準の明文化

## ウ 竣工年と選定基準の明文化

選定基準の明文化の割合は、竣工年が新しくなるほど高くなるように見えるが、年代によっては「なし」の割合が高くなるので、関係性があるとは明確に言えない。

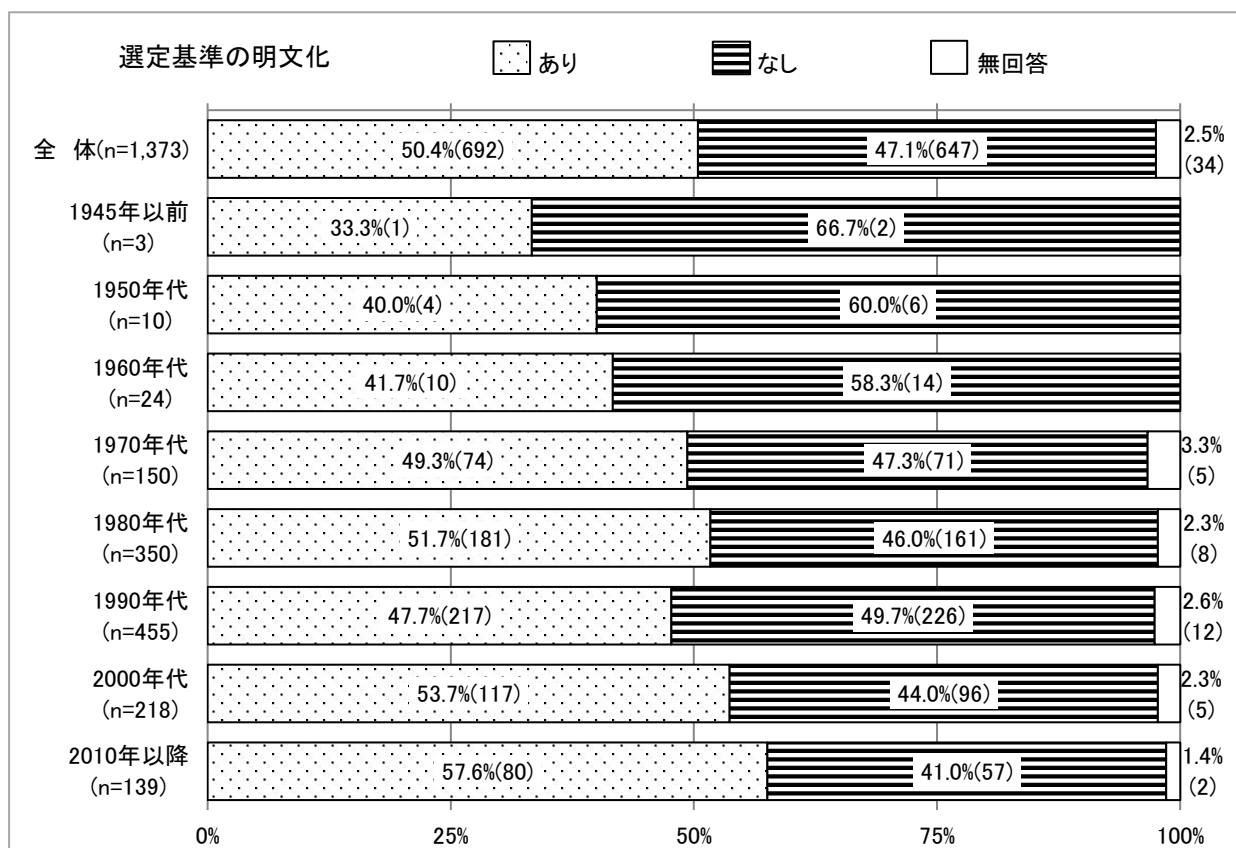


図 2.8 竣工年と選定基準の明文化

### (3) 寄贈資料の受入規程

<2018年度調査からわかったこと>

- ・ 寄贈資料の受入規程を明文化している図書館は、都道府県立では 66.0% (31 館)、市区町村立では、44.6% (592 館) と、収集方針や選定基準に比べると、割合が低い。
- ・ 寄贈資料の受入規程の策定年は、2010 年代が最も多く、収集方針や選定基準の策定より後に整備されている傾向である。

<明らかにすること>

- ・ 寄贈資料の受入規程の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・ 寄贈資料の受入規程の明文化と図書館の規模 (資料費、蔵書数) に関係があるか。
- ・ 寄贈資料の受入規程の明文化と図書館の竣工年に関係があるか。

## ア 自治体の人口規模と寄贈資料の受入規程の明文化

市区町村図書館においては、人口規模により寄贈資料の受入規程を明文化している割合が高くなる傾向がみられるが、人口規模が100万人以上だとやや「なし」の割合が増える。

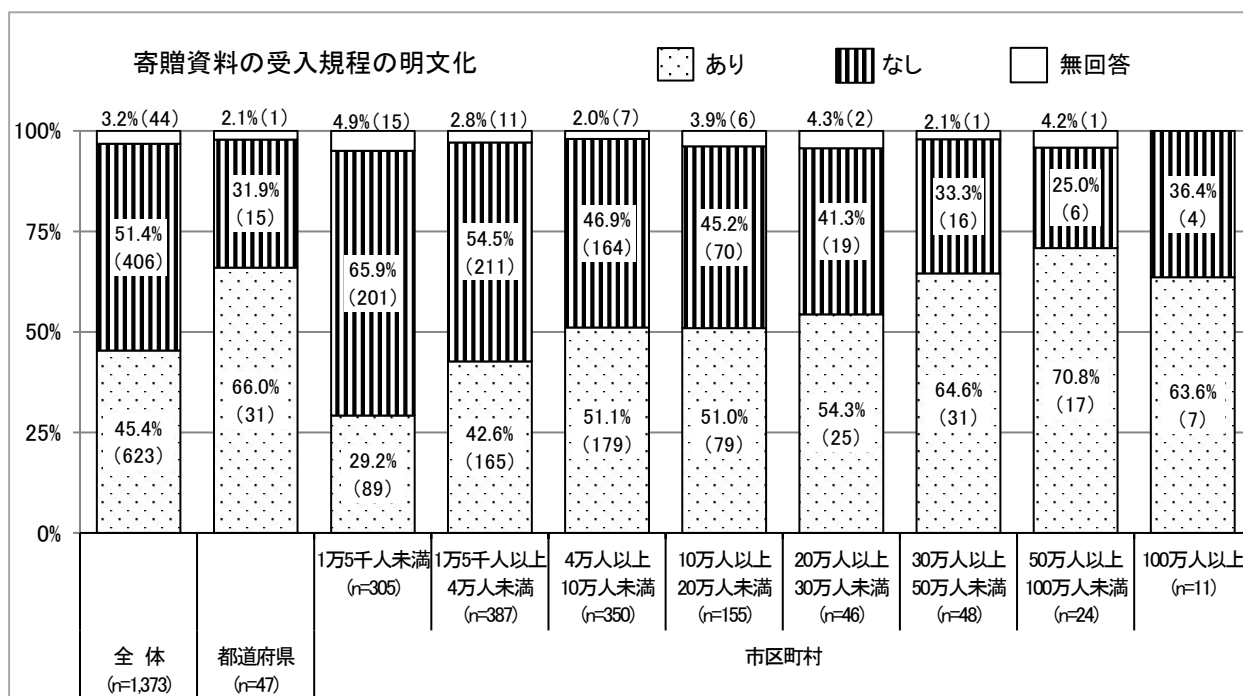


図 2.9 自治体の人口規模と寄贈資料の受入規程の明文化

## イ 図書館の規模と寄贈資料の受入規程の明文化

資料費500万円未満の図書館では、7割近くの図書館が寄贈資料の受入規程を明文化していないが、資料費の規模により徐々に明文化している割合が高くなる傾向はみられる。一方で4~5割前後の図書館が明文化していないとも言える。

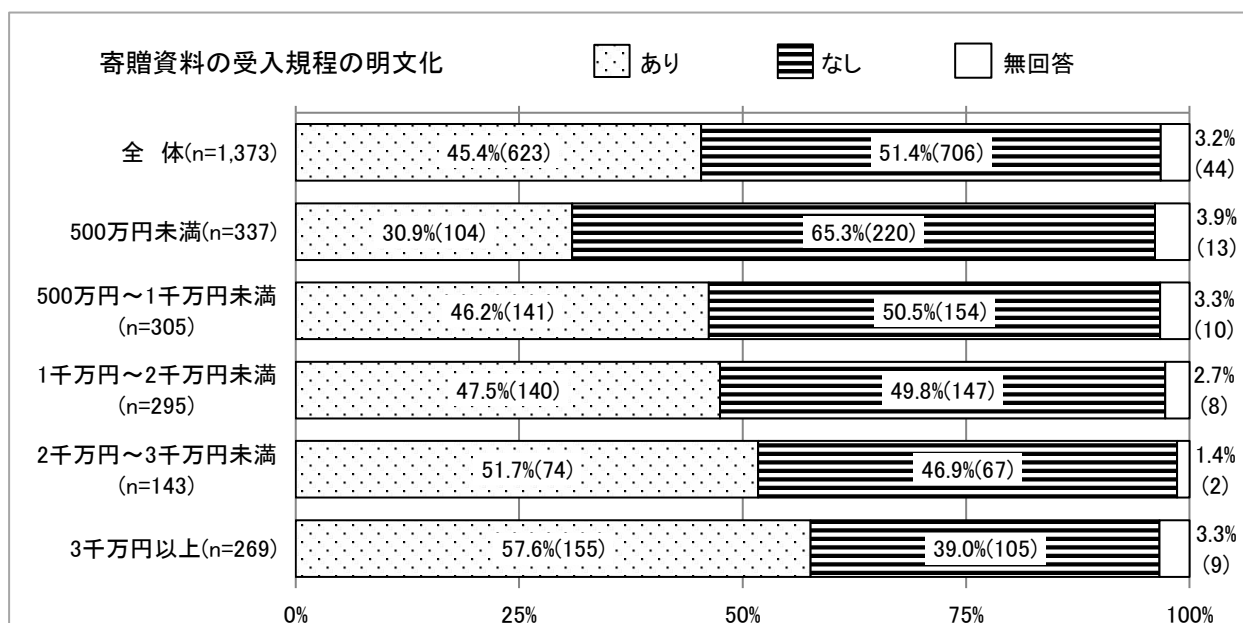


図 2.10 資料費と寄贈資料の受入規程の明文化



蔵書数 50 万～75 万冊未満が、一番寄贈資料の受入規程を明文化している割合が高い。それ以下だと 5 割前後、それ以上だと 6 割程度の明文化率である。全体的に蔵書が少ないほど、明文化していない。

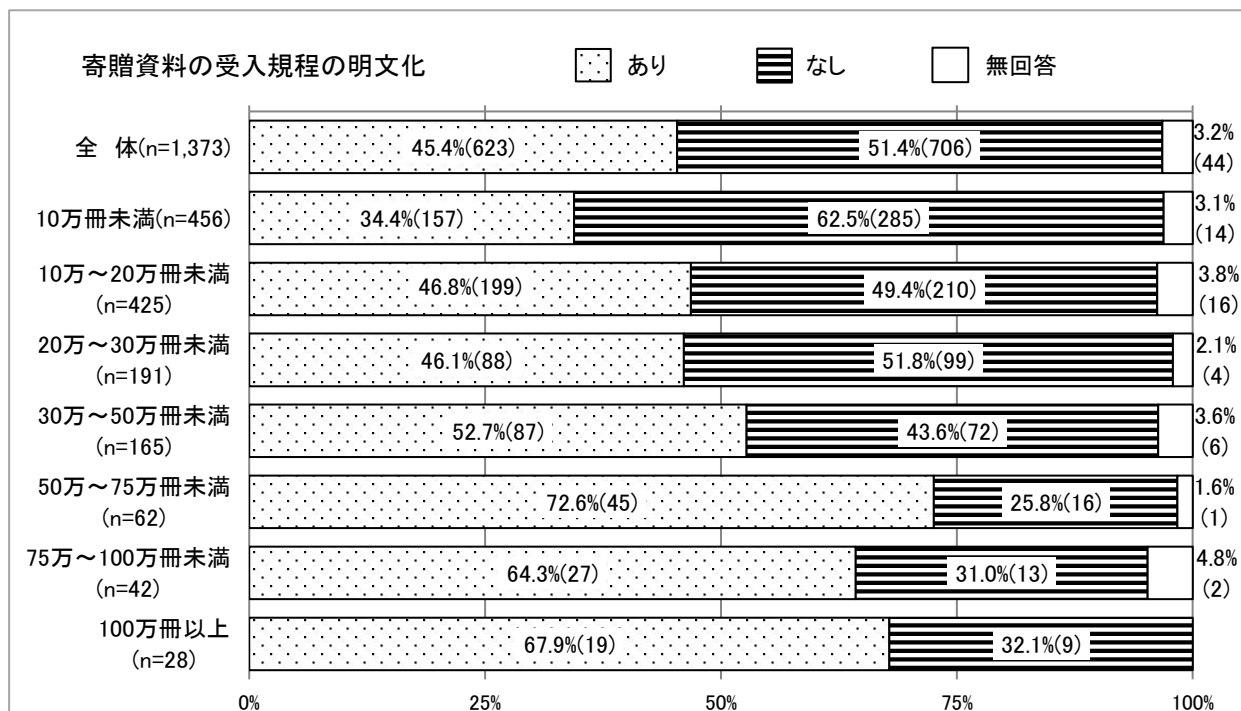


図 2.11 蔵書冊数と寄贈資料の受入規程の明文化

#### ウ 竣工年と寄贈資料の受入規程の明文化

1945 年以前に竣工された図書館は、母数が 3 と少ないため分析から除外する。1950 年以降、竣工年が新しいほど、寄贈資料の受入規程は明文化されている傾向が見られる。とはいえ、2010 年以降竣工の図書館でも明文化率は 50.4%であり、半数程度にとどまっている。

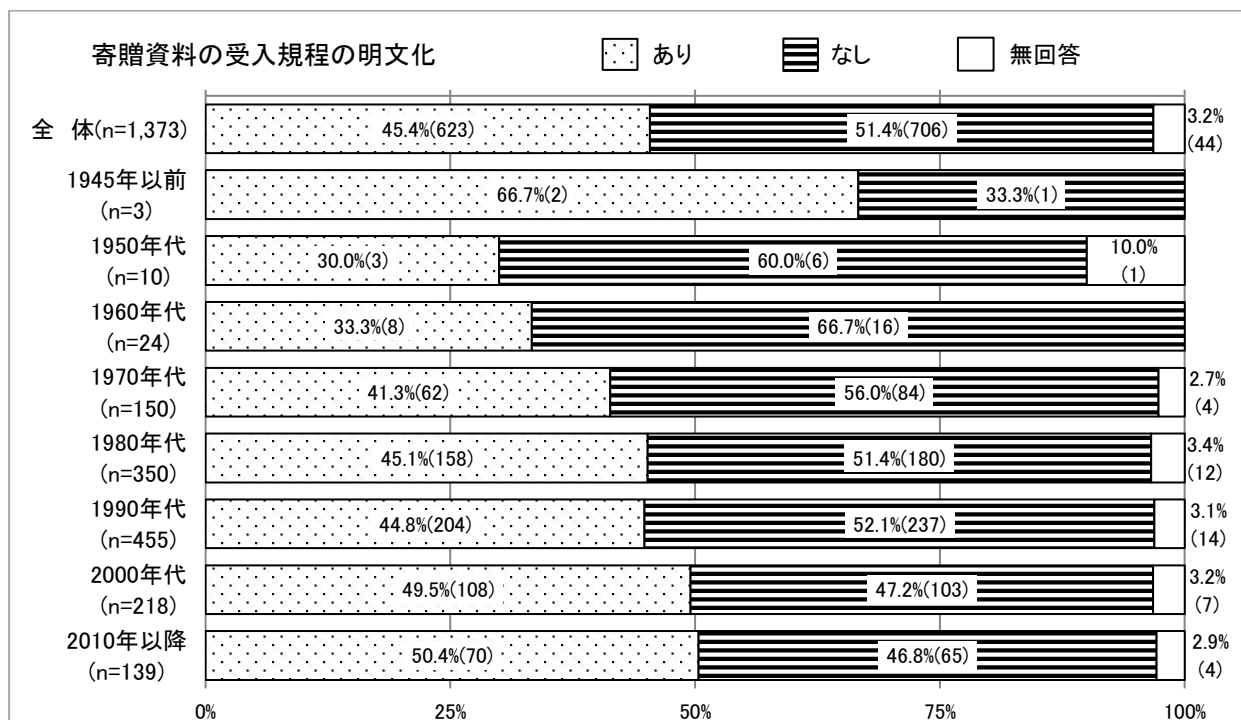


図 2.12 竣工年と寄贈資料の受入規程の明文化

#### (4) 分析からわかったこと

収集方針、選定基準、寄贈資料の受入規程共に、明文化に関して自治体の規模や図書館の規模が大きいほど明文化率が高くなっているといえる。また、竣工年についても、新しい図書館ほど規程が明文化されている割合が高いが、図書館の規模ほどは、それぞれの割合に表れている差は大きくない。

収集方針の明文化と選定基準の明文化と寄贈資料の受入規程の明文化にはある程度同じ傾向が見られたが、それぞれの項目の明文化している図書館や明文化していない図書館は重なっているか。収集方針と選定基準及び寄贈資料の受入規程の明文化を行っている図書館のそれぞれの要素をベン図化し、検証する。

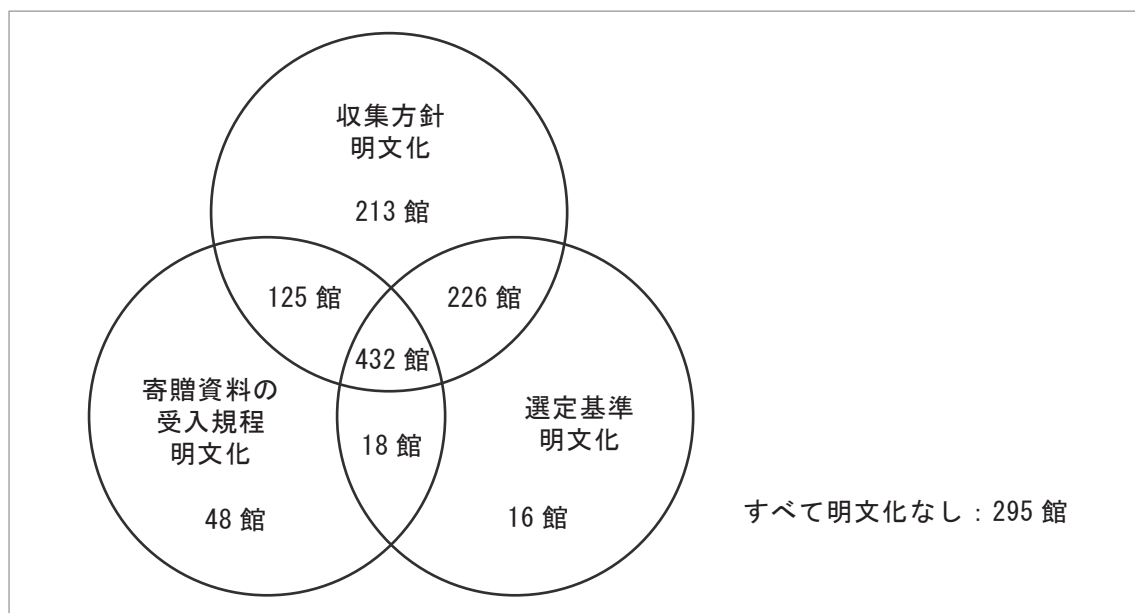


図 2.13 収集方針・寄贈資料の受入規程・選定基準明文化の重複集合

全体 (1,373 館) の 31.5%にあたる 432 館が、収集方針と選定基準と寄贈資料の受入規程のすべてを明文化している。

最も明文化している図書館が多いのは収集方針であり、収集方針を明文化していない図書館のほとんどは、選定基準と寄贈資料の受入規程も明文化していない。

収集方針を明文化している図書館 996 館のうち、43.4%の図書館は、選定基準と寄贈資料の受入規程を共に明文化している。一方で、収集方針のみを明文化しているのは 213 館であり、選定基準のみを明文化している図書館は 16 館、寄贈資料の受入規程のみを明文化している図書館は 48 館である。数は少ないが、選定基準のみや寄贈資料の受入規程のみ明文化している図書館もあった。

必ずしも 3つはセットではなく、それぞれ別の規程によって連動することなく運用している例も多いように見受けられる。

## 2 資料選定

### (1) 選書担当者

<2018年調査からわかったこと>

- ・選書担当者について、都道府県立図書館では、全館が「正規職員」と回答。加えて、「非常勤・嘱託職員」が29.8%（14館）、「臨時職員」が12.8%（6館）という結果だった。
- ・市区町村立図書館では、「正規職員」が70.1%（930館）と最も多く、次いで「非常勤・嘱託職員」が45.7%（606館）、「臨時職員」が25.9%（344館）だった。
- ・都道府県立図書館では0館だった「委託・派遣職員」も、市区町村立図書館では21.4%（284館）であった。

<明らかにすること>

- ・選書担当者と自治体の人口規模に関するか。
- ・選書担当者と図書館の規模（蔵書数、資料数）に関するか。
- ・選書担当者と竣工年に関するか。
- ・選書担当者と中心館の運営主体に関するか。

#### ア 自治体の人口規模と選書担当者

市区町村立図書館の選書担当者を自治体の人口規模で分析すると、正規職員が選書を担当する図書館の割合は、人口規模が大きくなるにつれて割合が高くなる傾向がある。

人口規模1万5千人未満では、臨時職員の方が10%程ではあるが非常勤・嘱託職員より選書に関わる割合が高いが、それ以上の人口規模になると逆転する。非常勤・嘱託職員の割合は、30～50万人をピークに上昇するがそれ以降は減少する。委託・派遣職員は人口規模が100万人以上だと3～4割を占める。

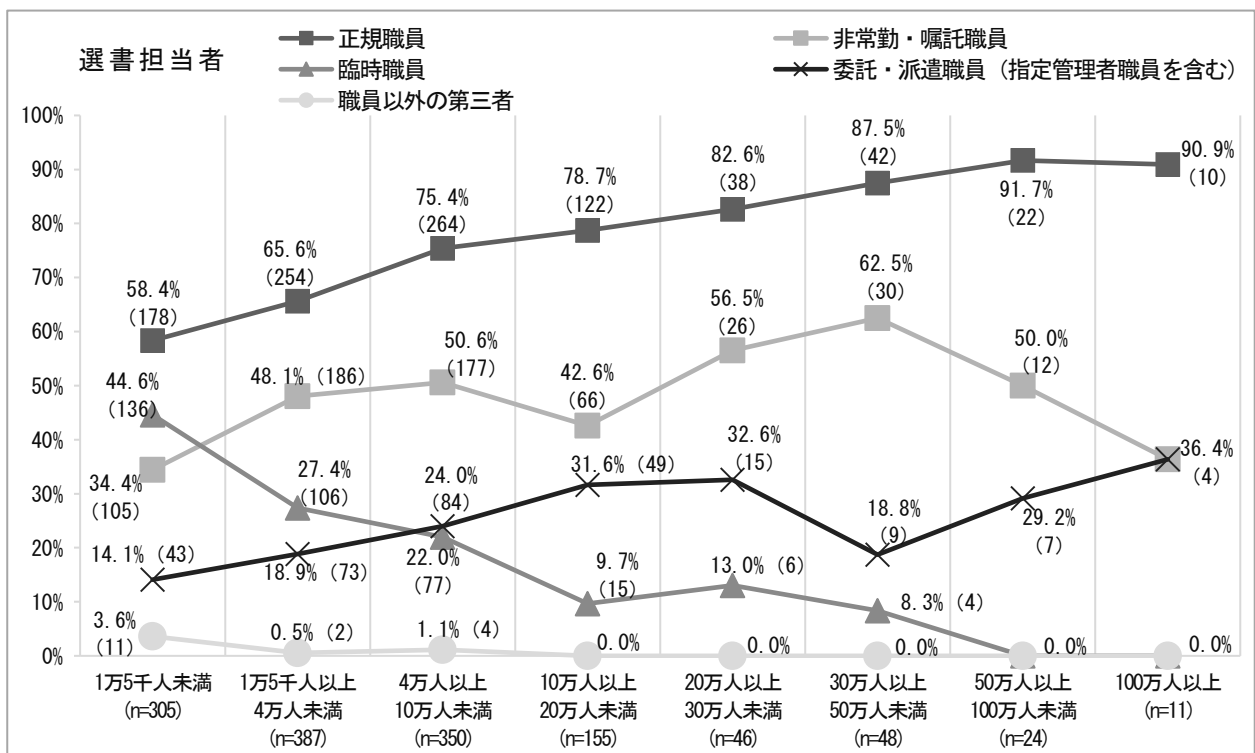


図 2.14 自治体の人口規模と市区町村立図書館の選書担当者（複数回答あり）

## イ 蔵書数と選書担当者

全体的に、蔵書規模が大きくなるにつれて正規職員が選書担当者となる割合は高い。100万冊未満までは非常勤・嘱託職員が関わる傾向が高い。蔵書規模が増えるにつれ、臨時職員が選書担当者となる割合は減る。委託・派遣職員は20～30万冊規模をピークに増減するが、100万冊以上で持ち直す。

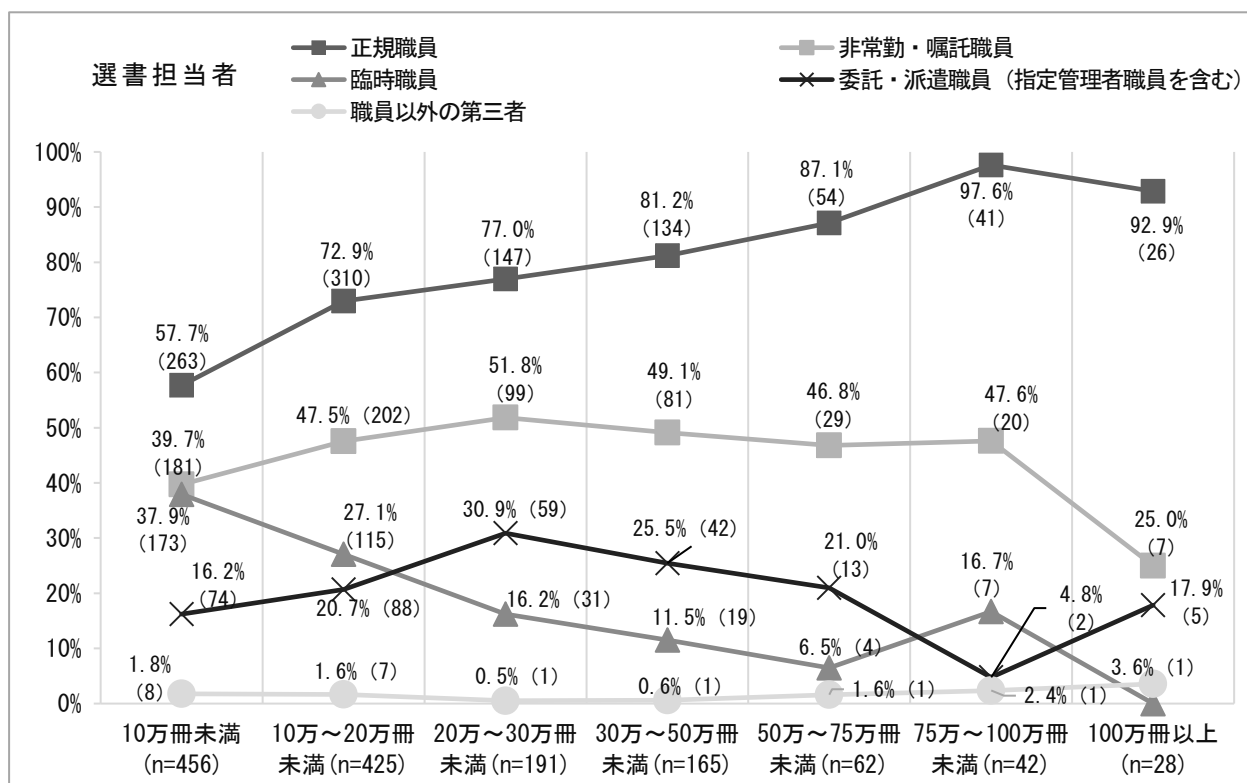


図 2.15 蔵書数と選書担当者（複数回答あり）

## ウ 資料費と選書担当者

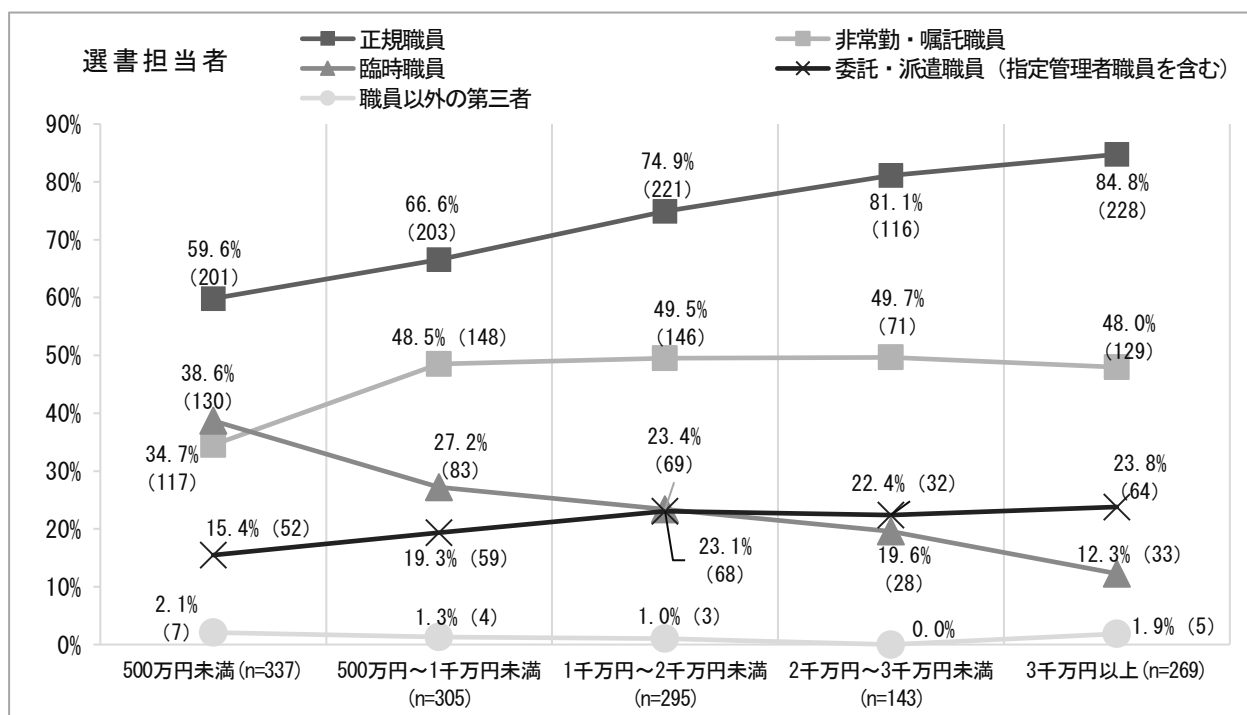


図 2.16 資料費と選書担当者（複数回答あり）

全体的に資料費規模が大きくなるにつれて、正規職員が選書担当者である割合は高くなる。一方、資料費 500 万円未満では、臨時職員の方がわずかではあるが非常勤・嘱託職員より選書に関わる割合が高い。しかし 500 万円以上になると逆転し、非常勤・嘱託職員の関わる割合は 5 割近くになるのに対し、臨時職員の割合は減っていく。委託職員は、2 割前後で横ばいである。

## エ 竣工年と選書担当者

1945 年以前に竣工された図書館は、母数が 3 と少ないため分析から除外する。図から読み取れることとして、竣工年の新しさにより、正規職員が選書担当者である割合が徐々に減少していく。1970 年代竣工以降に限れば、非常勤・嘱託職員の割合はなだらかに上昇し、2000 年代をピークに割合が減少する。竣工年代が新しくなればなるほど、正規職員の担当割合が低くなり、別の形態のスタッフの選書担当割合が少しずつながら高くなる傾向がみられる。

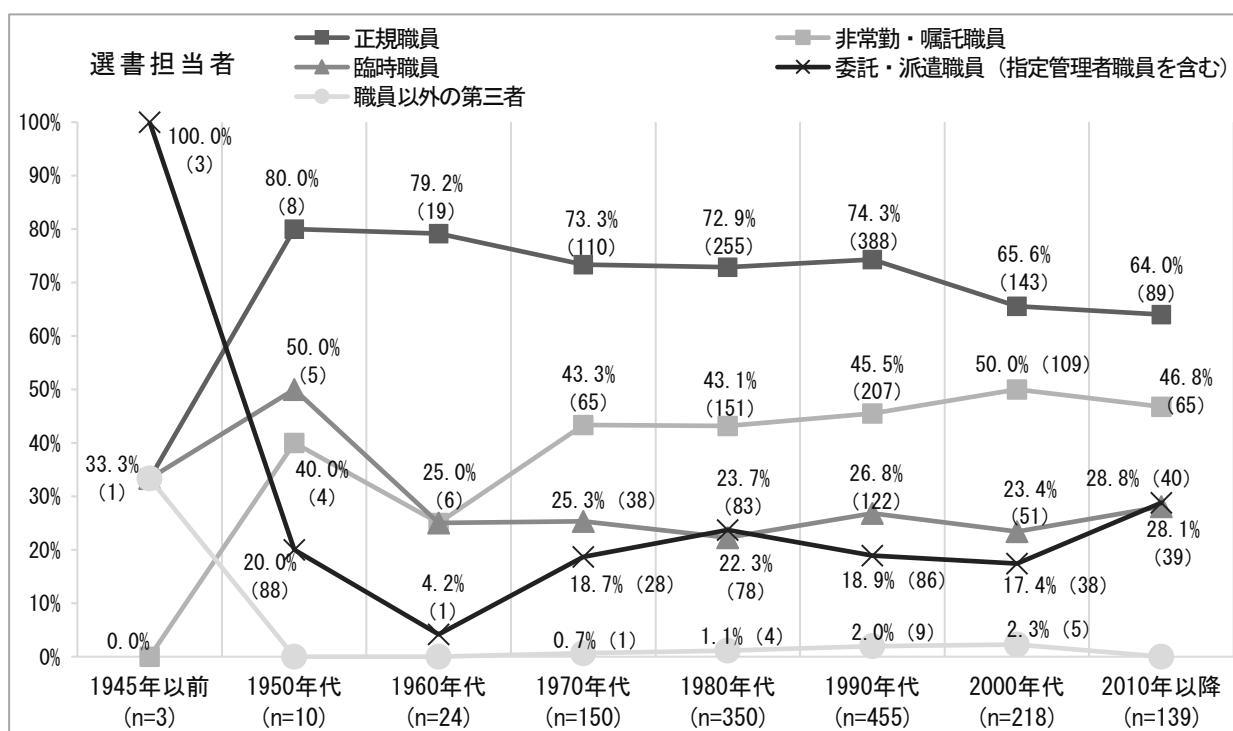


図 2.17 竣工年と選書担当者 (複数回答あり)

## オ 中心館の運営主体と選書担当者

中心館の運営が「自治体職員のみ」か「自治体職員中心（一部委託）」「自治体職員中心（一部指定管理）」の図書館では、正規職員が選書を担当する図書館の割合はそれぞれ 80.8%（747 館）、83.6%（148 館）、100.0%（2 館）と高い。「指定管理者中心」及び「PFI 事業者中心」の図書館では事業者固有の職員（ここでは委託・派遣職員）の割合が高いのは当然と言えるが、「PFI 事業者中心」の図書館においては 44.4%（4 館）で正規職員も選書に関わっており、「指定管理者中心」の図書館の 15.3%（28 館）に比べ、割合としては高くなっている。

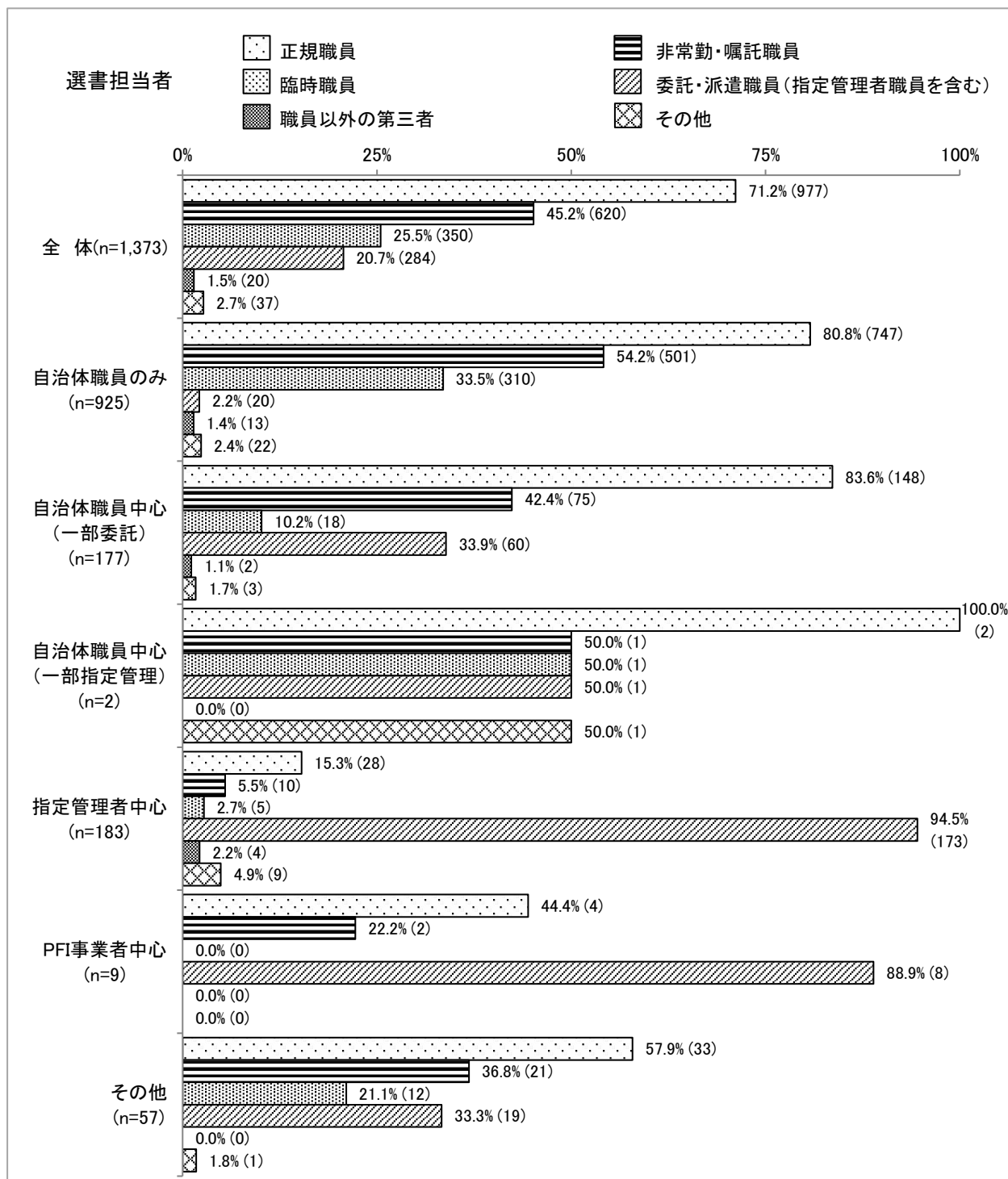


図 2.18 中心館の運営主体と選書担当者（複数回答あり）

## (2) 選書のための会議

<2018年調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「選書のための会議があり、定期的を開催している」が78.7%（37館）、「会議はないが書面回付等による合議形式をとっている」は12.8%（6館）だった。
- ・市区町村立図書館では、「選書のための会議があり、定期的を開催している」が34.5%（457館）、「会議はないが書面回付等による合議形式をとっている」が34.0%（451館）だった。「選書のための会議はない」が28.3%（375館）と3割近くを占めた。

<明らかにすること>

- ・選書のための会議の有無と自治体の人口規模との間に関係があるか。
- ・選書のための会議の有無と図書館の規模（蔵書数、資料費）との間に関係があるか。
- ・選書のための会議の有無と竣工年との間に関係があるか。
- ・選書のための会議の有無と中心館の運営主体との間に関係があるか。

### ア 自治体の人口規模と選書のための会議の有無

市区町村立図書館では、選書のための会議があり、定期的を開催している図書館の割合は、人口規模が大きいほど選書のための会議を定期的を開催している図書館の割合が高いが、100万人以上だとやや下がる。人口規模によらず、収集方針に基づく公正な選書体制が求められる。

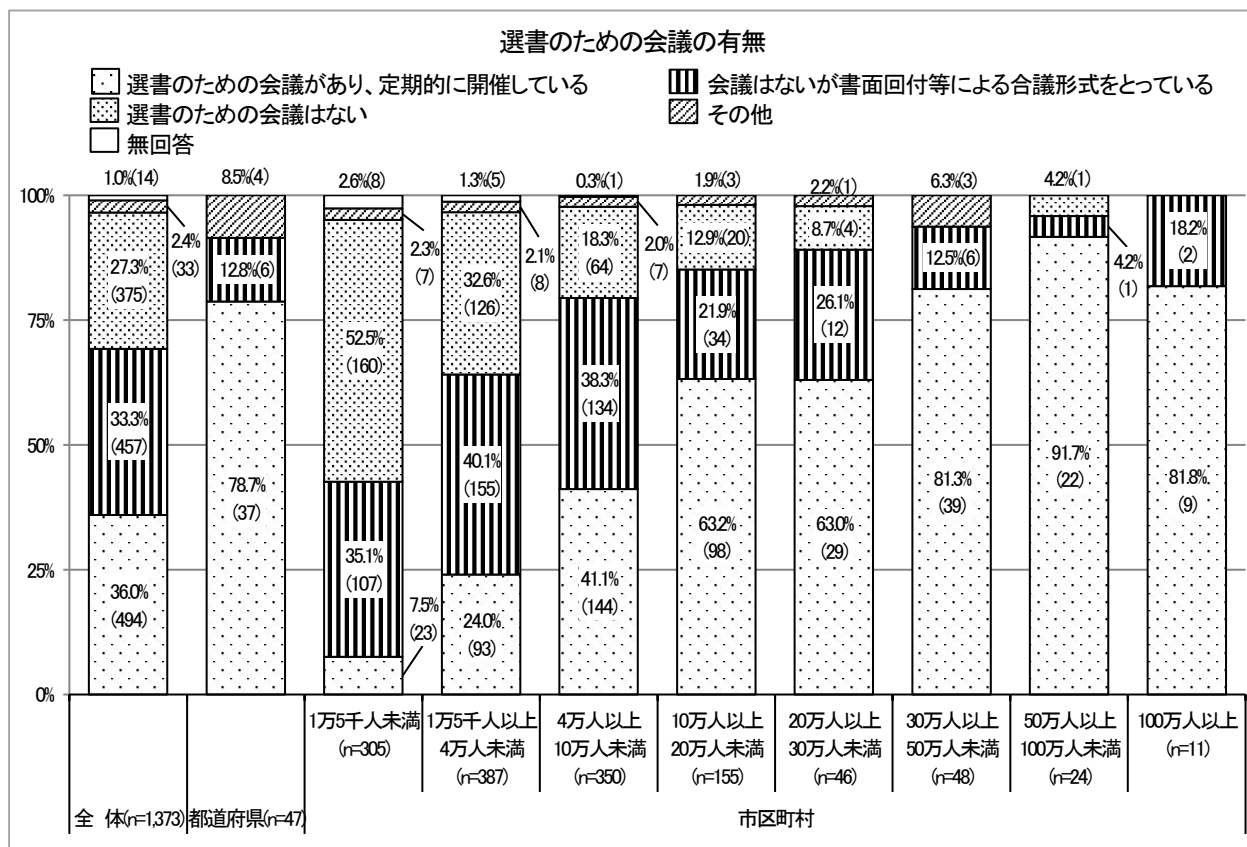


図 2.19 自治体の人口規模と選書のための会議の有無

## イ 蔵書数と選書のための会議の有無

選書のための会議があり、定期的を開催している図書館の割合は、蔵書数 10 万冊未満の図書館では 13.6% (62 館)、10 万～20 万冊未満では 29.9% (127 館) と低いですが、それ以上の蔵書規模では、おおむね蔵書数が多いほど選書のための会議を定期的で開催している割合が高くなる。蔵書数が 30 万～50 万冊、50 万～75 万冊、75 万～100 万冊の図書館では、選書のための会議を定期的で開催している割合は 7 割程度でほぼ横ばいで、2 割前後の図書館が書面による合議形式を取っている。

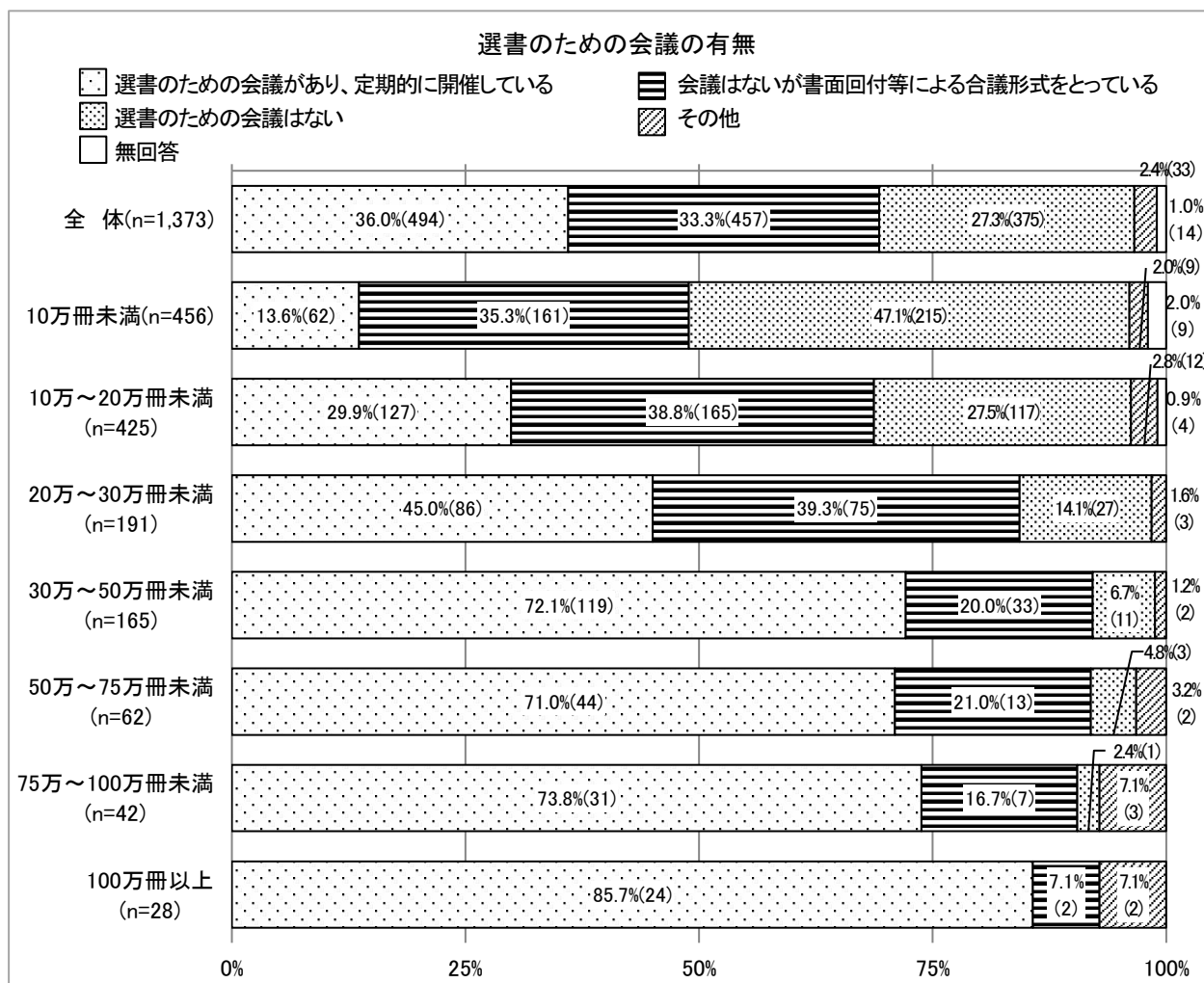


図 2.20 蔵書数と選書のための会議の有無

## ウ 資料費と選書のための会議の有無

選書のための会議があり、定期的を開催している図書館は、資料費が 500 万円未満の図書館で 12.8% (43 館)、500 万円～1 千万円未満で 22.0% (67 館)、1 千万円以上 2 千万円未満で 37.6% (111 館)、2 千万円～3 千万円未満で 59.4% (85 館)、3 千万円以上で 68.0% (183 館) であった。

資料費が多いほど、選書のための会議を定期的で開催している図書館の割合が高くなり、書面による合議形式の割合も減っている。



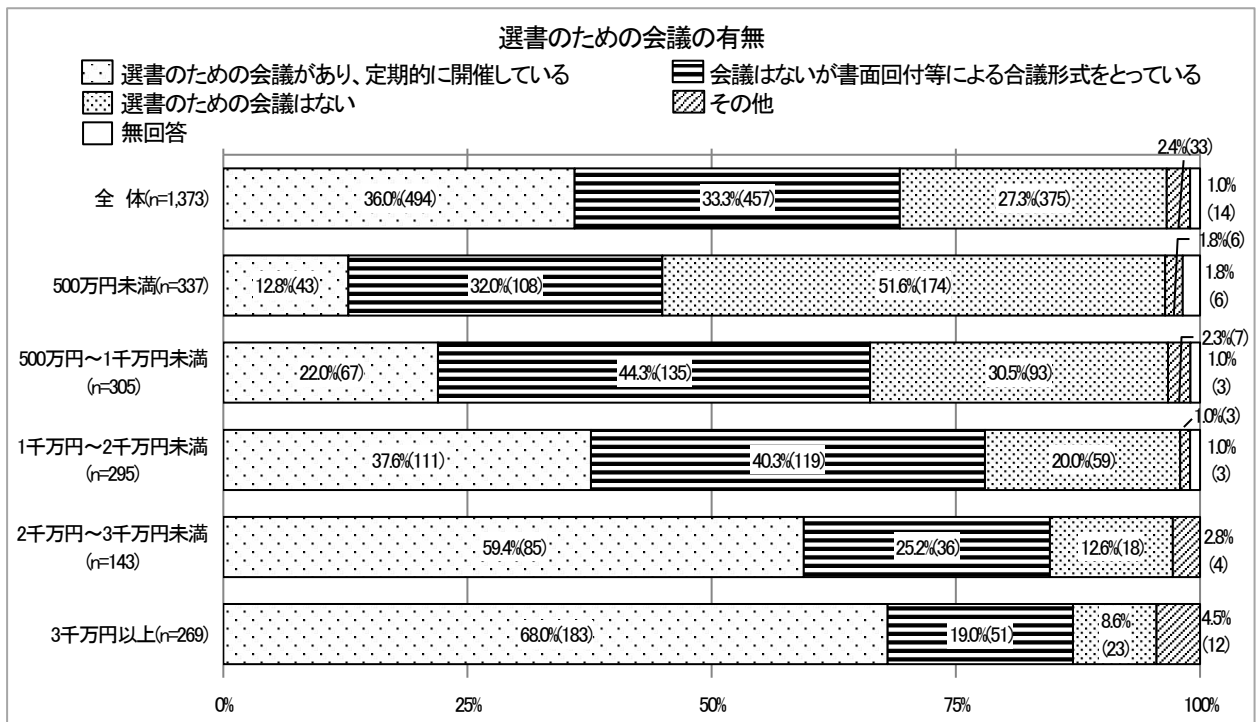


図 2.21 資料費と選書のための会議の有無

### エ 竣工年と選書のための会議の有無

選書のための会議を定期的開催している図書館の割合は、いずれの年代でも 30～40%台と大きな差はないが、1960～1970年代がやや高かった。また、どの年代も3割前後を占める書面による合議形式は、2010年以降では4割超となっている。竣工の年代と選書のための会議の有無の明らかな関係性は見られなかった。

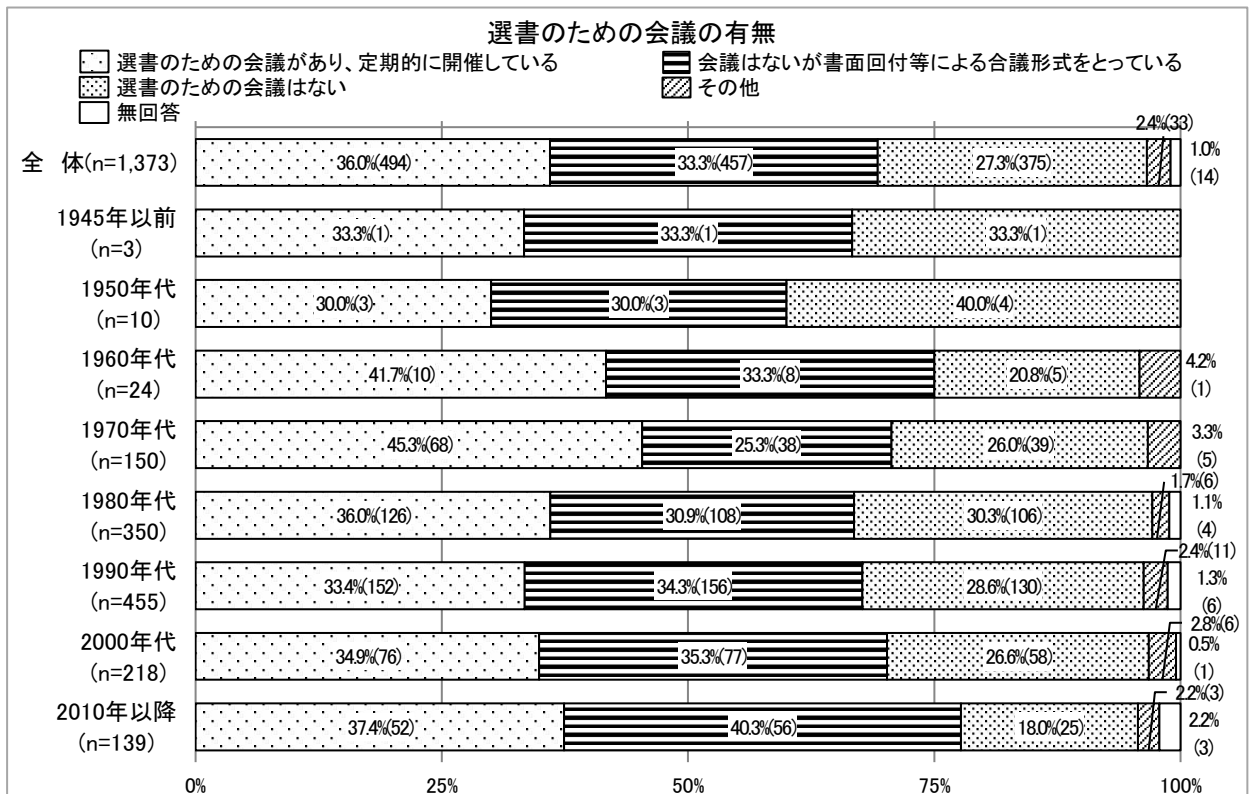


図 2.22 竣工年と選書のための会議の有無

(ここまでの分析でわかったこと)

人口規模、蔵書数、資料費が多いほど、定期的な選書会議を行っていることがわかった。即ち図書館規模が大きいほど、職員数も多いと思われ、より選書に手を掛けられるということが推察される。

### オ 中心館の運営主体と選書のための会議の有無

選書のための会議があり、定期的に行っている図書館の割合は、中心館の運営が自治体職員のみ  
の図書館では 32.8% (303 館)、自治体職員中心 (一部委託) では 49.2% (87 館)、指定管理者中心では  
41.5% (76 館)、PFI 事業者中心では 44.4% (4 館)、その他では 29.8% (17 館) であった。選書のため  
の会議を定期的に行っている割合が高かったのは、運営が自治体職員中心 (一部委託又は一部指定  
管理) の図書館で、最も低かったのは、その他を除くと、自治体職員のみで運営している図書館であ  
った。

運営主体に関わらず約 7 割の図書館が、選定会議もしくは合議制による選書を行っている。

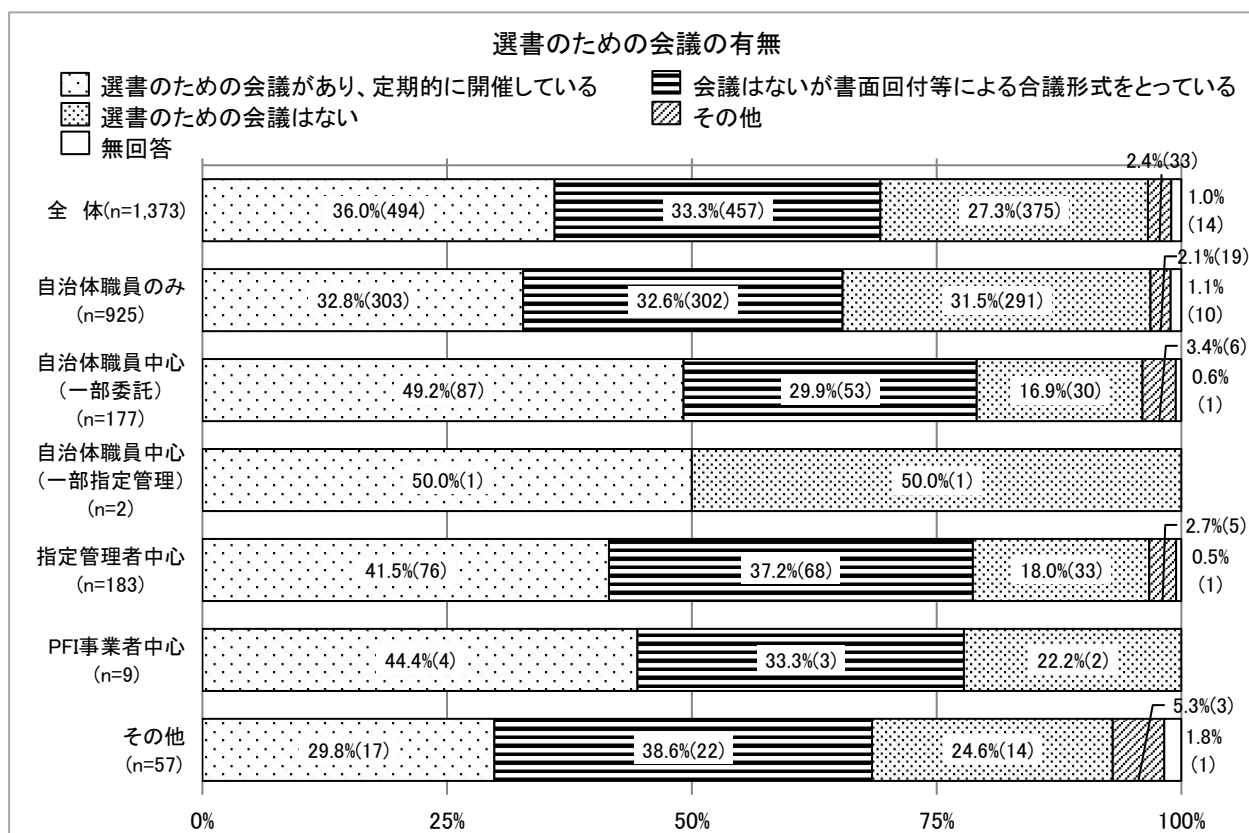


図 2.23 中心館の運営主体と選書のための会議の有無

### (3) 選書の最終決定者

<2018年調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「図書館長（中心館で一括）」が72.3%（34館）と最も多く、「図書館長（各館ごと）」が12.8%（6館）、「図書館長以外の管理職」が8.5%（4館）だった。
- ・市区町村立図書館では、「図書館長（中心館で一括）」が44.7%（593館）で最も多く、次いで「決裁の手続きは行わない」が16.0%（212館）、「図書館長（各館ごと）」が12.6%（167館）だった。

<明らかにすること>

- ・選書の最終決定者と自治体の人口規模に関係はあるか。
- ・選書の最終決定者と図書館の規模（蔵書数、資料費）に関係はあるか。
- ・選書の最終決定者と竣工年に関係はあるか。
- ・選書の最終決定者と中心館の運営主体に関係はあるか。

#### ア 自治体の人口規模と選書の最終決定者

市区町村立図書館では、どの人口規模でも図書館長が選書の最終決定者である割合は高いが、人口規模が4万人未満までは教育委員会の長が決定、あるいは決裁の手続きを行わない図書館の割合が高い。しかし、4万人以上になると、各館ごとの図書館長、50万人以上になると図書館長以外の管理職が決定する割合が高くなり、人口規模が大きいほど、各館ごとの決定権が強くなっていく傾向が見られる。

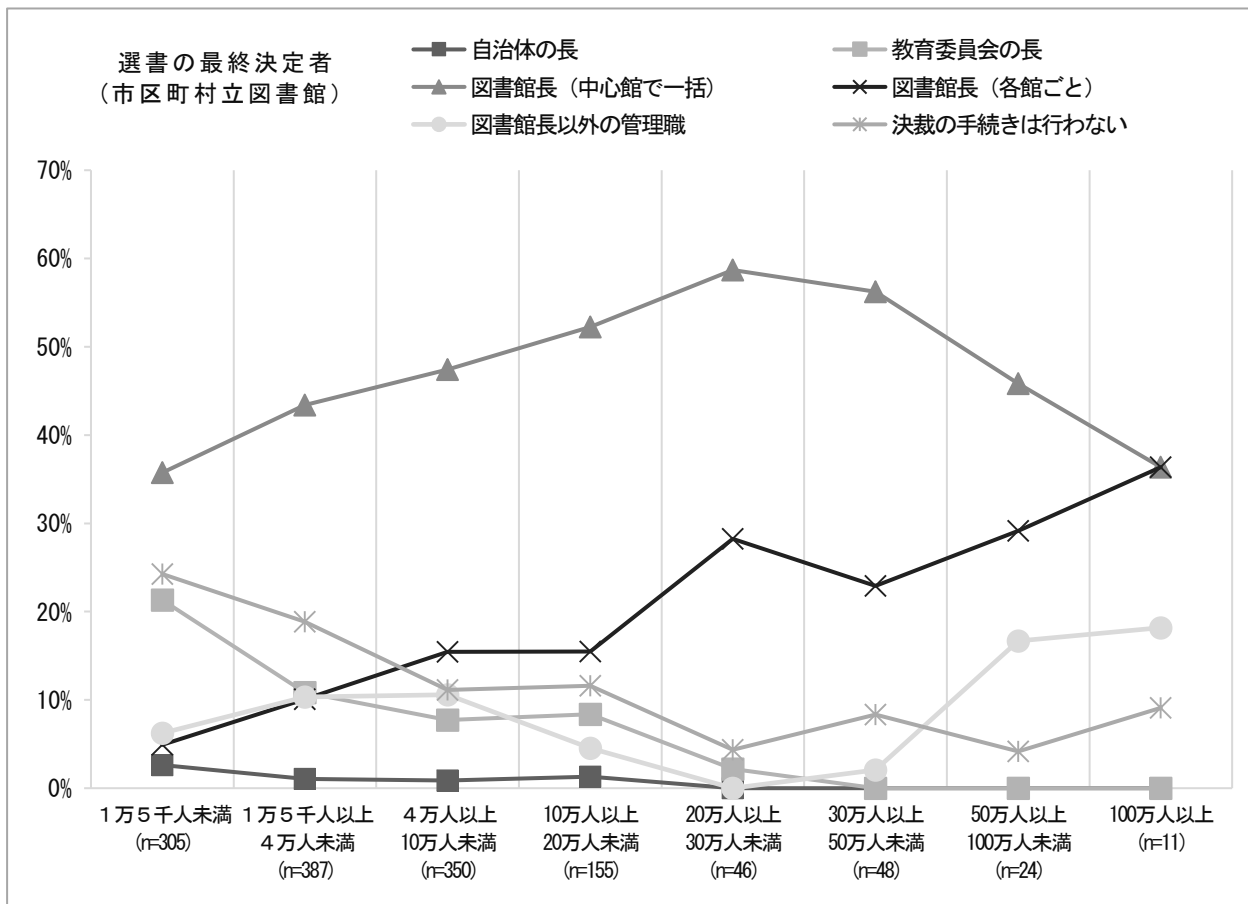


図 2.24 自治体の人口規模と市区町村立図書館の選書の最終決定者

## イ 蔵書数と選書の最終決定者

全体としてどの蔵書規模においても、図書館長（中心館で一括）が選書の最終決定者である割合が高い。蔵書数 10 万冊未満の図書館では最終決定者として自治体の長や教育委員会の長が関わるが、それ以上の規模になると徐々に減り、館長の割合が高くなっている。

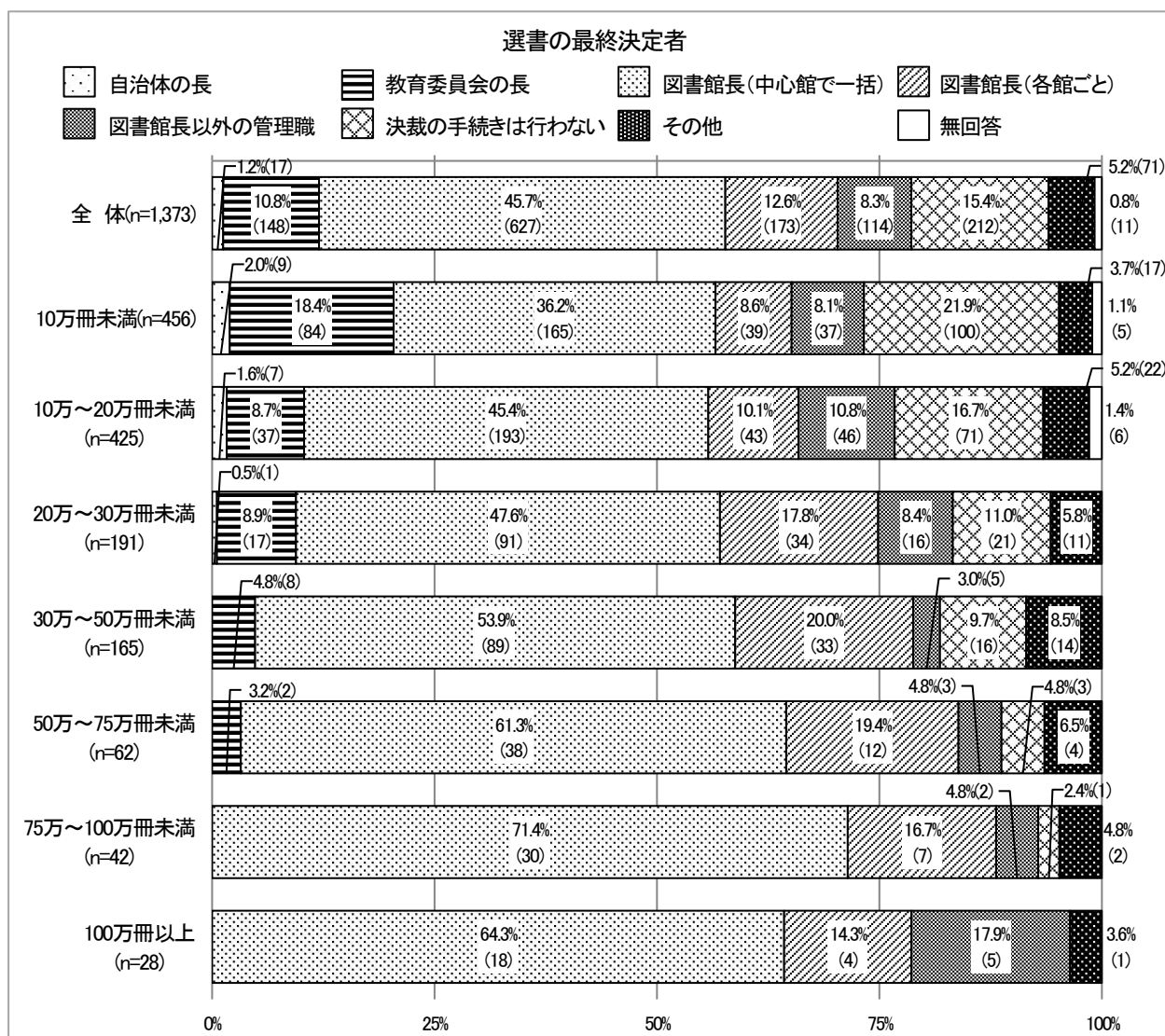


図 2.25 蔵書数と選書の最終決定者

## ウ 資料費と選書の最終決定者

どの資料費規模においても、図書館長（中心館で一括）が選書の最終決定者である割合が高いのは明白である。500万円未満では、図書館長（中心館で一括）（35.9%）だけでなく、教育委員会の長（19.0%）、決裁の手続きは行わない（25.2%）も目立つが、資料費規模の増加により、その2つの割合は徐々に減り、図書館長（各館ごと）の決裁の割合も増加していく。資料費の規模が小さいほど、教育委員会の長が関わる割合が高い。

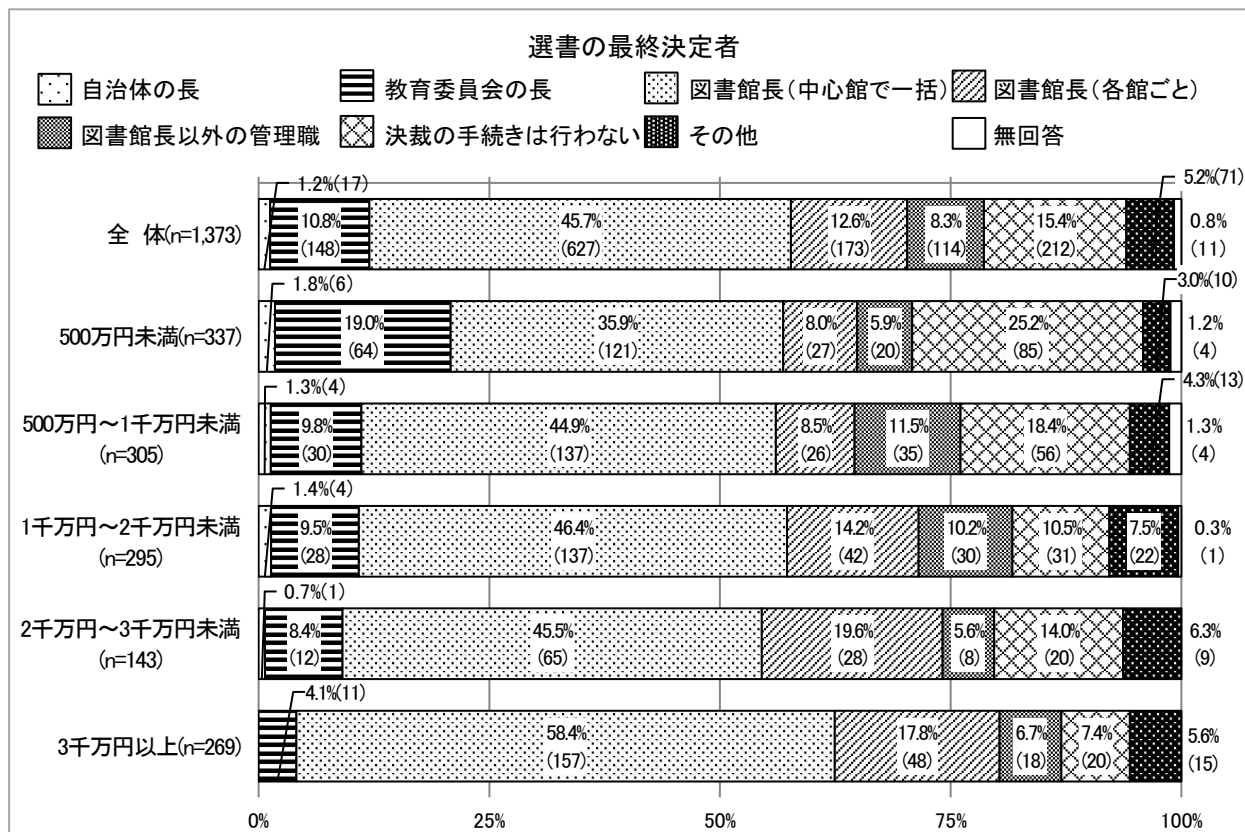


図 2.26 資料費と選書の最終決定者

## エ 竣工年と選書の最終決定者

全体としては、竣工の年代を問わず図書館長（中心館一括）が選書の最終決定者である割合は高いが、1960年代の70.8%をピークに徐々に割合が減り、自治体の長と教育委員会の長の割合がわずかではあるが増えている。しかしながら、竣工年と選書の最終決定者との間に明らかな関係性を指摘するのは難しい。

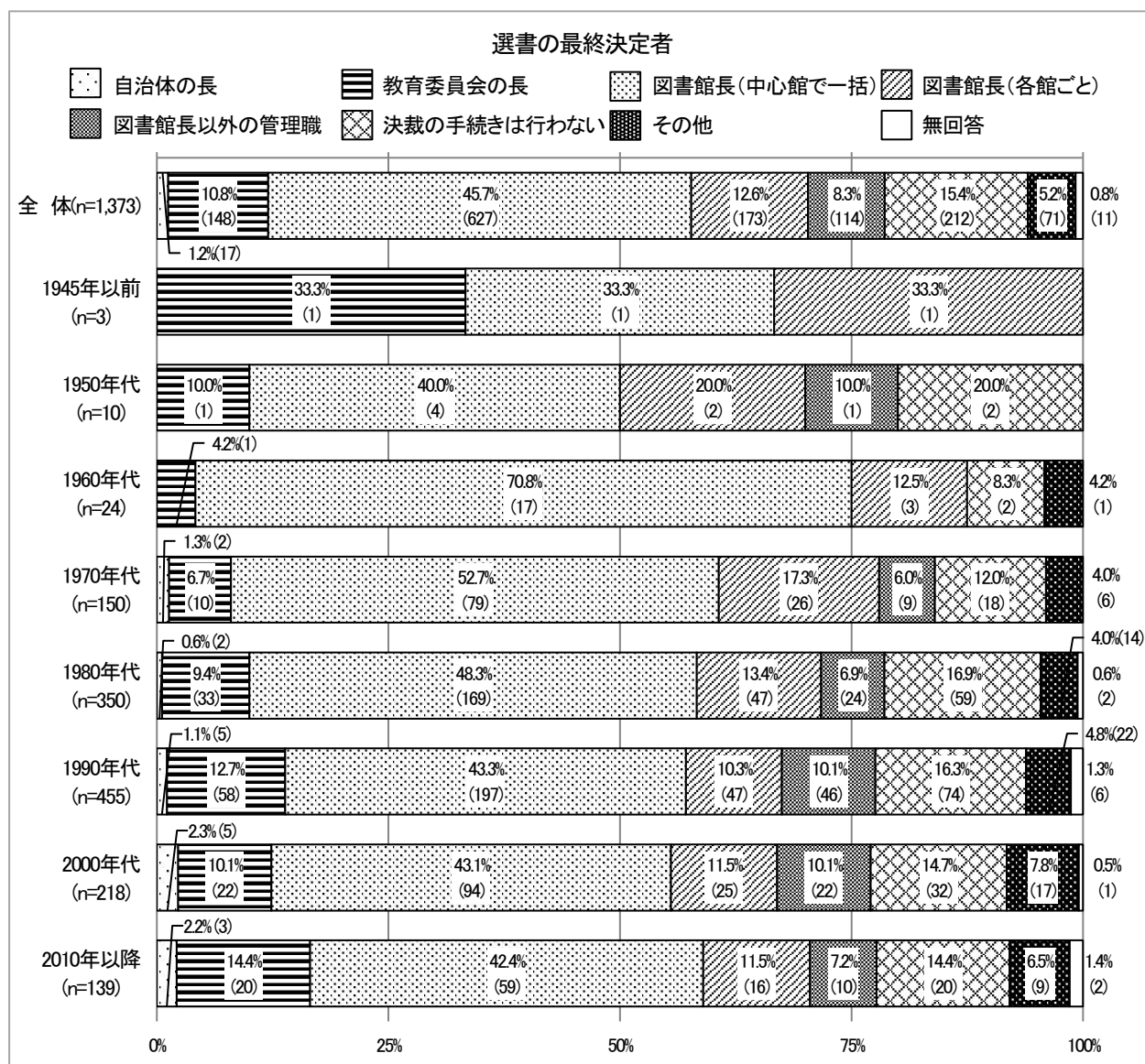


図 2.27 竣工年と選書の最終決定者

## オ 中心館の運営主体と選書の最終決定者

自治体職員中心（一部指定管理）は母数が2と少ないため例外として、中心館の運営主体の如何を問わず、図書館長が選書の最終決定者となっている割合が高い。自治体職員のみ、自治体職員中心（一部委託）と指定管理者中心では、一定の割合で教育委員会の長が選書の最終決定者になっている。

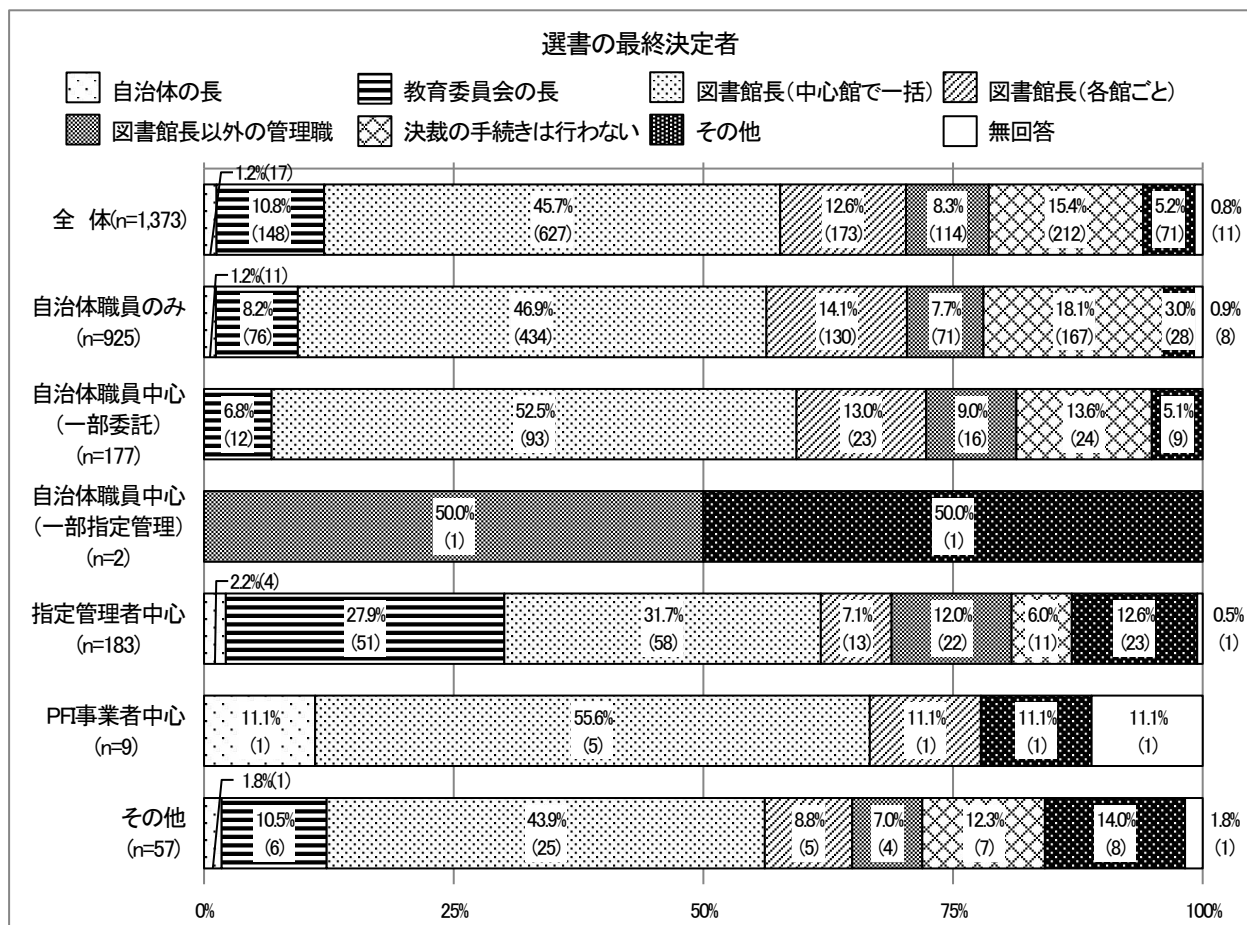


図 2.28 中心館の運営主体と選書の最終決定者

## カ まとめ

人口規模、蔵書数、資料費、中心館の運営主体によらず、図書館長が選書の最終決定者となっている割合が高い。規模が小さいほど、教育委員会の長が関わる割合が高くなり、運営主体が指定管理中心であると教育委員会の長が関わる割合が高くなるようだ。

総合的に見て、おおむね図書館長や管理職が決定権を持っている。指定管理では教育委員会の長が決定者になっている割合が他と比べ高くなっている。いずれにしても、運営主体によらず、図書館が自律的に、収集方針に照合して選書が行われる体制が構築されるべきである。

気になるのは、どの運営主体（自治体職員中心（一部指定管理）を除く）でも、「決裁の手続き」を行わずに資料を購入している館（自治体）があることである。

#### (4) 資料の収集に関する課題

<2018年調査からわかったこと>

資料収集に関する課題として、全体で「予算が不足している」と答えた図書館は56.2% (772館)、「選書にかかる時間が不足している」は59.6% (818館)、「選択基準が明確でなく、何を選んでよいかわからない」が16.2% (222館)、「担当者の専門知識が不足している」が35.1% (482館)、「その他」が6.8% (94館)、「無回答」が8.0% (110館)であった。

<明らかにすること>

- ・資料の収集に関する課題と蔵書数に関する関係があるか。
- ・資料の収集に関する課題と資料費に関する関係があるか。
- ・資料の収集に関する課題と中心館の運営主体に関する関係があるか。

#### ア 蔵書数と資料の収集に関する課題

全体で最も割合の高い回答であった「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館は、蔵書数10万冊未満では48.9% (223館)、10万～20万冊未満では61.4% (261館)、20万～30万冊未満では66.0% (126館)、30万～50万冊未満では70.9% (117館)、50万～75万冊未満では61.3% (38館)、75万～100万冊未満では81.0% (34館)、100万冊以上では60.7% (17館)であった。

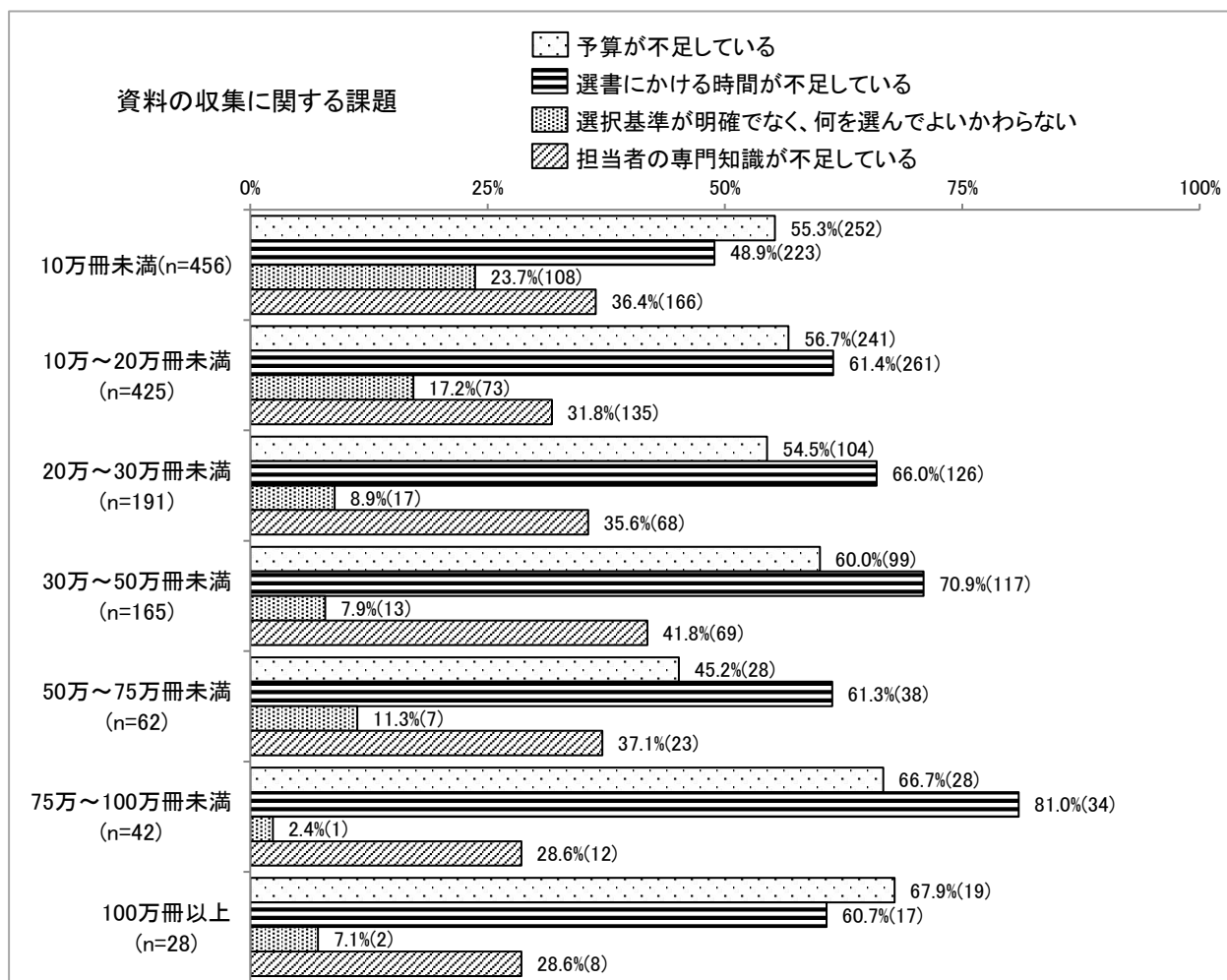


図 2.29 蔵書数と資料の収集に関する課題 (複数回答あり)



全体で2番目に割合の高い回答である「予算が不足している」と答えた図書館は、蔵書数10万冊未満では55.3% (252館)、10万～20万冊未満では56.7% (241館)、20万～30万冊未満では54.5% (104館)、30万～50万冊未満では60.0% (99館)、50万～75万冊未満では45.2% (28館)、75万～100万冊未満では66.7% (28館)、100万冊以上では67.9% (19館)であった。

図書館の蔵書数と資料の収集に関する課題の間に関係性は見られないが、蔵書数の大小に関わらず、予算不足と選書の時間不足を感じている図書館が多かった。

## イ 資料費と資料の収集に関する課題

「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館は、資料費別に見ると、500万円未満では46.0% (155館)、500万円～1千万円未満では61.6% (188館)、1千万円～2千万円未満では68.8% (203館)、2千万円～3千万円未満では67.1% (96館)、3千万円以上では62.1% (167館)であった。

「予算が不足している」と答えた図書館は、資料費別に見ると、500万円未満では61.1% (206館)、500万円～1千万円未満では59.3% (181館)、1千万円～2千万円未満では56.3% (166館)、2千万円～3千万円未満では53.1% (76館)、3千万円以上では49.4% (133館)であった。

資料費と「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館の割合の間には、明らかな関係性は見られなかった。一方で「予算が不足している」と答えた図書館の割合は、資料費が多いほど減少する傾向にあった。

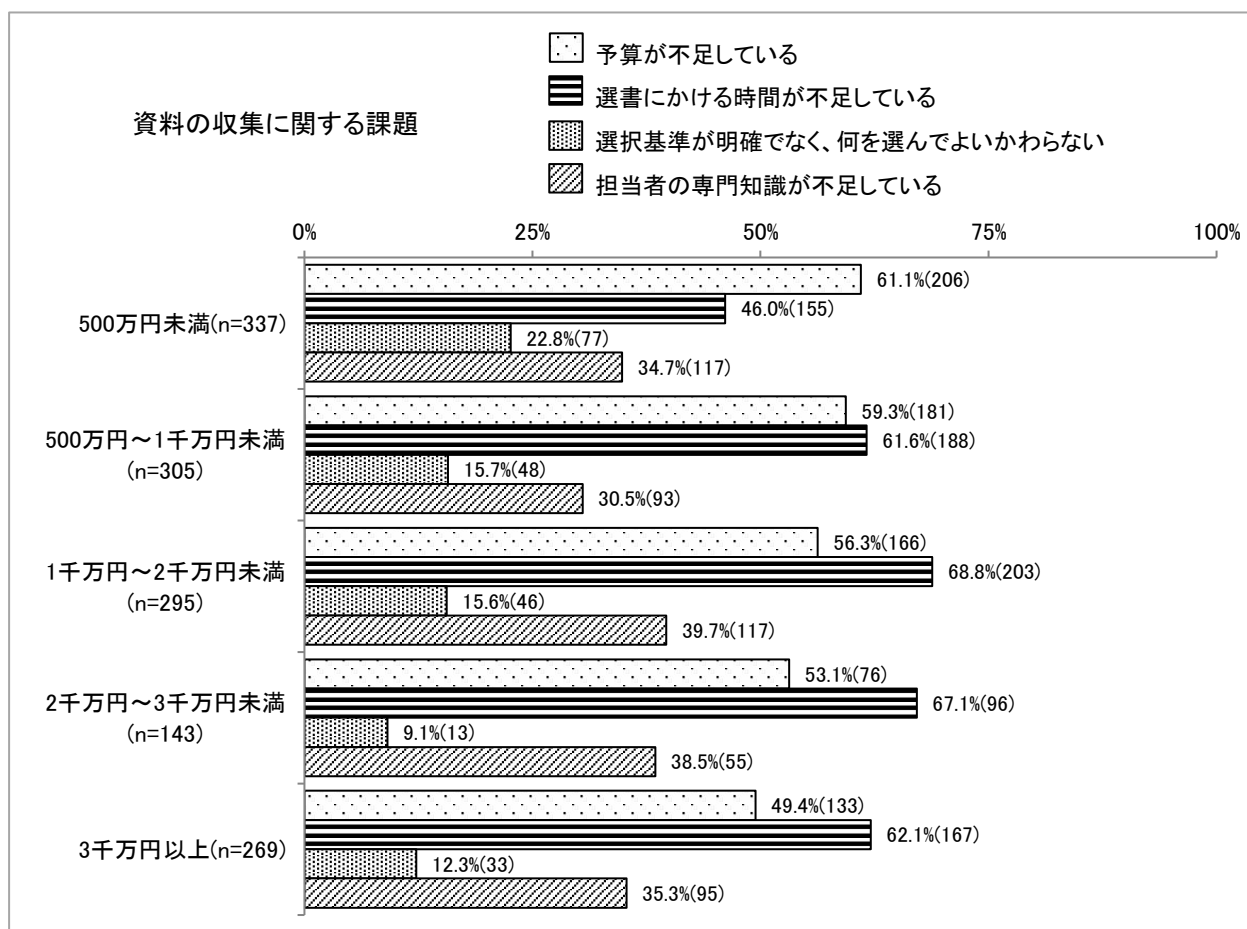


図 2.30 資料費と資料の収集に関する課題（複数回答あり）

## ウ 中心館の運営主体と資料の収集に関する課題

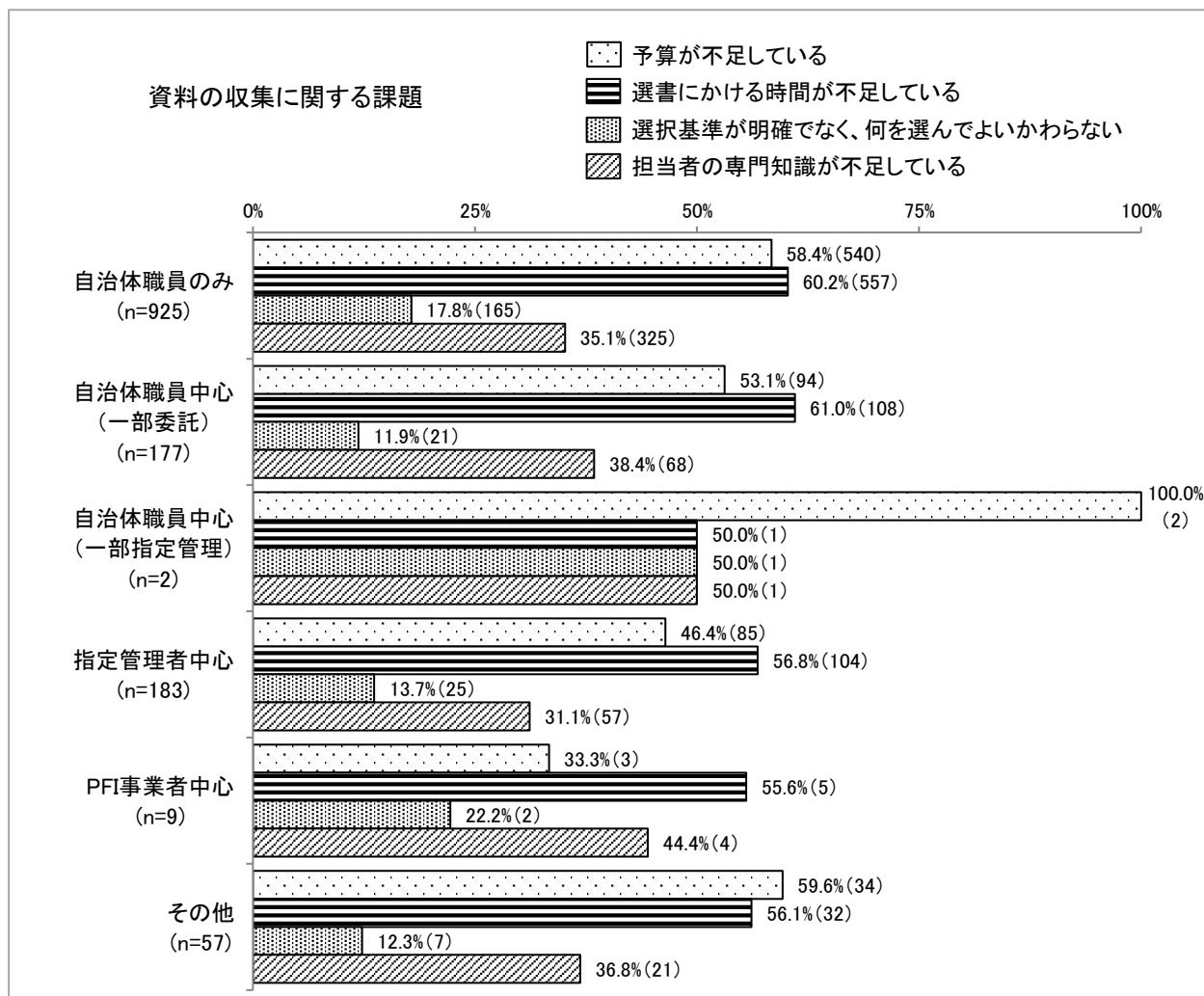


図 2.31 中心館の運営主体と資料の収集に関する課題（複数回答あり）

「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館は、中心館の運営主体が自治体職員のための図書館では60.2%（557館）、自治体職員中心（一部委託）では61.0%（108館）、自治体職員中心（一部指定管理）では50.0%（1館）、指定管理者中心では56.8%（104館）、PFI事業者中心では55.6%（5館）、その他では56.1%（32館）であった。

「予算が不足している」と答えた図書館は、中心館の運営主体が自治体職員のための図書館では58.4%（540館）、自治体職員中心（一部委託）では53.1%（94館）、指定管理者中心では46.4%（85館）、PFI事業者中心では33.3%（3館）、その他では59.6%（34館）であった。

「選書にかかる時間が不足している」と答えた図書館の割合は、いずれの運営主体でも50%を超え、運営主体の違いによる差は少なかった。「予算が不足している」と答えた割合が最も少なかったのは、運営主体がPFI事業者中心の図書館であった。

「専門知識の不足」は運営主体によらず、3割以上であった。

### 3 蔵書評価

#### (1) 蔵書評価の実施状況

<2018年度調査からわかったこと>

- ・「蔵書評価を行っている」図書館は、都道府県立図書館では8.5%（4館）、市区町村立図書館では9.9%（131館）にとどまった。
- ・「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」図書館は、都道府県立図書館で6.4%（3館）、市区町村立図書館で2.6%（34館）だった。
- ・「行ったことはないが、今後実施の予定がある、または検討中である」という図書館は、都道府県立図書館で17.0%（8館）、市区町村立図書館で14.4%（191館）だった。
- ・都道府県立図書館、市区町村立図書館とも、「行ったことはない。今後も予定はない」という回答が最も多く、半数を超えた。

本項では、蔵書評価の実施に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・蔵書評価の実施と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・蔵書評価の実施と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・蔵書評価の実施と中心館の運営主体に関係があるか。

#### ア 自治体の人口規模と蔵書評価

はじめに、自治体の人口規模と蔵書評価の実施との関係について見ていく。都道府県立図書館において蔵書評価を行っていると回答した4館は、いずれも200万人以上の人口規模を持つ自治体であった。市区町村立図書館においては（図 2.32）、おおむね自治体の人口規模と蔵書評価の実施状況は比例している。「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」と回答した図書館を含めても、人口規模の大きい自治体の方が、蔵書評価を実施している傾向が見られる。

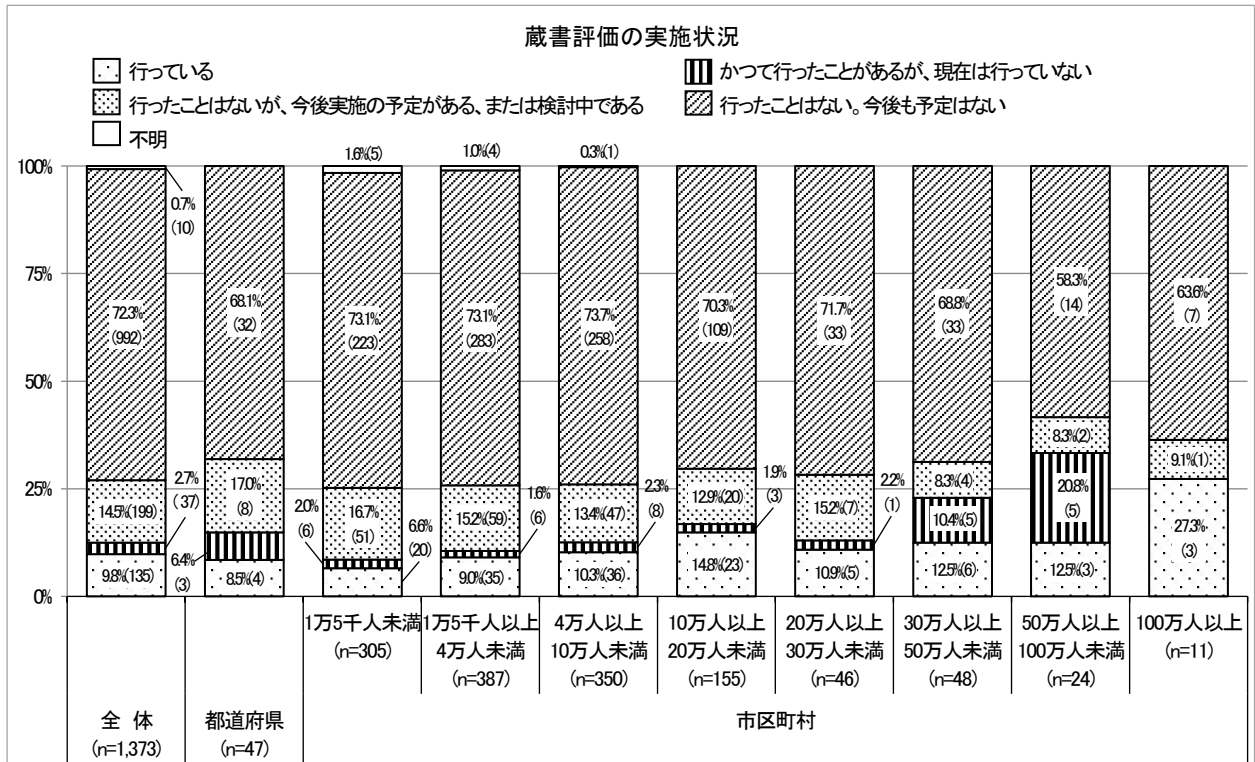


図 2.32 自治体の人口規模と蔵書評価の実施状況

### イ 資料費と蔵書評価

次に、図書館の資料費と蔵書評価の実施との関係について見ていく（図 2.33）。どの資料費規模でも、現在の実施率は1割前後である。「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」も含めると、規模が大きいほど実施の割合が高くなる。一方で、どの規模でも1～2割程度の図書館が「行ったことはないが、今後実施の予定がある、または検討中である」と回答している。

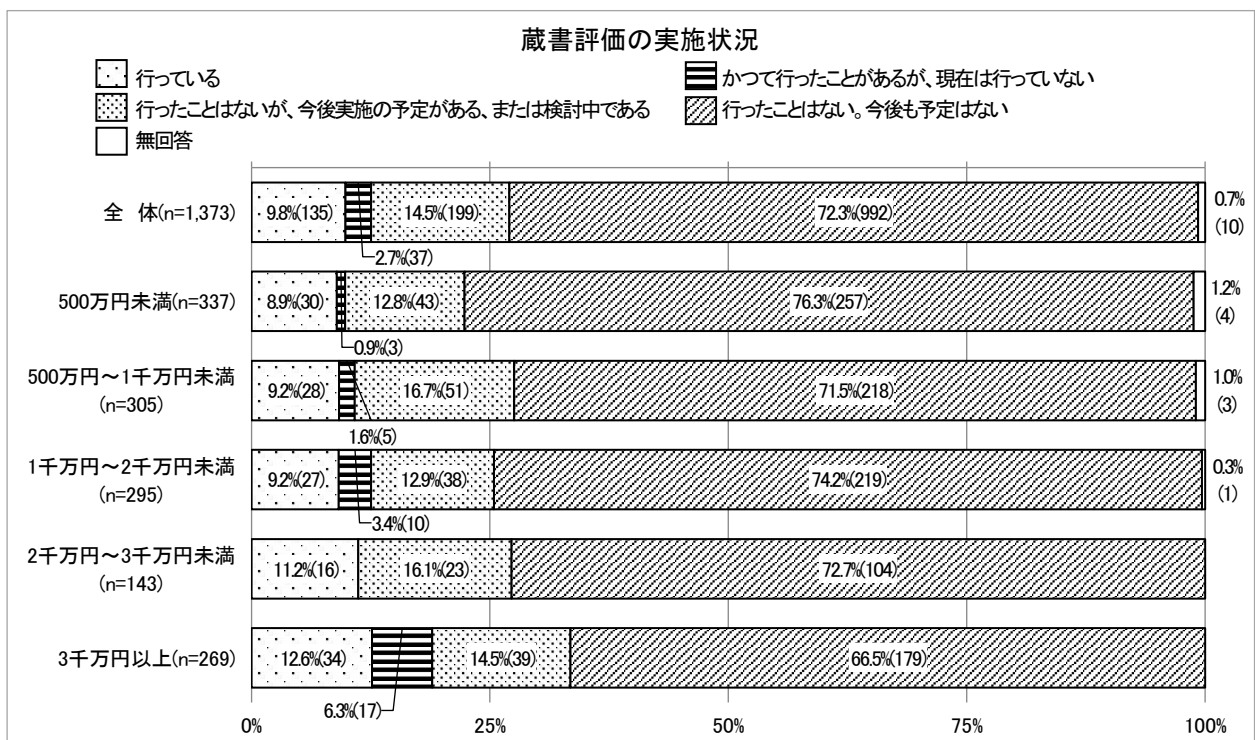


図 2.33 資料費と蔵書評価の実施状況

## ウ 蔵書数と蔵書評価

次に、図書館の蔵書数と蔵書評価の実施との関係を見ていく（図 2.34）。「行っている」と「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」を合わせると、2番目に蔵書数の多い「75万～100万冊未満」を除き、蔵書数の多い図書館ほど、蔵書評価の実施割合が高い傾向がある。特に、最も蔵書数の多い「100万冊以上」は、「行っている」割合が最も多く、2割を超えている。一方、「75万～100万冊未満」は、他の区分と比べると異なる傾向を示しており、「行っている」と「かつて行ったことがあるが、現在は行っていない」を合わせても 11.9%（5館）と少ないが、「今後実施の予定がある、または検討中である」と「行ったことはない。今後も予定はない」の割合は 21.4%（9館）と、全区分中で最も多い。

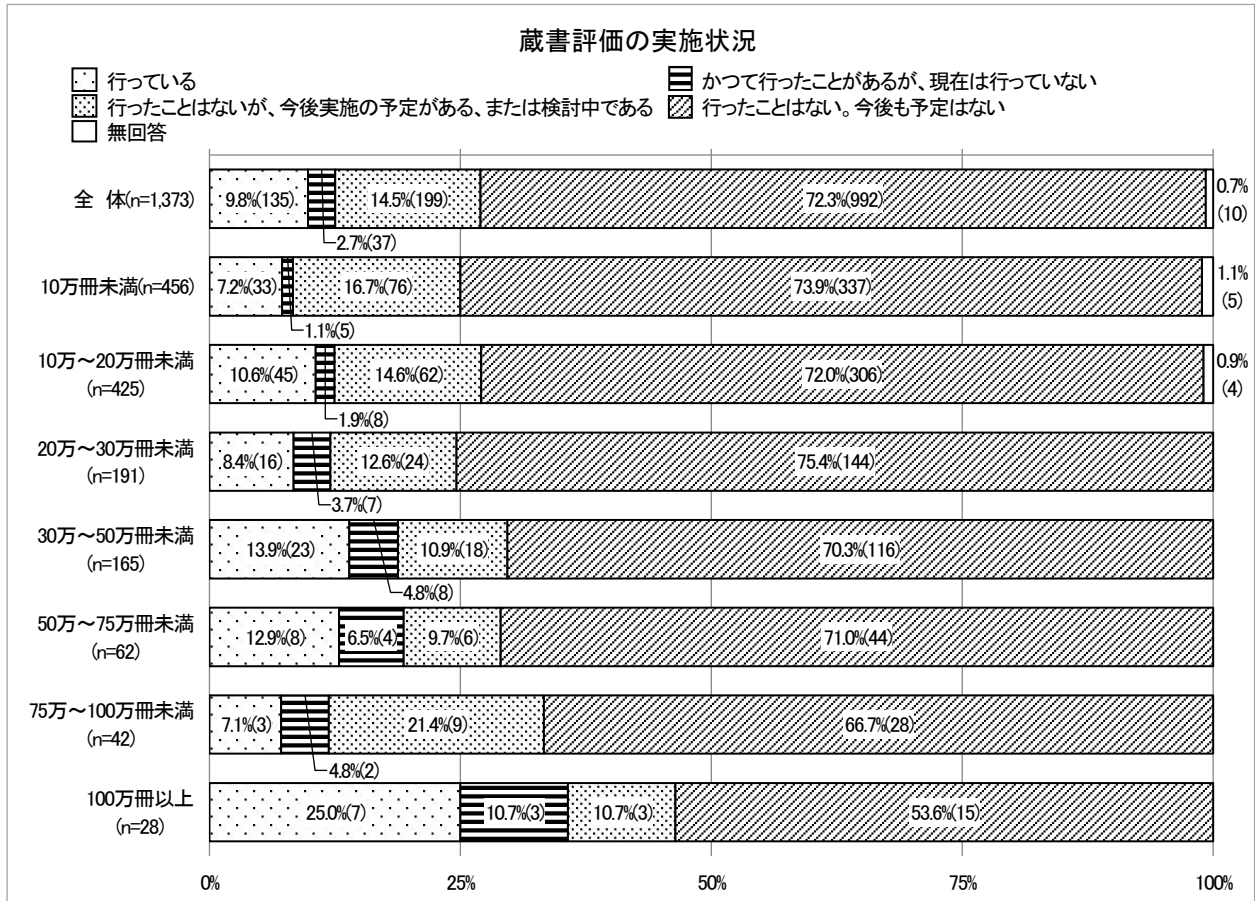


図 2.34 蔵書数と蔵書評価の実施状況

## エ 中心館の運営主体と蔵書評価

次に、中心館の運営主体と蔵書評価の実施との関係について見ていく（図 2.35）。「行っている」割合が高いのは「PFI 事業者中心」22.2%（2 館）、「指定管理者中心」の 19.1%（35 館）で、「自治体職員のみ」の 7.1%（66 館）や「自治体職員中心（一部委託）」の 14.1%（25 館）を上回っている。

一部委託、指定管理者中心、PFI 事業者中心の方が、自治体職員のみ、自治体職員中心より、蔵書評価を行う意向を持っている。

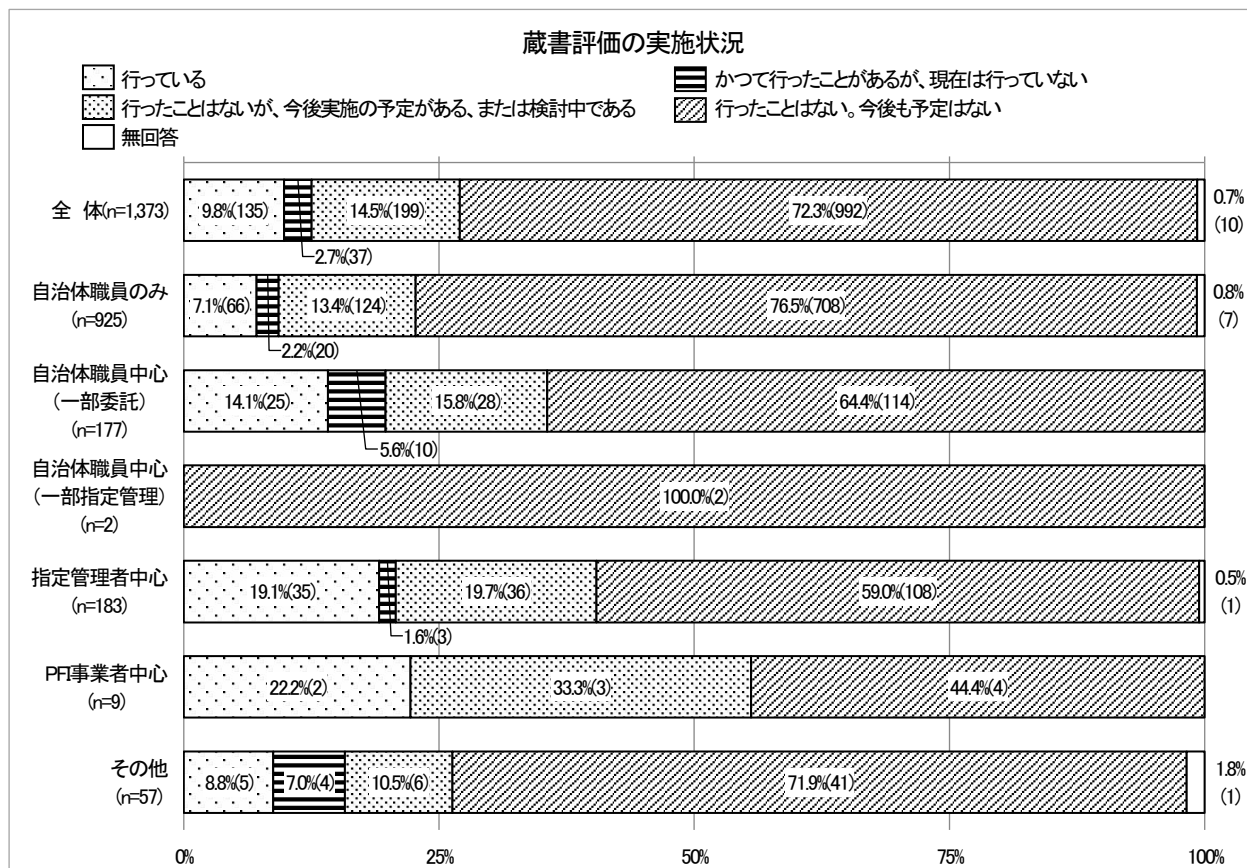


図 2.35 中心館の運営主体と蔵書評価の実施状況

## オ 分析から分かったこと

蔵書評価については、元々回答の実施率が低いため、関係性を見出すのは難しいが、人口、蔵書数、予算の規模が大きい、あるいは中心館の運営主体が指定管理者、PFI 事業者であると、実施している、実施経験がある傾向が見られる。人口規模の大小は、都道府県立図書館よりも市区町村立図書館において、影響が大きいと言える。また、自治体職員の直営館よりも、一部委託や指定管理者中心で運営している図書館の方が、蔵書評価の実施割合が高いのは、仕様書等によって、業務内容が明確にされていることも関係していると思われる。

一方で、規模、運営主体によらず 1 割から 2 割の図書館が蔵書評価を行ったことはないが、今後実施の予定がある、または検討中である、と回答しており、これに応じていく方策が必要であろう。

## 4 除籍

### (1) 除籍方針

<2018年度調査からわかったこと>

- ・ 不要資料の除籍に関する方針について、都道府県立図書館では、「あり」が46.8%（22館）、「なし」が48.9%（23館）で、ほぼ同数だった。
- ・ 市区町村立図書館では、「あり」が46.3%（614館）、「なし」が50.4%（668館）で、「なし」が「あり」をやや上回った。

本項では、除籍に関する方針の明文化に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・ 除籍に関する方針の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・ 除籍に関する方針の明文化と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・ 除籍に関する方針の明文化と中心館の運営主体に関係があるか。

### ア 自治体の人口規模と除籍方針の明文化

はじめに、自治体の人口規模と除籍方針の明文化との関係を見ていく（図 2.36）。市区町村立図書館においては、人口規模が最も少ない「1万5千人未満」が最も明文化の割合が低く、4割を下回っている一方、人口規模が最も多い「100万人以上」では、明文化の割合が9割を超えており、対照的である。しかし、その間の1万5千人以上から100万人未満までの各区分では、50%前後であり大きな差がない。

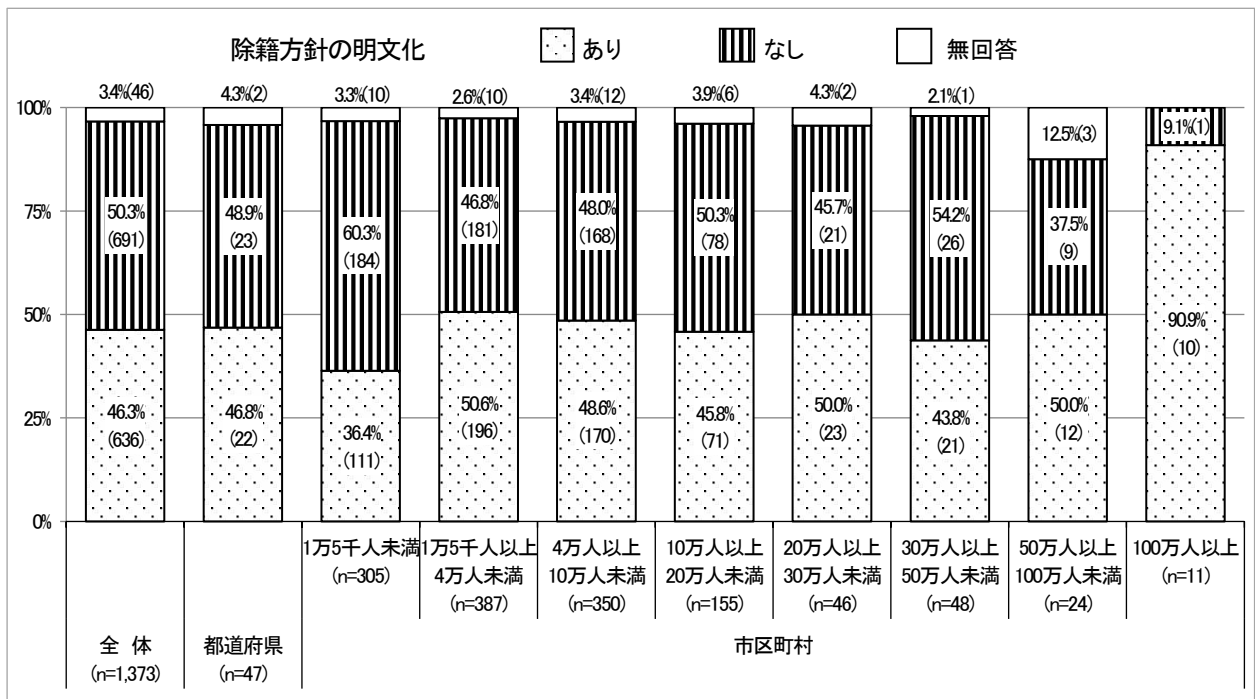


図 2.36 自治体の人口規模と除籍方針の明文化

### イ 資料費と除籍方針の明文化

次に、図書館の資料費と除籍方針の明文化との関係を見ていく（図 2.37）。都道府県立図書館においては、資料費「3,000 万円以上」で明文化の割合が高い。ただし、都道府県立の場合、「2,000 万円～3,000 万円未満」か「3,000 万円以上」のどちらかの区分に分かれ、40 館が「3,000 万円以上」に該当しているため、今回の集計だけでは両者の関連性を判断することは難しい。一方、市区町村立図書館においては、最も資料費が少ない「500 万円未満」における明文化の割合が、38.0%（128 館）と最も低いが、次いで割合が低いのは、資料費が最も多い「3,000 万円以上」の 43.2%（99 館）である。その間の各区分は 50.8%～55.1%でありあまり大きな差が無く、資料費と除籍方針の明文化との間に、明確な傾向は読み取れない。

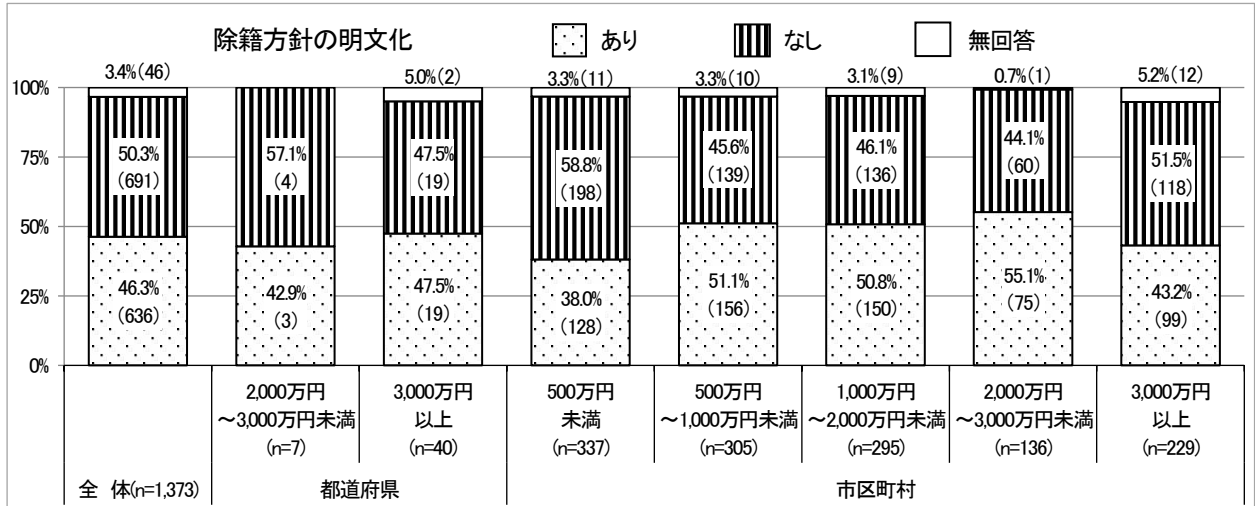


図 2.37 資料費と除籍方針の明文化

### ウ 蔵書数と除籍方針の明文化

次に、蔵書数と除籍方針の明文化との関係を見ていく（図 2.38）。都道府県立図書館においては、蔵書数の最も少ない「50 万冊～75 万冊未満」は、明文化「あり」が「なし」を下回っている。市区町村立図書館においては、75 万冊以上の区分では明文化している割合が 7 割を超えているが、75 万冊未満の区分ではあまり大きな差は見られない。

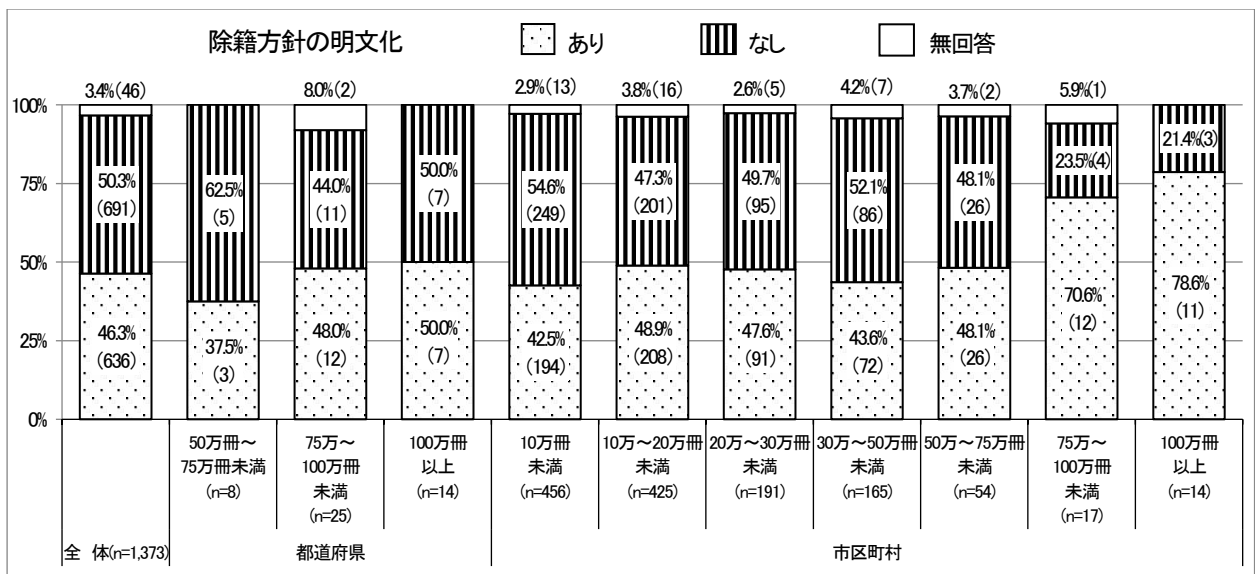


図 2.38 蔵書数と除籍方針の明文化



## エ 中心館の運営主体と除籍方針

次に、中心館の運営主体と除籍方針の明文化との関係について見ていく（図 2.39）。最も明文化の割合が高いのは、「指定管理者中心」の 56.3%（103 館）だった。非直営館でも「PFI 事業者中心」は 33.3%（3 館）と、全区分中最も低かった。「自治体職員のみ」は、「あり」が「なし」より低く、44.0%（407 館）であった。

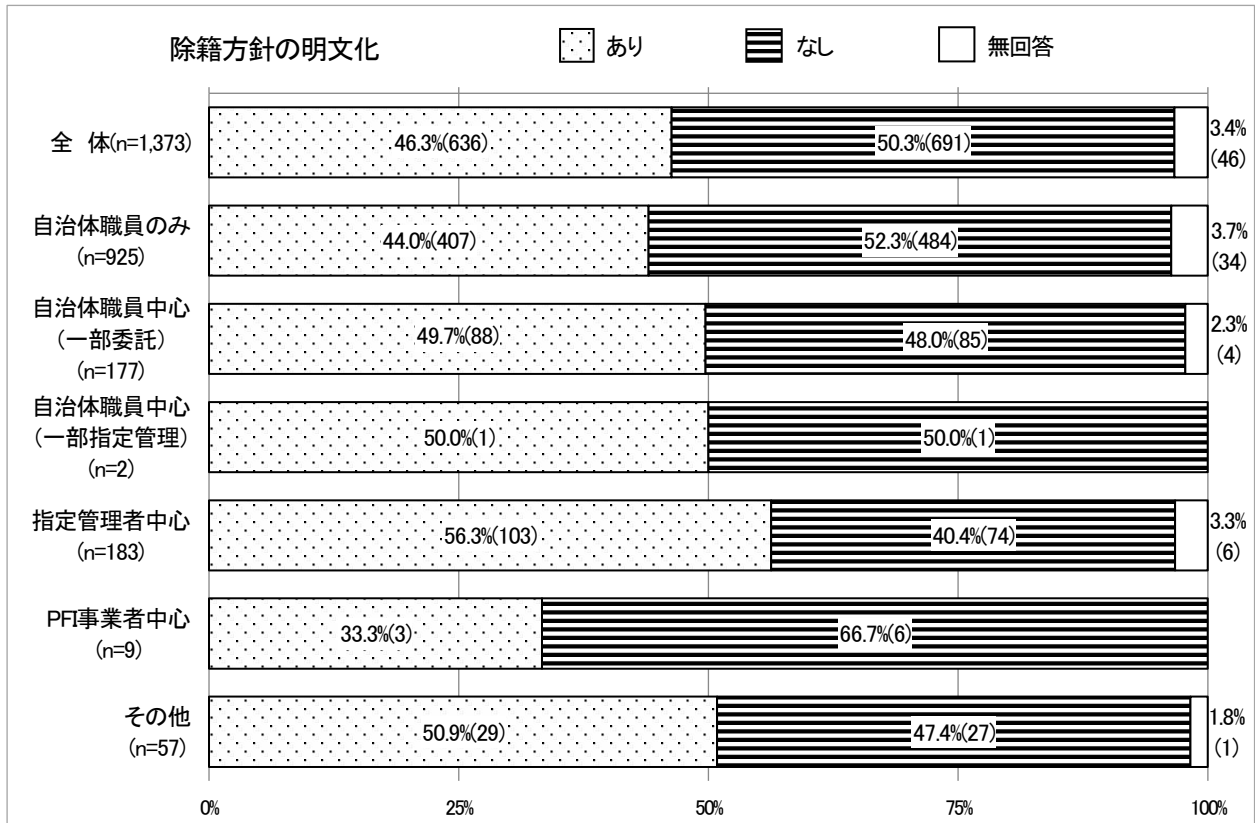


図 2.39 中心館の運営主体と除籍方針の明文化

## オ 分析からわかったこと

以上の分析結果から、除籍に関する方針の明文化には、自治体や図書館の規模による影響はあまり見られず、「運営主体」の違いが最も影響していることがわかった。自治体職員中心で運営している図書館より、指定管理者中心や一部委託を導入している図書館の方が、明文化の割合が高い傾向が見られた。

## (2) 除籍基準

<2018年度調査からわかったこと>

- ・ 不要資料の除籍に関する基準について、都道府県立図書館では、「あり」が83.0%（39館）と8割を超え、「なし」が12.8%（6館）だった。
- ・ 市区町村立図書館でも、「あり」が72.4%（960館）、「なし」が25.6%（340館）で、「あり」が「なし」を上回った。

本項では、除籍基準の明文化に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・ 除籍に関する基準の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・ 除籍に関する基準の明文化と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・ 除籍に関する基準の明文化と中心館の運営主体に関係があるか。

### ア 自治体の人口規模と除籍基準

はじめに、自治体の人口規模と除籍基準の明文化との関係を見ていく（図 2.40）。都道府県立図書館においては、8割以上の高い割合で除籍基準を明文化している。市区町村立図書館においては、人口規模が最も少ない「1万5千人未満」が最も明文化の割合が低く51.5%（157館）であるが、次いで割合が低いのは、人口規模が最も多い「100万人以上」の63.6%（7館）だった。その間の各区分は、人口規模に比例して、除籍基準の明文化の割合も高くなっている。

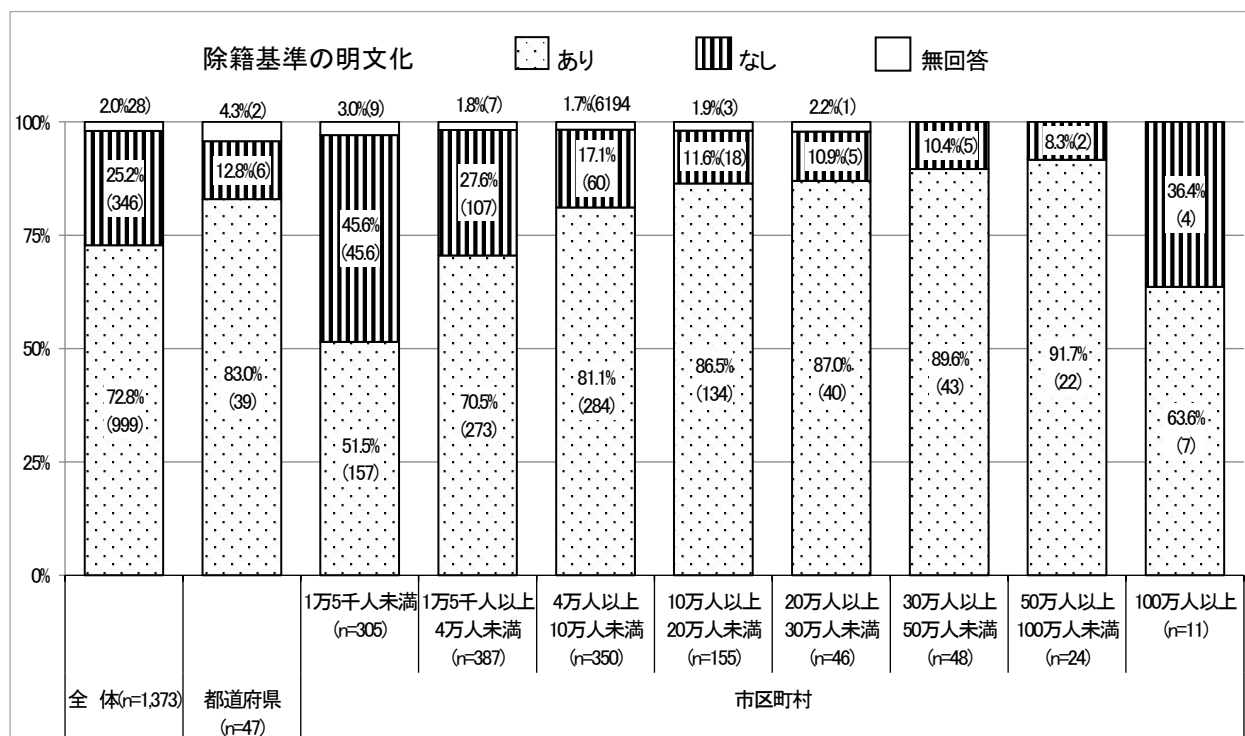


図 2.40 自治体の人口規模と除籍基準の明文化

## イ 資料費と除籍基準の明文化

次に、図書館の資料費と除籍基準の明文化との関係を見ていく(図 2.41)。都道府県立図書館は、資料費「3,000 万円以上」の区分が明文化の割合が高い。ただし、都道府県立図書館の場合、「2,000 万円～3,000 万円未満」か「3,000 万円以上」のどちらかの区分に分かれ、40 館が「3,000 万円以上」に該当しているため、今回の集計だけでは両者の関連性を判断することは難しい。市区町村立図書館においては、最も資料費の少ない「500 万円未満」のみ、明文化の割合が 51.9% (175 館) で、他の区分と比べると 20 ポイント以上低い。500 万円以上の各区分では、明文化の割合は 8 割前後である。

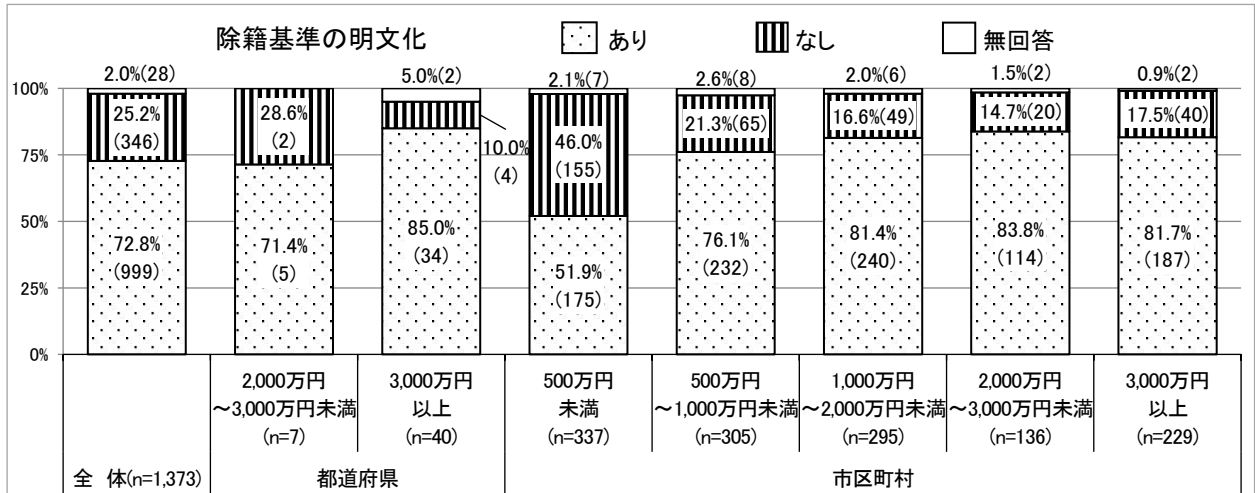


図 2.41 資料費と除籍基準の明文化

## ウ 蔵書数と除籍基準の明文化

次に、蔵書数と除籍基準の明文化との関係を見ていく(図 2.42)。都道府県立図書館においては、各区分とも明文化している割合が全体における割合を上回っており、明確な傾向は読み取れない。市区町村立図書館においては、蔵書数の少ない「10 万冊未満」で明文化の割合が最も低い。10 万冊から 75 万冊未満の各区分では、蔵書数と除籍基準の明文化の割合は比例している。しかし、75 万冊以上になると、「なし」及び「無回答」が増え、100 万冊以上だと 4 割以上の図書館に除籍基準がない。

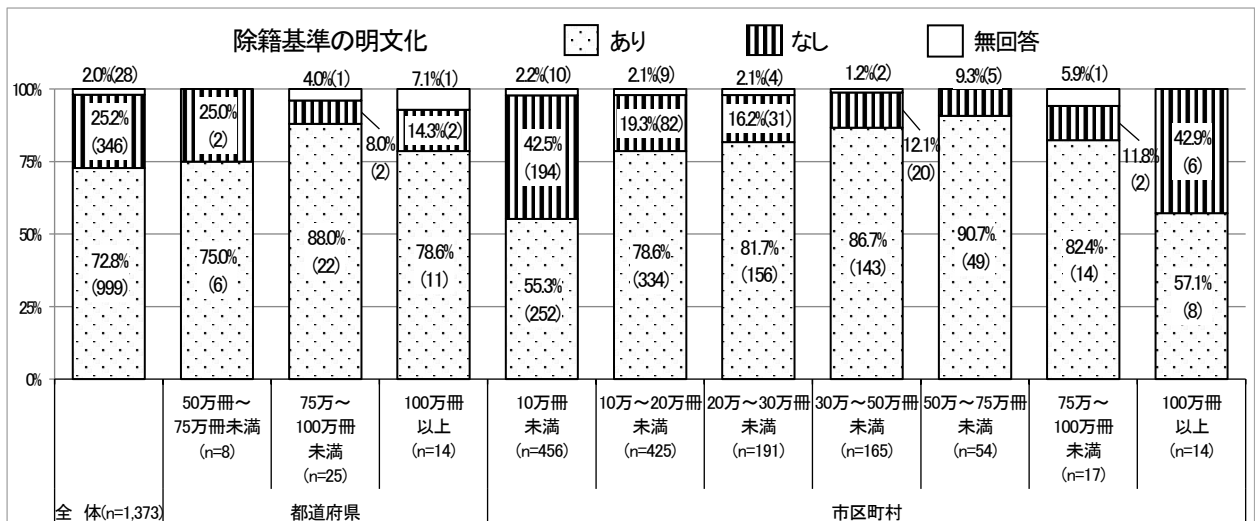


図 2.42 蔵書数と除籍基準の明文化

## エ 中心館の運営主体と除籍基準の明文化

次に、中心館の運営主体と基準の明文化との関係について見ていく（図 2.43）。最も明文化の割合が高いのは、「自治体職員中心（一部委託）」の 83.6%（148 館）、次いで「指定管理者中心」の 80.3%（147 館）で、8 割を超えた。「自治体職員のみ」は 10 ポイント程度低く、69.4%（642 館）だった。

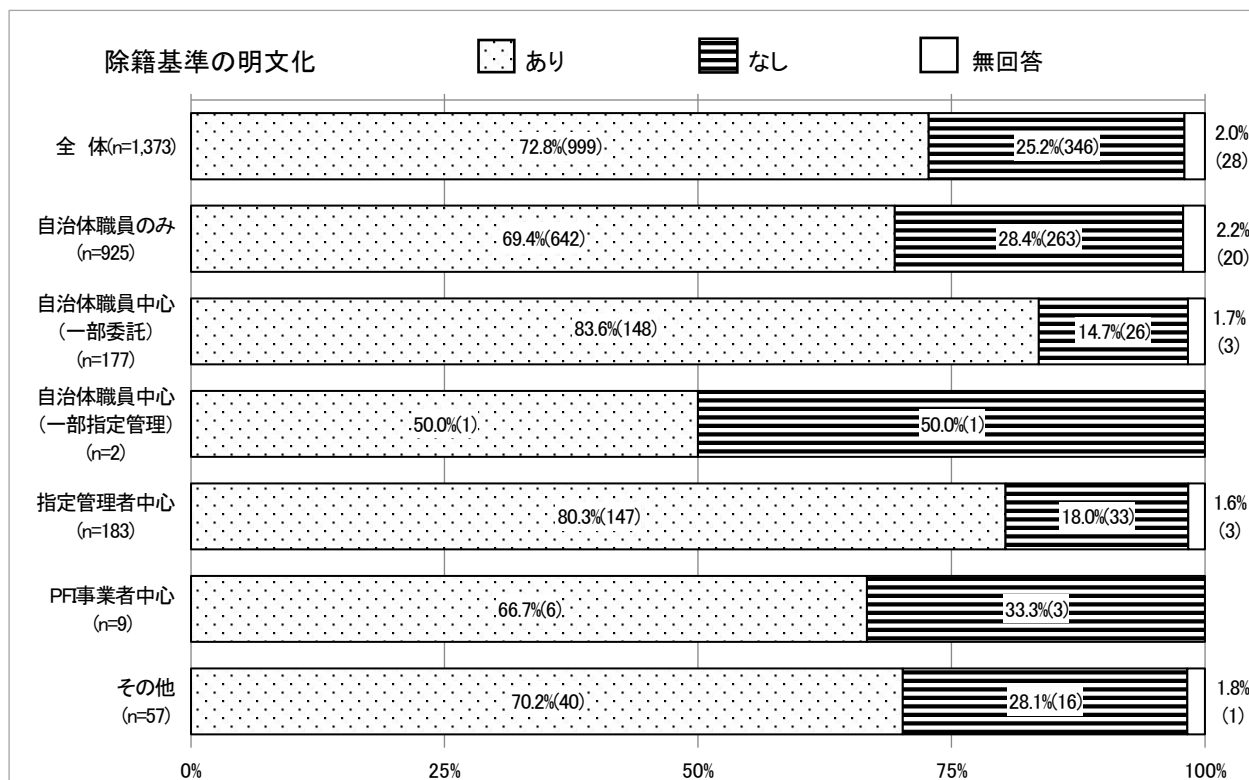


図 2.43 中心館の運営主体と除籍基準の明文化

## オ 分析からわかったこと

以上の分析結果から、「自治体の人口規模」、「資料費」、「蔵書数」において、ある一定規模までは比例関係が見られるが、人口が 100 万人、資料費 3,000 万円、蔵書数 100 万冊を超えると、除籍基準を明文化していない割合が高くなる傾向が見られる。また、自治体職員のみで運営している館より、一部委託や指定管理者中心の図書館の方が明文化の割合が高く、除籍に関する基準を明文化しているかどうかは、運営主体も少しではあるが関係しているように見える。

除籍方針より基準の明文化の割合が高いのは、より資料の要否の判定に必要なからであろう。

### (3) 除籍する資料の選定者

<2018年度調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「正規職員」が97.9%（46館）で極めて多かった。
- ・市区町村立図書館では、「正規職員」が69.4%（920館）で最も多く、「非常勤・嘱託職員」が41.3%（548館）、「臨時職員」20.5%（272館）、「委託・派遣職員（指定管理者職員を含む）」20.4%（271館）という順番であった。

本項では、除籍する資料の選定者に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、図書館の竣工年、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・除籍する資料の選定者と自治体の人口規模に関するか。
- ・除籍する資料の選定者と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関するか。
- ・除籍する資料の選定者と図書館の竣工年に関するか。
- ・除籍する資料の選定者と中心館の運営主体に関するか。

#### ア 人口規模と除籍する資料の選定者

はじめに、自治体の人口規模と除籍する資料の選定者との関係を見ていく（図 2.44）。市区町村立図書館においては、おおむね人口規模が大きいほど「正規職員」が除籍する資料の選定を行っている割合は高く、30万人以上の各区分では9割を超える。「正規職員」に次いで、ほとんどの区分で「非常勤・嘱託職員」の割合が高いが、「正規職員」とは20～30ポイント程度の差がある。また、「臨時職員」については、1万5千人未満ではその割合が36.1%（110館）と高いが、人口規模が増えるにつれて割合が下がっている。それと反比例するかのように、「非常勤・嘱託職員」及び「委託・派遣職員」の割合が高くなるが、100万人以上になると下がる傾向が見られた。

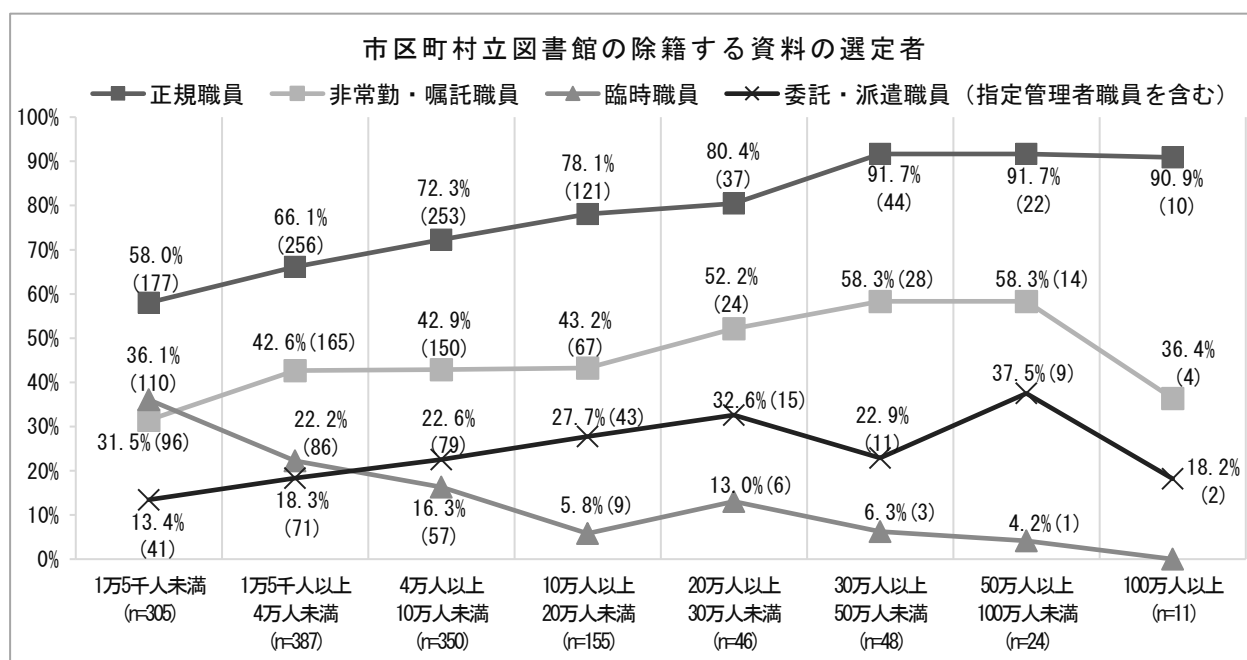


図 2.44 自治体の人口規模と市区町村立図書館の除籍する資料の選定者（複数回答あり）

## イ 資料費と除籍する資料の選定者

次に、図書館の資料費と除籍する資料の選定者との関係を見ていく（図 2.45）。各区分とも「正規職員」の割合が最も高く、さらに資料費の規模が多いほど数値が高くなっている。次いで割合が高いのは「非常勤・嘱託職員」だが、各区分とも「正規職員」とは20～30ポイント程度の差がある。また、「非常勤・嘱託職員」の割合は、「500万円未満」のみ34.7%（117館）だが、その他の区分は41.3%～44.2%で、あまり差がない。「臨時職員」の割合は、資料費が多いほど低くなり、1,000万円以上の各区分では「委託・派遣職員」の割合が「臨時職員」と入れ替わるように上回っている。

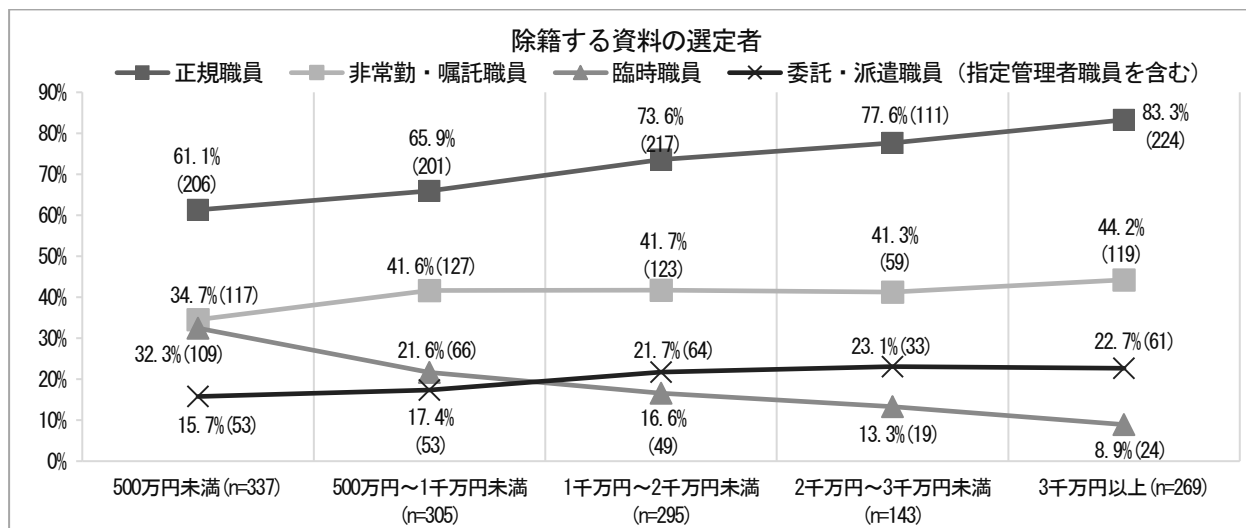


図 2.45 資料費と除籍する資料の選定者 (複数回答あり)

## ウ 蔵書数と除籍する資料の選定者

次に、蔵書数と除籍する資料の選定者との関係を見ていく（図 2.46）。各区分とも「正規職員」の割合が最も高く、さらに蔵書数の規模が多いほど割合が高くなっている。一方、「臨時職員」の割合は、おおむね蔵書数が多いほど低くなり、20万冊以上の各区分では「委託・派遣職員」と「臨時職員」の割合が入れ替わる。「委託・派遣職員」は「20万～30万冊未満」をピークに、その割合が減少していくが、100万冊以上では再度上昇する。

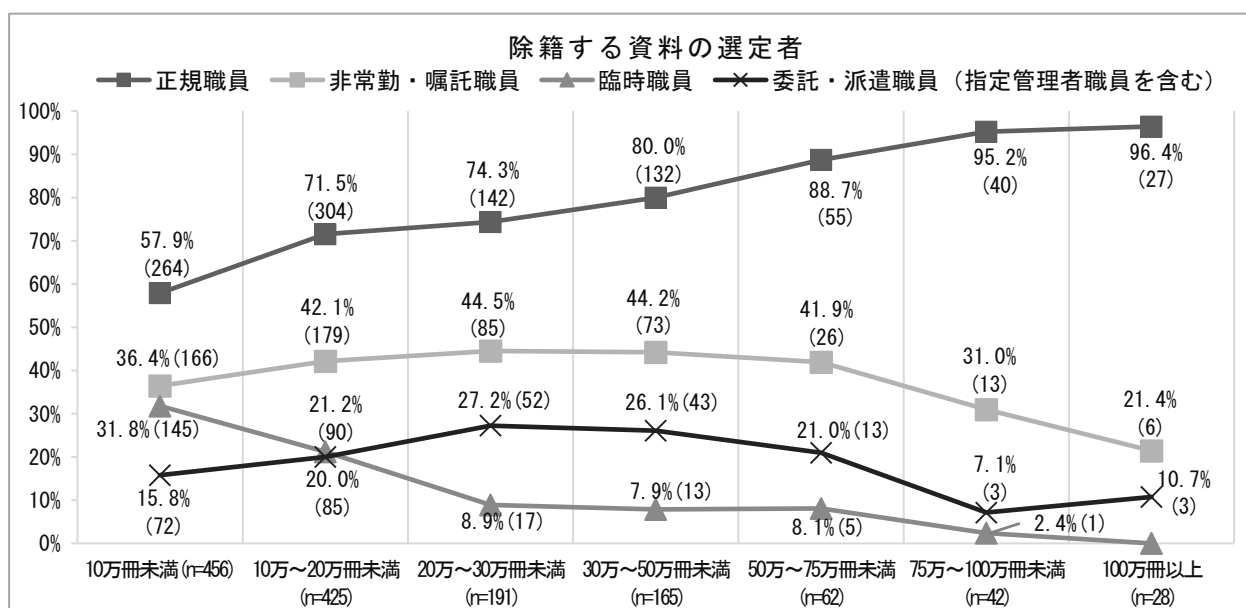


図 2.46 蔵書数と除籍する資料の選定者 (複数回答あり)

## エ 竣工年と除籍する資料の選定者

次に、図書館の竣工年と除籍する資料の選定者との関係を見ていく（図 2.47）。「1945 年以前」を除くと、各年代とも「正規職員」の割合が最も高い。しかし、「1950 年代」では、「正規職員」の割合が 90.0%（9 館）を占めるのに対し、以降はおおむね年代が新しくなるにつれて「正規職員」の割合は低くなっている。正規職員以外の要素については、各年代とも竣工年との間に特段の関連は見られない。

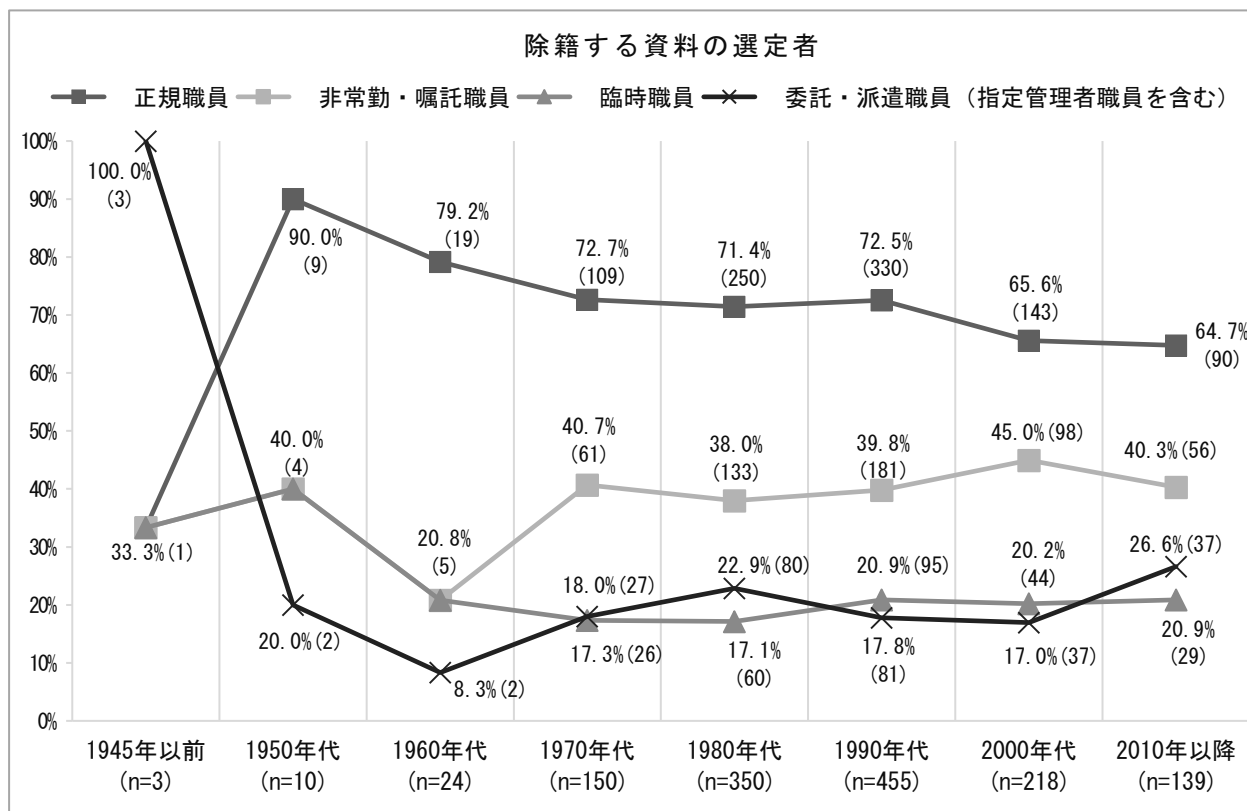


図 2.47 竣工年と除籍する資料の選定者（複数回答あり）

## オ 中心館の運営主体と除籍資料の選定者

次に、中心館の運営主体と除籍する資料の選定者との関係について見ていく。図 2.48 を見ると、運営主体によって、除籍する資料の選定者の割合は大きく異なっている。「正規職員」の割合が高いのは、「自治体職員のみ」、「自治体職員中心（一部委託）」、「自治体職員中心（一部指定管理）」の 3 つで、それぞれ 8 割を超えている。それに対し、「指定管理者中心」では、「正規職員」は 12.6%（23 館）にとどまり、「委託・派遣職員（指定管理者職員を含む）」が 9 割を超え、94.0%（172 館）となっている。「PFI 事業者中心」の図書館も、「委託・派遣職員（指定管理者職員を含む）」が 77.8%（7 館）と、「正規職員」の 44.4%（4 館）より 30 ポイント以上高い。

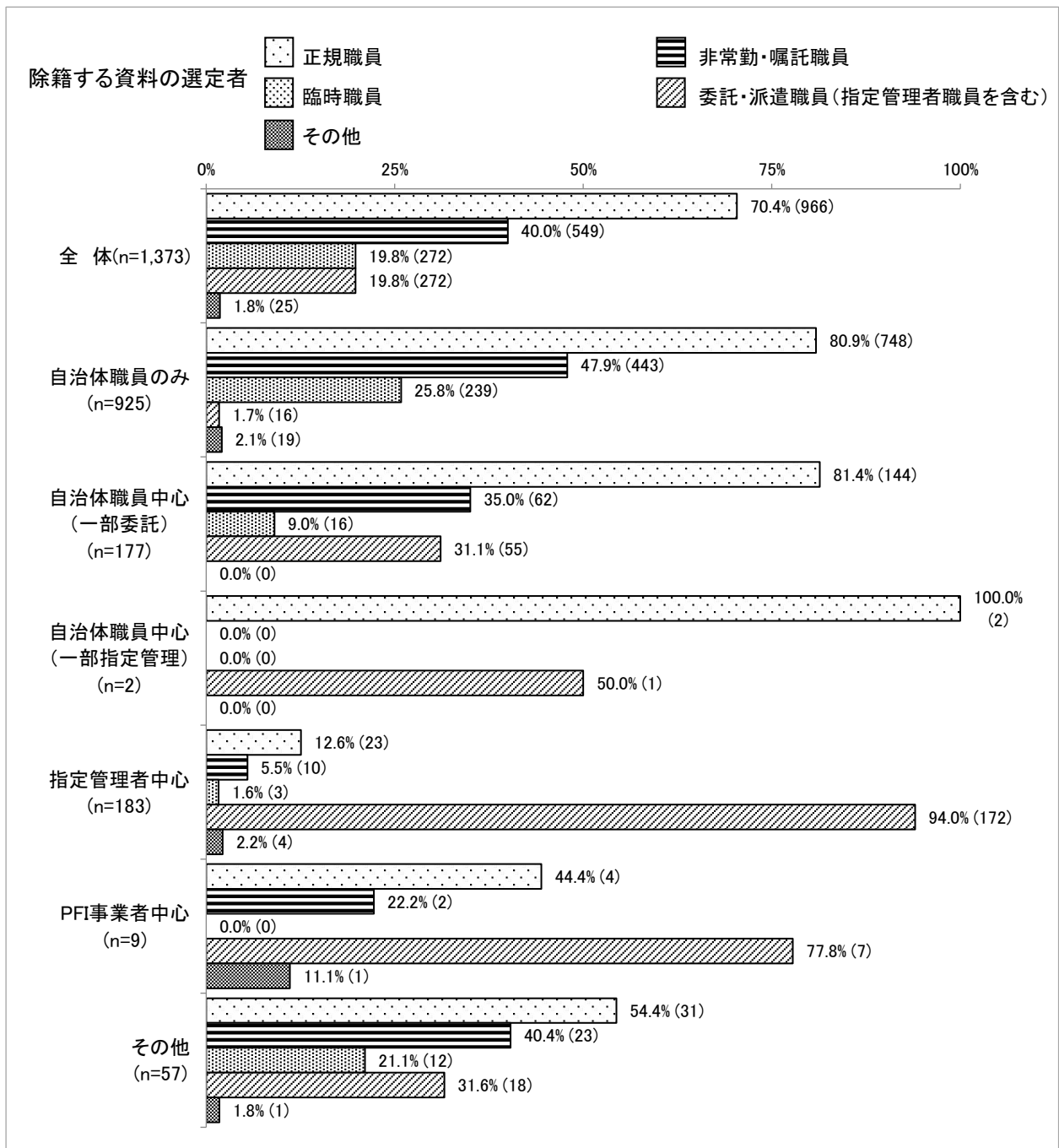


図 2.48 中心館の運営主体と除籍する資料の選定者（複数回答あり）

### カ 分析からわかったこと

以上の分析結果から、除籍する資料の選定者が正規職員かどうかは、「運営主体」による影響が大きいようである。「運営主体」以外の項目では、各区分とも「正規職員」の割合が最も高い。しかし、「運営主体」を見ると、非直営館の「指定管理者中心」と「PFI事業者中心」は、「委託・派遣職員」の方が「正規職員」より高くなっている。エの「竣工年」の項で、新しい図書館ほど「正規職員」の割合が低くなっているのも、近年、図書館員の非正規化が進み、非常勤職員や臨時職員が主たる担い手になっていることも関係していると推測される。また、「自治体の人口規模」、「資料費」、「蔵書数」においては、規模の大きい図書館の方が、正規職員が除籍する資料の選定を行う傾向があることがわかった。



#### (4) 除籍資料を決定するための会議

<2018年度調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「会議はないが、書面回付等により合議形式をとっている」が63.8% (30館)と、最も多かった。次いで、「除籍資料を決定するための会議がある」が19.1% (9館)で、「除籍資料を決定するための会議はない」は6.4% (3館)だった。
- ・市区町村立図書館でも、「会議はないが、書面回付等により合議形式をとっている」が62.7% (831館)で、最も多かった。次いで、「除籍資料を決定するための会議はない」が29.1% (386館)、「除籍資料を決定するための会議がある」が4.2% (56館)だった。

本項では、除籍資料を決定するための会議に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・除籍資料を決定するための会議の有無と自治体の人口規模に関するか。
- ・除籍資料を決定するための会議の有無と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関するか。
- ・除籍資料を決定するための会議の有無と中心館の運営主体に関するか。

#### ア 自治体規模と除籍資料を決定するための会議

はじめに、自治体の人口規模と除籍資料を決定する会議の有無との関係を見ていく（図 2.49）。市区町村立図書館の各区分の割合にはばらつきがあり、人口規模と会議の有無との間に明確な傾向は読み取れない。人口規模は、あまり大きな要因ではないといえる。

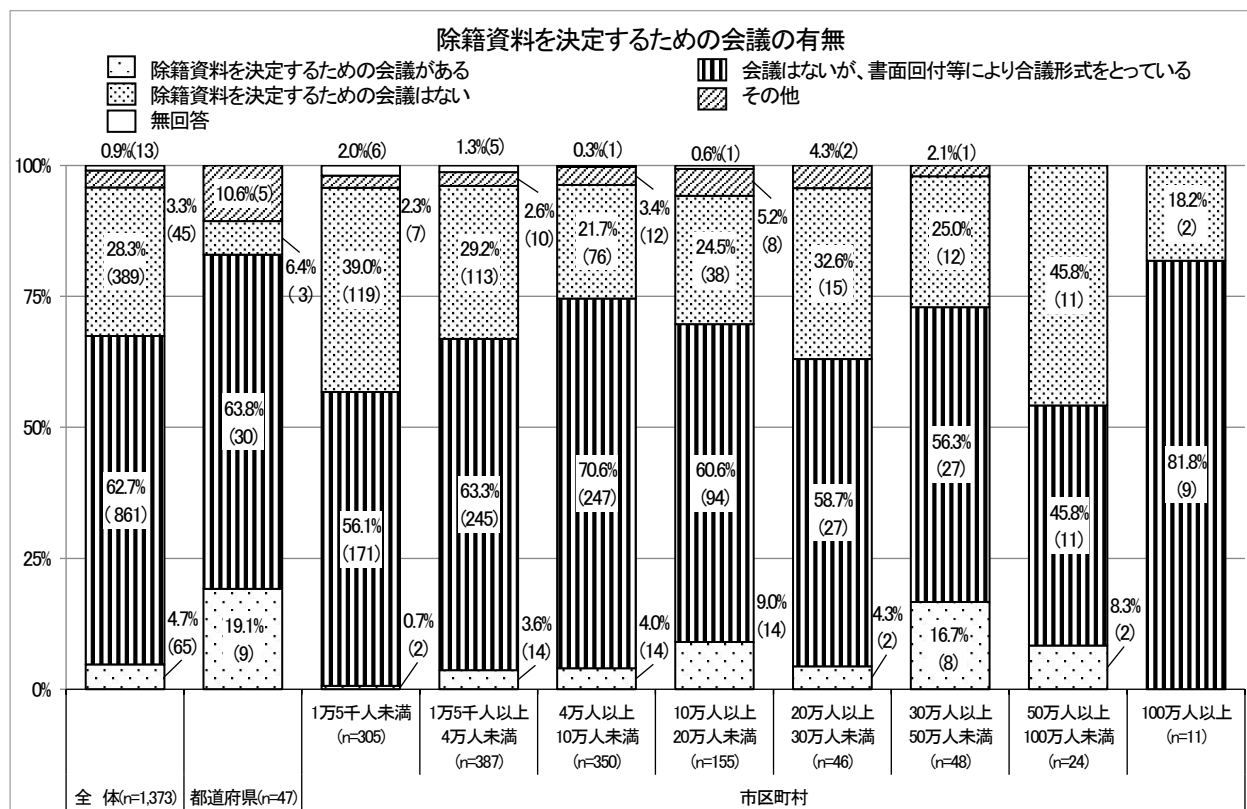


図 2.49 自治体の人口規模と除籍資料を決定するための会議の有無

## イ 資料費と除籍資料を決定するための会議

次に、図書館の資料費と除籍資料を決定する会議の有無との関係を見ていく（図 2.50）。各区分とも書面回付等による合議形式の割合が半数を超えているが、2,000 万円以上になると、「除籍資料を決定するための会議がある」という割合が 1 割程度まで増えている。また、「除籍資料を決定するための会議はない」割合は、500 万円以上の各区分が 20% 台なのに対し、資料費の規模が最も少ない「500 万円未満」は 38.6%（130 館）で、他の区分より 10 ポイント以上高い値となっている。

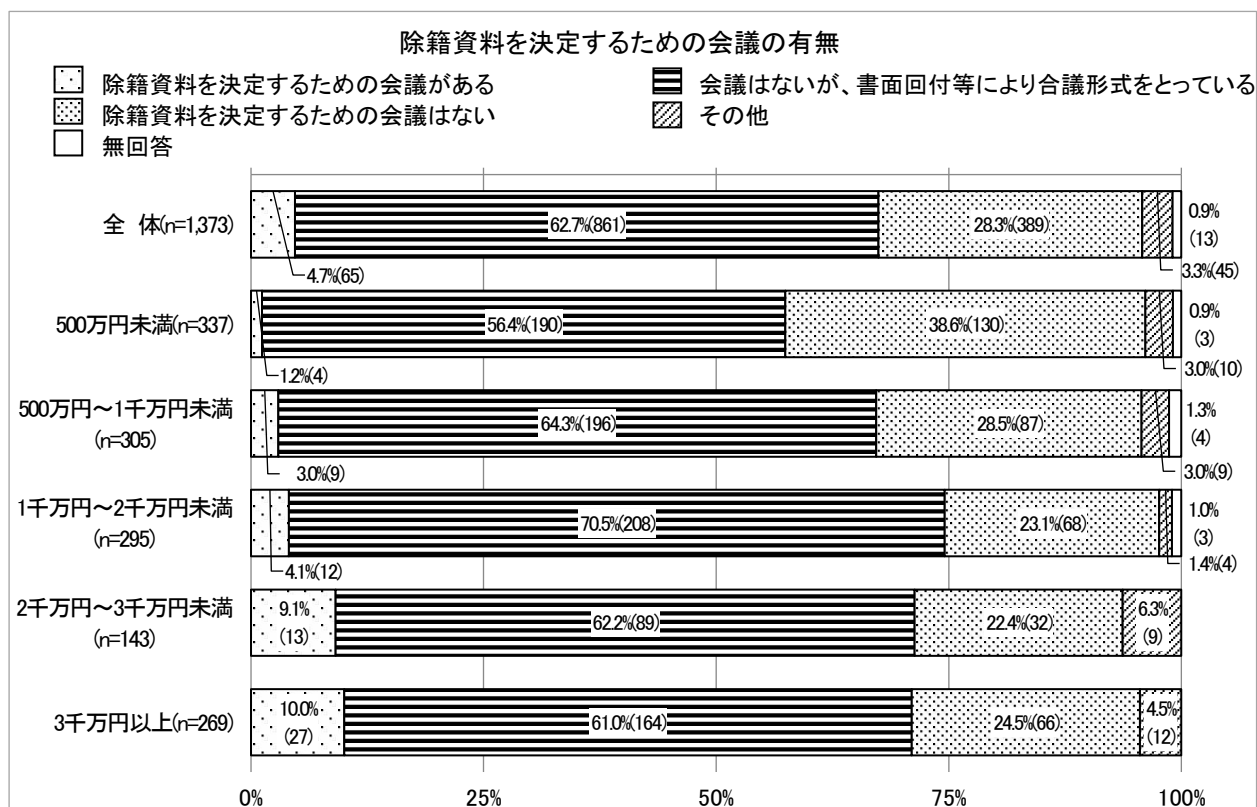


図 2.50 資料費と除籍資料を決定するための会議の有無

## ウ 蔵書数と除籍資料を決定するための会議

次に、蔵書数と除籍資料を決定する会議の有無との関係を見ていく（図 2.51）。各区分とも書面回付等による合議形式の割合が半数を超えているが、蔵書数が多いほど「除籍資料を決定するための会議がある」割合が増え、「100 万冊以上」では 2 割を超えている。また、蔵書数が最も少ない「10 万冊未満」は、「除籍資料を決定するための会議はない」割合が 36.8%（168 館）と、他の区分より 10 ポイント以上高い値となっている。

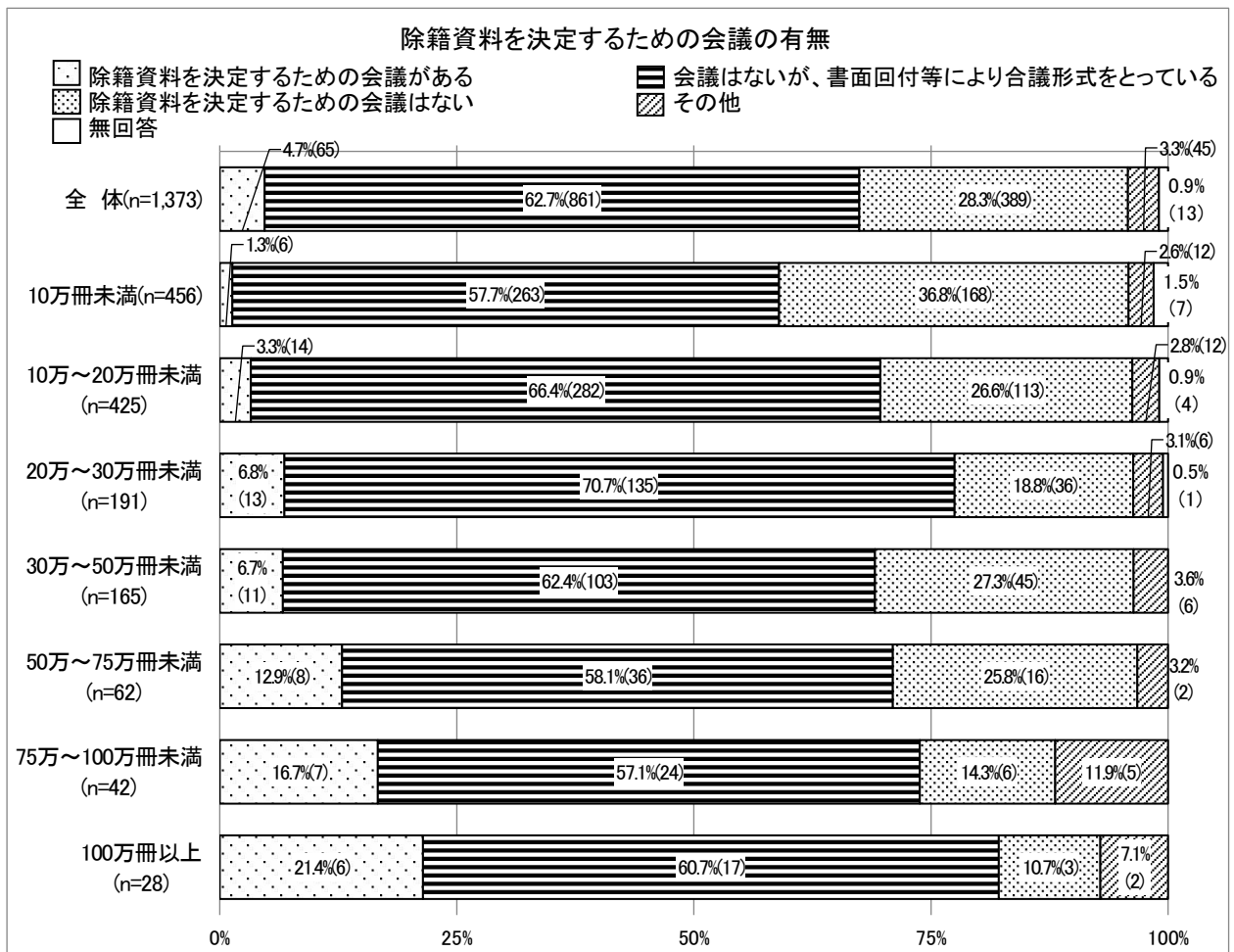


図 2.51 蔵書数と除籍資料を決定するための会議の有無

### エ 中心館の運営主体と除籍資料を決定するための会議

次に、中心館の運営主体と除籍資料を決定する会議の有無との関係について見ていく(図 2.52)。「除籍資料を決定するための会議がある」割合が最も高いのは、「自治体職員中心(一部委託)」の 6.2%(11 館)だが、次いで「自治体職員のみ」の 4.8%(44 館)、「指定管理者中心」の 4.4%(8 館)で、あまり大きな差はない。この三者は、書面回付等による合議形式の割合や「除籍資料を決定するための会議がない」割合も、ほぼ同じである。運営主体は、あまり大きな要因でないといえる。

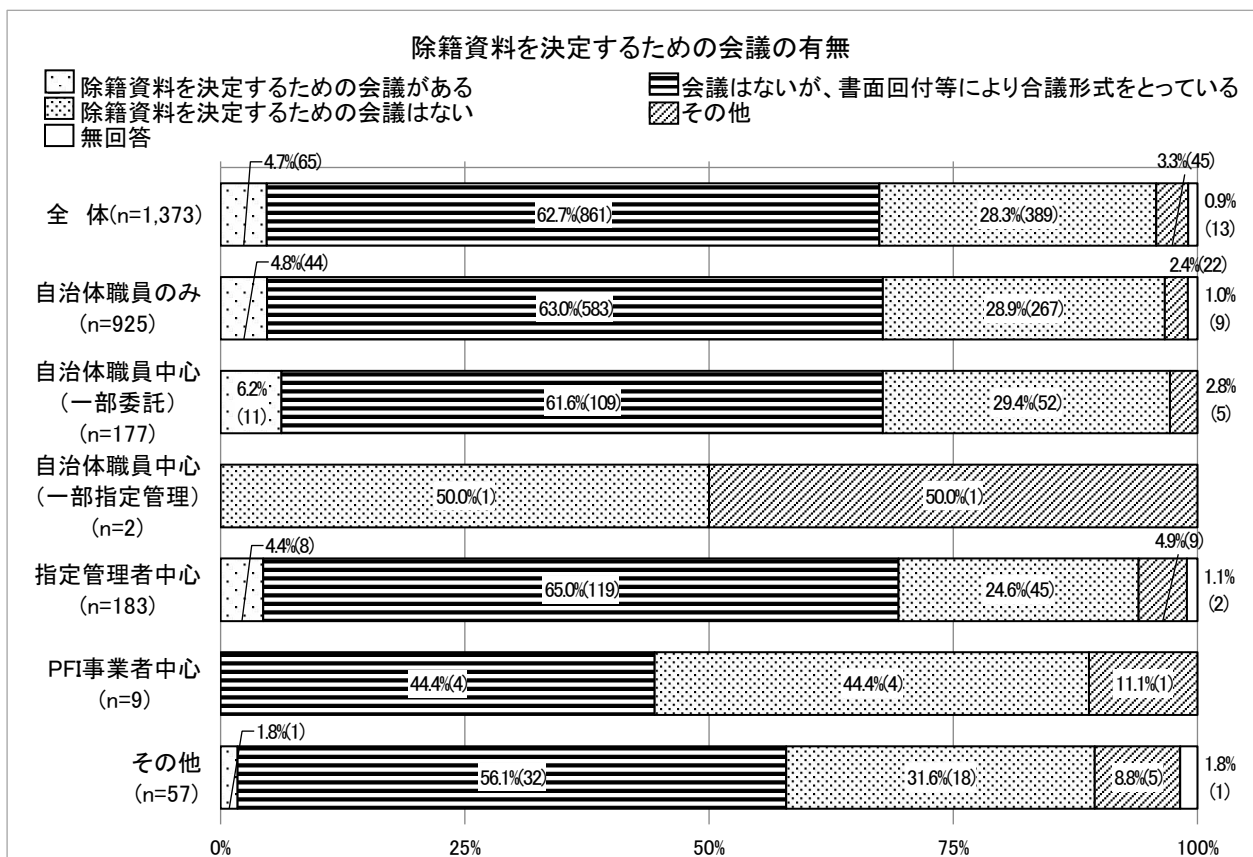


図 2.52 中心館の運営主体と除籍資料を決定するための会議の有無

### オ 分析からわかったこと

以上の分析結果からは、図書館の規模や運営主体に関わらず、書面回付等による合議形式が最も用いられていることがわかった。一方、割合としては少数ながら、「資料費」及び「蔵書数」の規模が大きいほど、「除籍する資料を決定するための会議がある」割合が高い傾向が見られる。会議体を設置するかどうかは、自治体の人口規模や運営主体よりも、図書館の規模の影響が大きいと言える。

#### (5) 除籍の最終決定者

<2018 年度調査からわかったこと>

- ・都道府県立図書館では、「図書館長（中心館で一括）」が 74.5%（35 館）で最も多かった。次いで、「図書館長（各館ごと）」が 12.8%（6 館）、「図書館長以外の管理職」が 2.1%（1 館）だった。
- ・市区町村立図書館では、「図書館長（中心館で一括）」が 34.2%（454 館）が多く、次いで、「教育委員会の長」が 27.3%（362 館）、「図書館長（各館ごと）」が 9.7%（128 館）、「図書館長以外の管理職」が 8.3%（110 館）だった。「決裁の手続きは行わない」6.2%（82 館）、「自治体の長」9.7%（49 館）という回答もあった。

本項では、除籍の最終決定者に影響する要因について、自治体の人口規模、図書館の規模（資料費及び蔵書数）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・ 除籍の最終決定者と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・ 除籍の最終決定者と図書館の規模（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・ 除籍の最終決定者と中心館の運営主体に関係があるか。

### ア 人口規模と除籍の最終決定者

はじめに、自治体の人口規模と除籍の最終決定者との関係を見ていく。市区町村立図書館においては（図 2.53）、人口規模が少ないほど、「教育委員会の長」の割合が高く、特に「1万5千人未満」及び「1万5千人以上4万人未満」の各区分では、「図書館長（中心館で一括）」の割合を上回っている。また、人口規模が大きくなるほど「図書館長」の割合が高くなるが、「100万人以上」では「中心館で一括」より「各館ごと」の割合が高くなっている。人口規模が大きい自治体では、除籍の権限が各館に与えられているということが読み取れる。

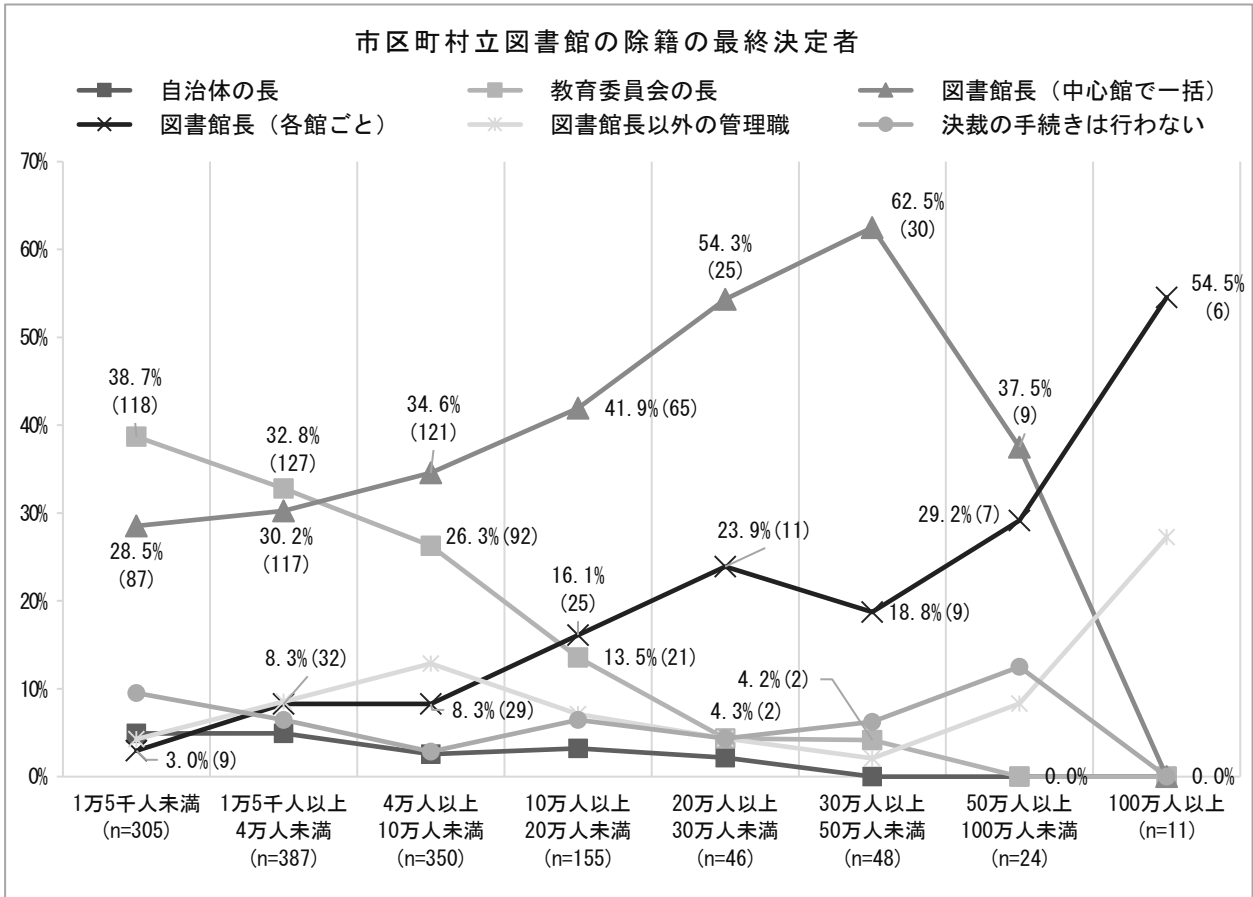


図 2.53 自治体の人口規模と市区町村立図書館の除籍の最終決定者

### イ 資料費と除籍の最終決定者

次に、図書館の資料費と除籍の最終決定者との関係を見ていく（図 2.54）。資料費の規模が多くなるほど、「教育委員会の長」の割合が低くなっている。「自治体の長」も同様の傾向がある。それらに反比例して、「図書館長（中心館で一括）」や「図書館長（各館ごと）」は、おおむね資料費が多くなるほど、割合が高くなる傾向が見られる。

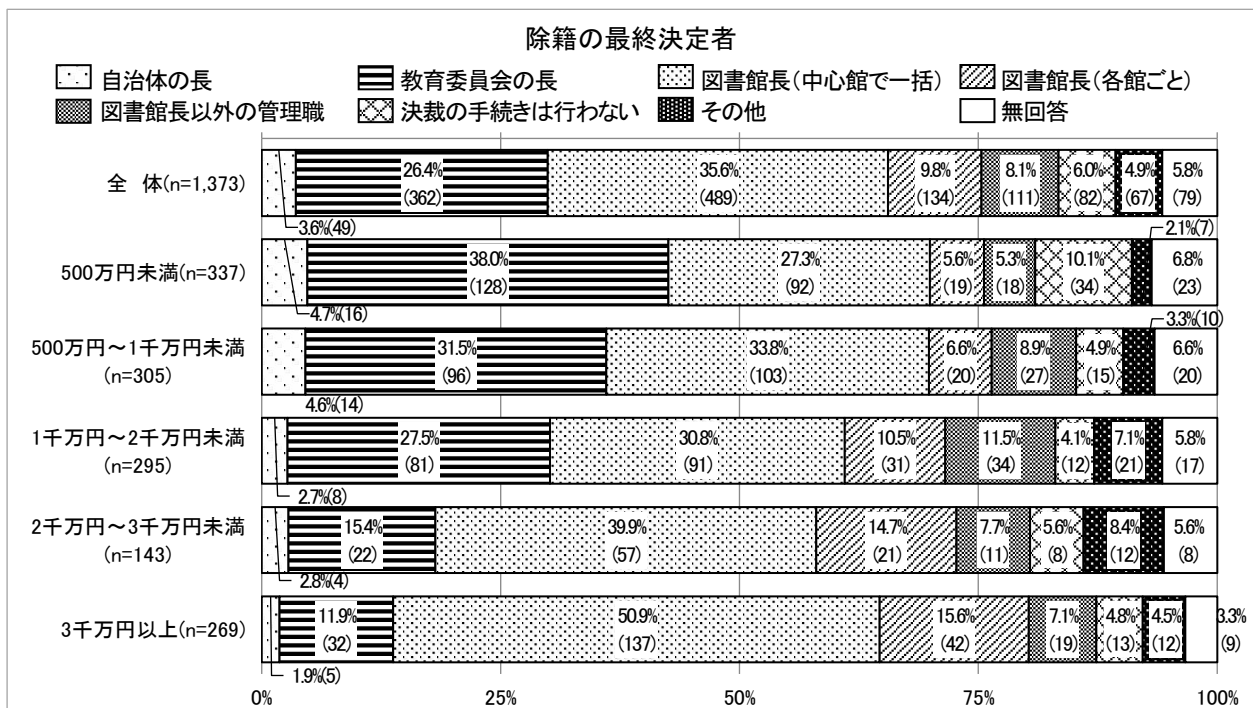


図 2.54 資料費と除籍の最終決定者

ウ 蔵書数と除籍の最終決定者

次に、蔵書数と除籍の最終決定者との関係を見ていく(図 2.55)。おおむね、蔵書数の規模が多いほど、「教育委員会の長」の割合が低くなり、「図書館長(中心館で一括)」の割合が高くなる傾向が見られる。

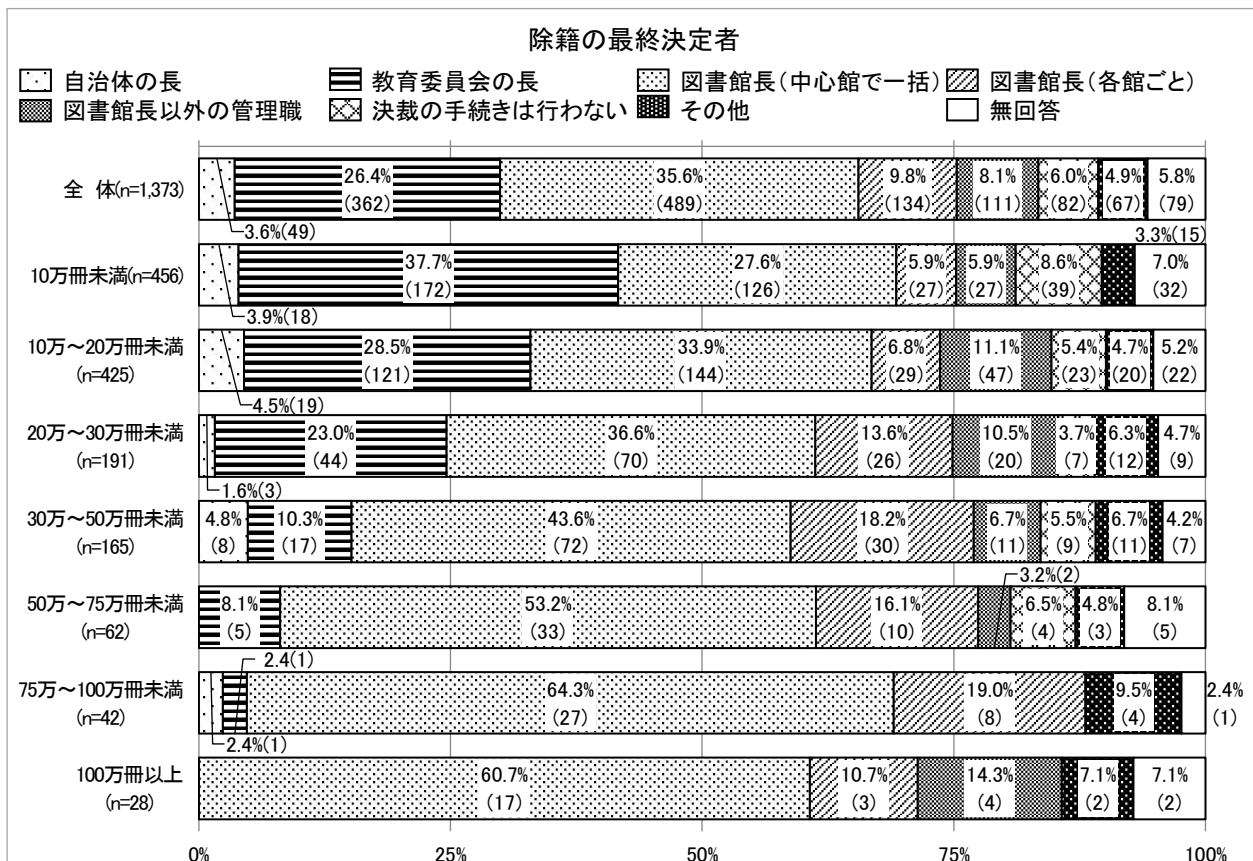


図 2.55 蔵書数と除籍の最終決定者

## エ 中心館の運営主体と除籍の最終決定者

次に、中心館の運営主体と除籍の最終決定者との関係について見ていく(図 2.56)。「図書館長(中心館で一括)」の割合が多いのは、「自治体職員のみ」、「自治体職員中心(一部委託)」及び「PFI 事業者中心」の3つだった。一方、「指定管理者中心」の館では、「教育委員会の長」の割合が45.9%(84館)と最も高く、「図書館長(中心館で一括)」とは30ポイント近くの差がある。

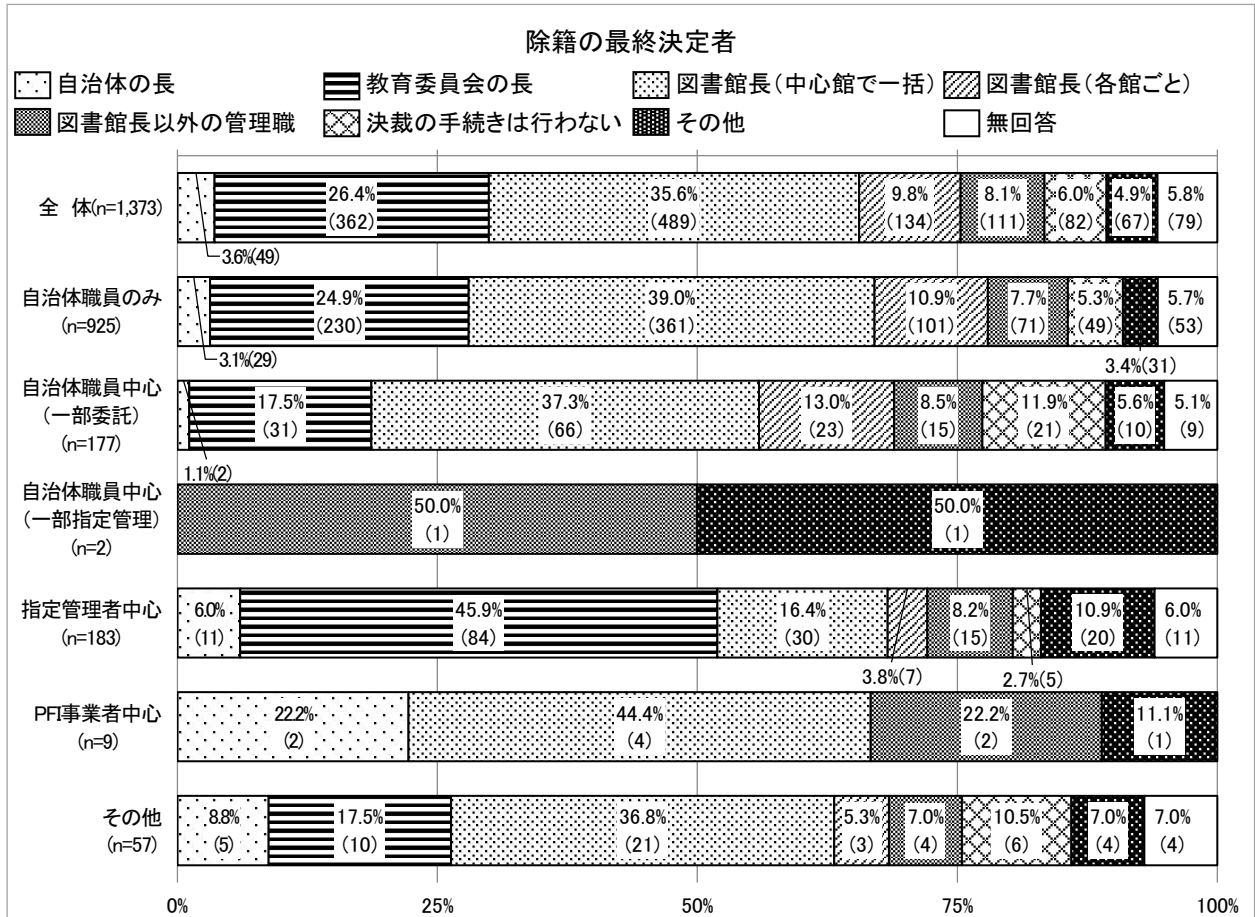


図 2.56 中心館の運営主体と除籍の最終決定者

## オ 分析からわかったこと

以上の分析結果からは、「自治体の人口規模」、「資料費」、「蔵書数」において、おおむね規模が大きいほど、図書館長が最終決定者となり、規模が小さいほど教育委員会や自治体の長が最終決定者になる傾向があることがわかった。特に、自治体規模の大小は、都道府県立図書館よりも市区町村立図書館において、影響が大きいと言える。また、「指定管理者中心」の図書館で「教育委員会の長」の割合が高いのは、自治体と指定管理者が締結した協定等において、除籍候補資料の選定は指定管理者が行い、除籍資料の決定は教育委員会が行うこととしているためと推測される。

## 5 保存

### (1) 保存方針・基準の明文化の状況整理

2018年度調査では、都道府県立図書館と市区町村立図書館に分け、保存方針・基準の明文化及び公開を行っている館の割合を明らかにした。

はじめに、保存方針・基準の明文化の状況、両方を明文化している館数やどちらか片方を明文化している館数について、都道府県立図書館と市区町村立図書館に分けて改めて整理する。特に、方針と基準の両方を明文化している館の公開状況に焦点を当てる。

都道府県立図書館については、方針のみ明文化している館が10館、基準のみを明文化している館が6館、方針と基準の両方を明文化している館は7館、どちらも明文化していない館が24館と多く、傾向を出すことが難しいため、分析は行わない。

両者を明文化している7館のうち、どちらも公開していない図書館が5館と多く、両方を公開している図書館は1館にとどまった。

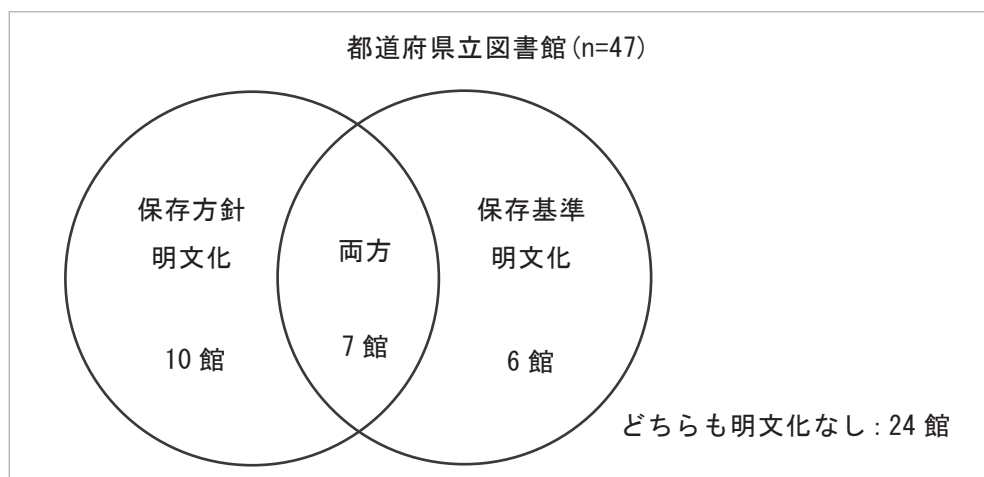


図 2.57 都道府県立図書館の保存方針と基準の明文化状況

一方、市区町村立図書館では、どちらかを明文化している359館のうち、保存方針と基準両方を明文化している館が204館、方針のみ明文化している館が最も少なく50館、基準のみを明文化している館が105館、どちらも明文化していない館は967館であった。

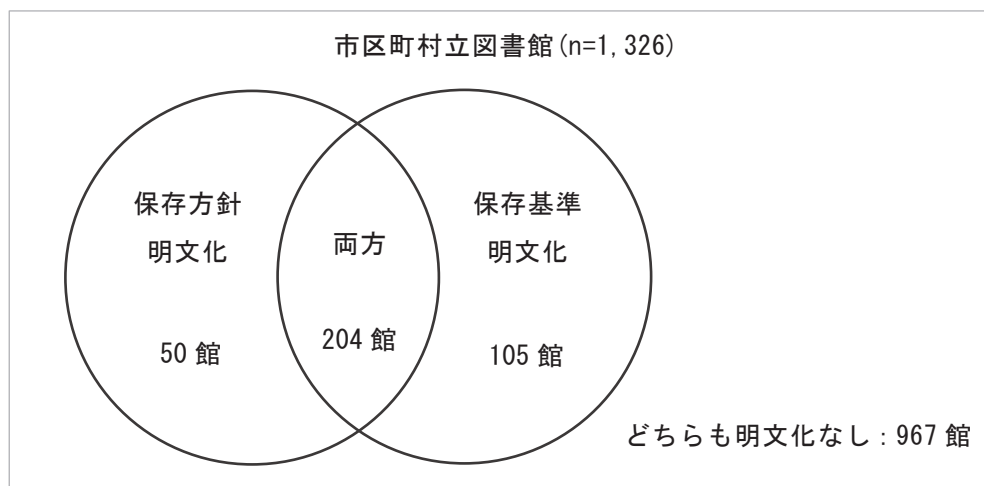


図 2.58 市区町村立図書館の保存方針と基準の明文化状況



市区町村立図書館の保存方針と基準の公開について、両方を明文化している 204 館のみに着目すると、両方を公開している館が 37.3% (76 館)、方針のみを公開している館が 3.9% (8 館)、基準のみを公開している館が 0.5% (1 館)、どちらも公開していない館が 58.3% (119 館) だった。

方針のみ明文化している 50 館については、公開している館が 37.3% (27 館)、非公開の館が 3.9% (23 館) だった。基準のみ明文化している 105 館について、公開している館が 31.4% (33 館)、非公開が 68.6% (72 館) だった。

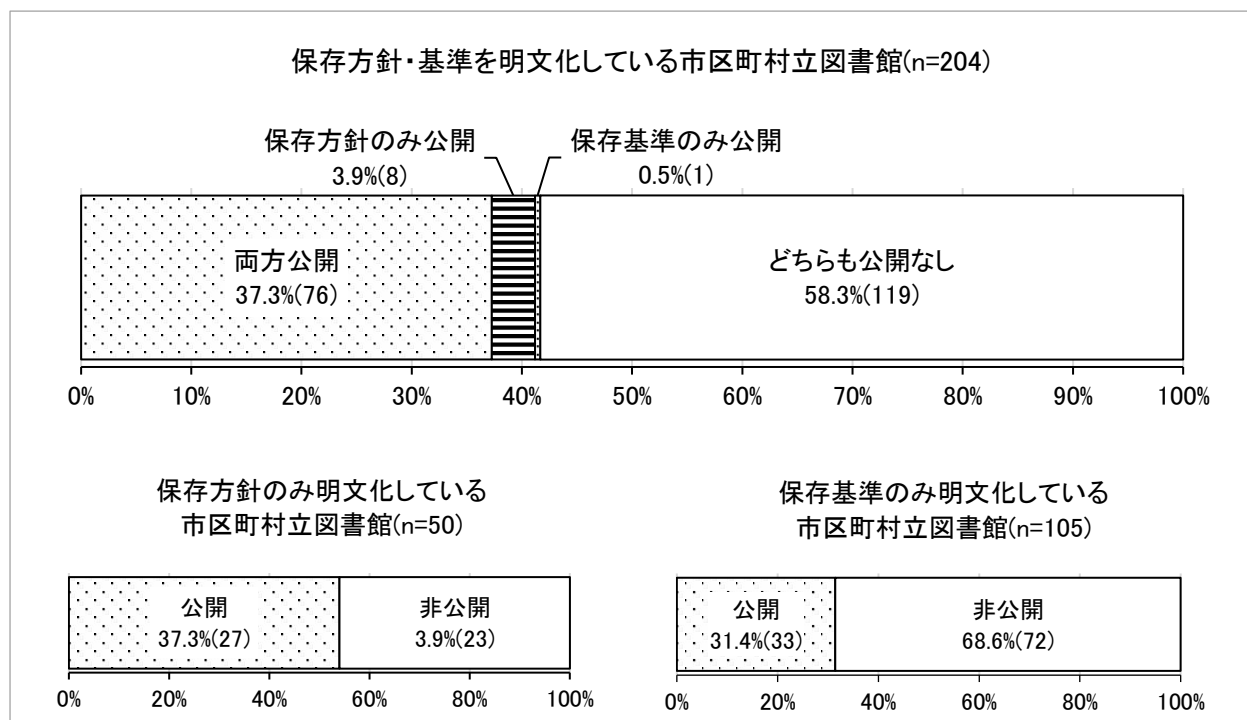


図 2.59 市区町村立図書館の保存方針・基準の公開状況

全般的に、保存方針・基準を明文化していない図書館が過半数を占めているため、策定を進めるよう働きかけが必要である。

## (2) 保存方針

<2018 年度調査からわかったこと>

- ・保存方針の明文化については、「なし」の割合が高く、市区町村立図書館ではその傾向がより顕著であった。

本項では、保存方針の明文化の実施に影響する要因について、自治体の規模、図書館の規模（資料費、蔵書数、延床面積、収蔵能力）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・保存方針の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・保存方針の明文化と資料にまつわる要素（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・保存方針の明文化と建物の要素（延床面積、収蔵能力）に関係があるか。
- ・保存方針の明文化と中心館の運営主体に関係があるか。

## ア 自治体の人口規模と保存方針の明文化

市区町村立図書館については、保存方針が明文化されているのは、100万人未満までは2割程度であるが、100万人以上では明文化している割合が5割を超える。

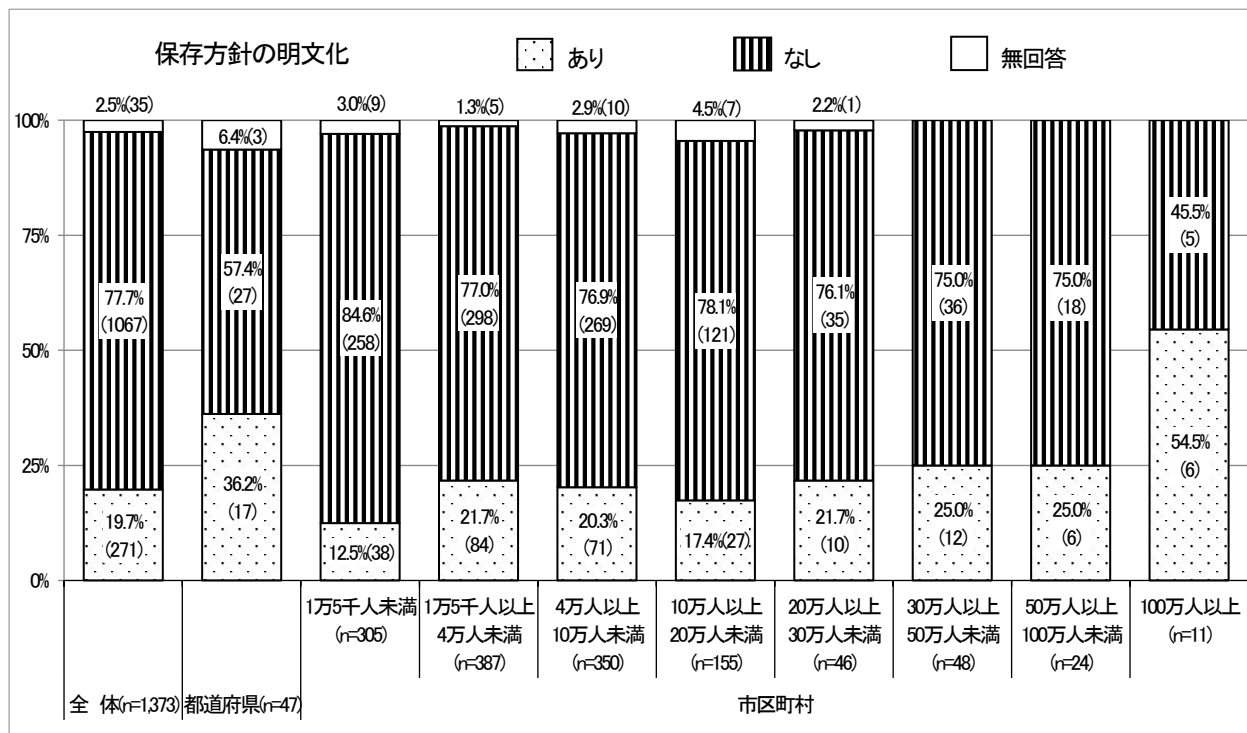


図 2.60 自治体の人口規模と保存方針の明文化

## イ 資料費と保存方針の明文化

市区町村立図書館については、どの資料費区分でも保存方針を明文化している図書館は2割前後であり、資料費が保存方針策定に影響を与える要因とは考えにくい。

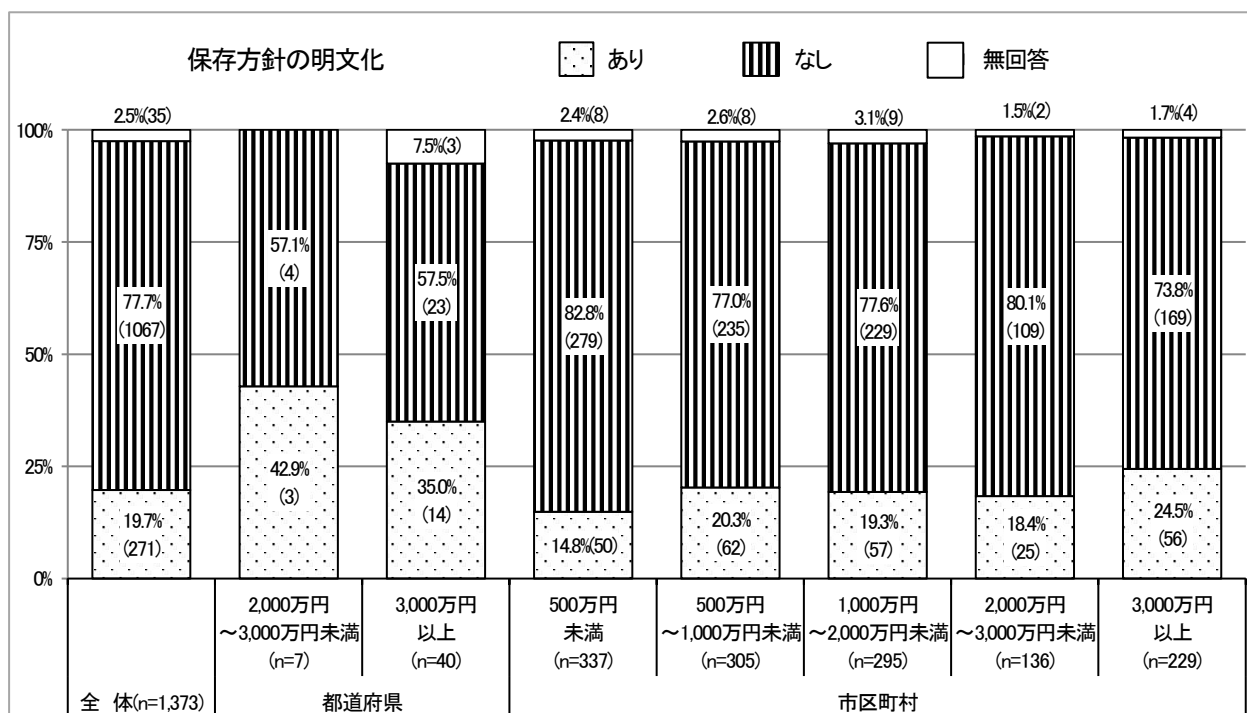


図 2.61 資料費と保存方針の明文化

## ウ 蔵書数と保存方針の明文化

市区町村立図書館については、蔵書数100万冊以上の区分では保存方針の明文化が35.7%(5館)と比較的高い割合を示しているが、蔵書数が100万冊未満のどの区分においても、明文化している図書館は2割前後であり、蔵書数が保存方針策定に影響を与える要因とは考えにくい。一方、都道府県立図書館については、蔵書規模が大きいくほど明文化している割合が増える。

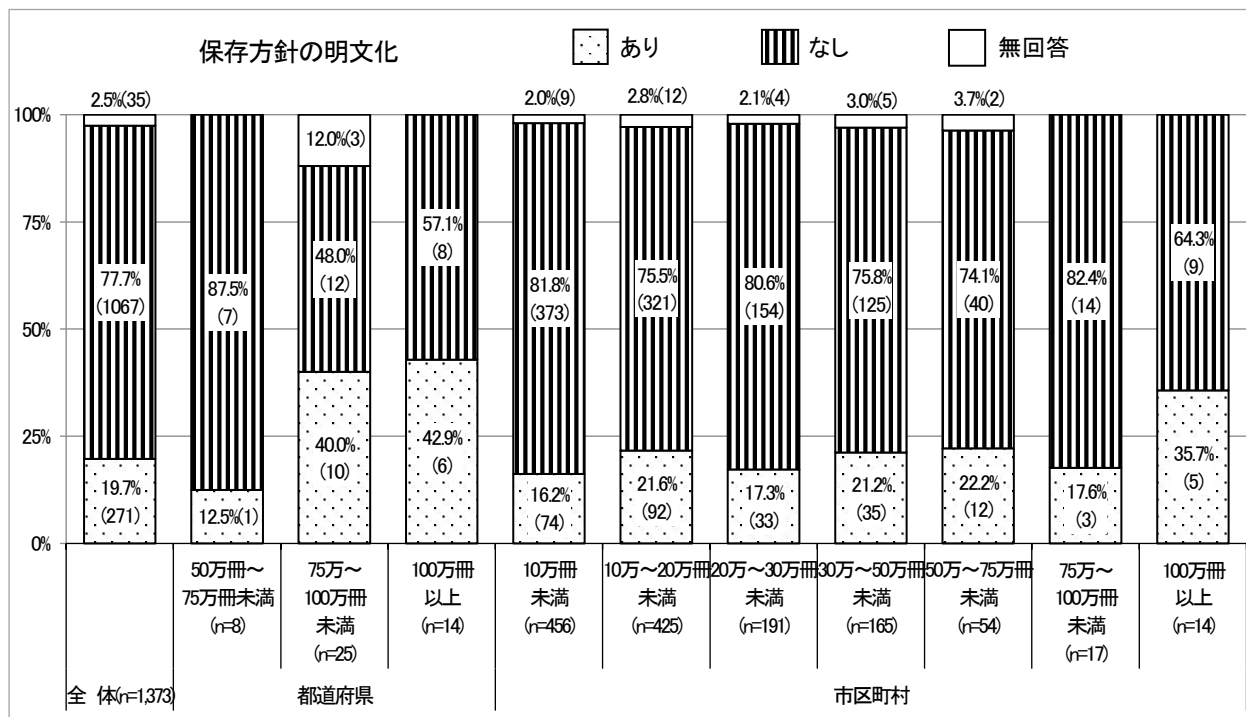


図 2.62 蔵書数と保存方針の明文化

## エ 図書館の延床面積と保存方針の明文化

市区町村立図書館において、7,500㎡以上では延床面積が大きいくほど保存方針を明文化している割合が高くなる傾向がある。7,500㎡未満の区分では、明文化率は2割程度である。

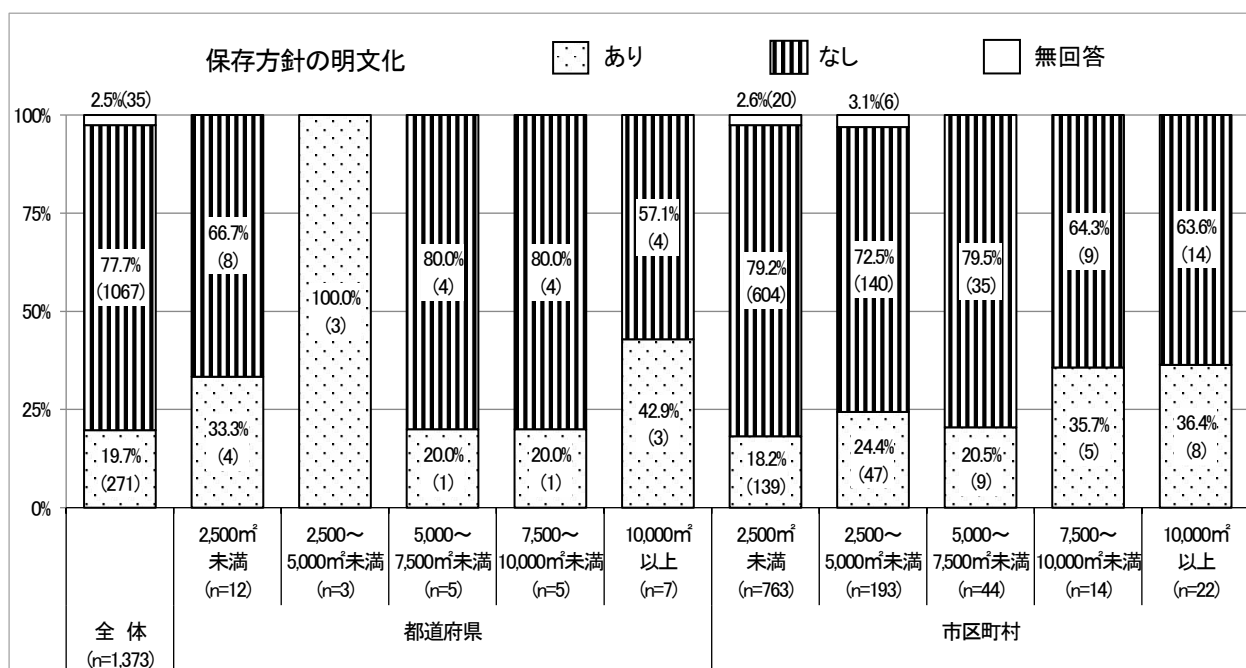


図 2.63 図書館の延床面積と保存方針の明文化

## オ 収蔵能力と保存方針の明文化

市区町村立図書館について、「100万冊以上」の区分では、保存方針の明文化は4割程度であるが、100万冊未満の区分では、2割程度である。

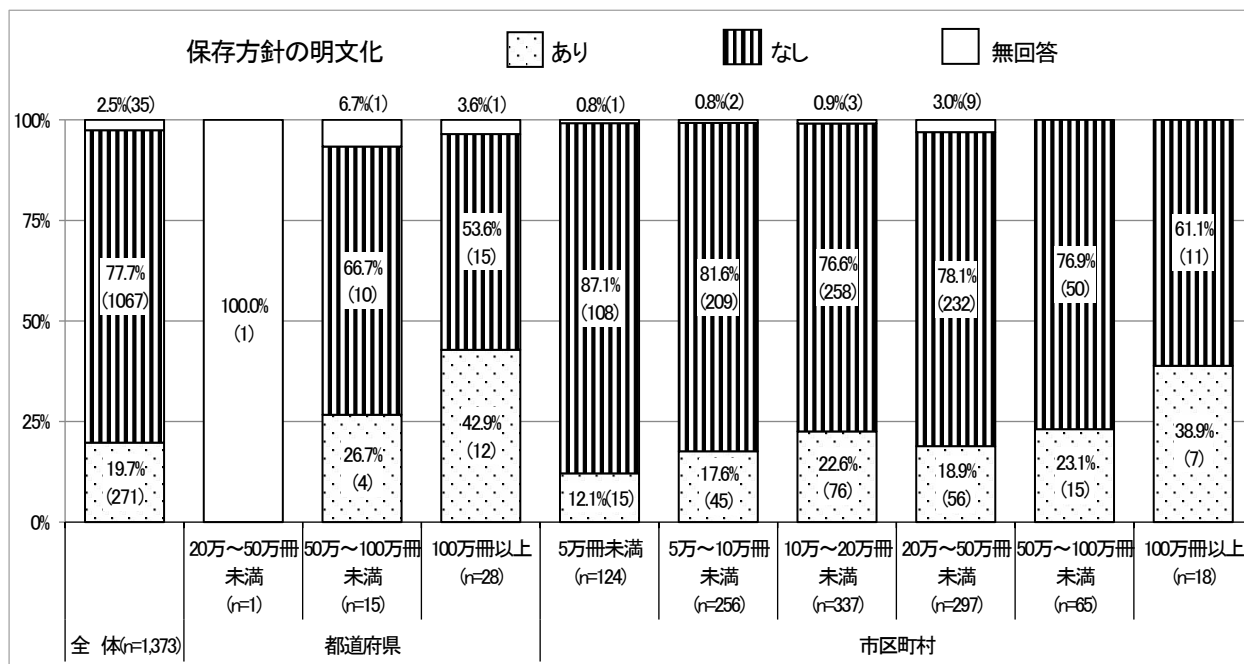


図 2.64 収蔵能力と保存方針の明文化

## カ 中心館の運営主体と保存方針の明文化

「自治体職員のみ」の区分と比較し、自治体職員以外のスタッフ（委託、指定管理者、PFI 事業者）が運営に関わる区分の方が、保存方針の明文化の割合が高くなるようである。

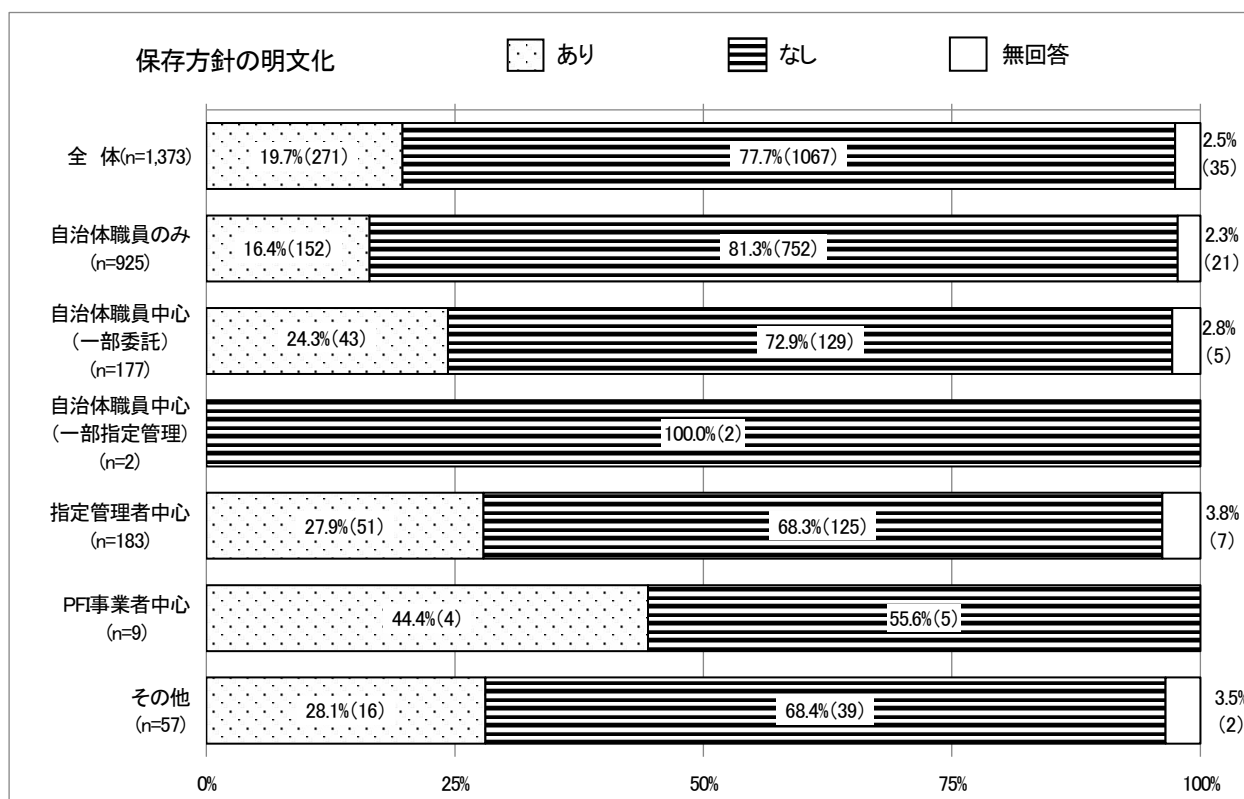


図 2.65 中心館の運営主体と保存方針の明文化

### (3) 保存基準の明文化

<2018年度調査からわかったこと>

・保存基準の明文化については、「なし」と回答した館の割合が、都道府県・市区町村それぞれ70%以上と高い割合を示した。

本項では、保存基準の明文化の実施に影響する要因について、自治体の規模、図書館の規模（資料費、蔵書数、延床面積、収蔵能力）、中心館の運営主体の面から分析する。

<明らかにすること>

- ・保存基準の明文化と自治体の人口規模に関係があるか。
- ・保存基準の明文化と資料にまつわる要素（資料費、蔵書数）に関係があるか。
- ・保存基準の明文化と建物の要素（延床面積、収蔵能力）に関係があるか。
- ・保存基準の明文化と中心館の運営主体に関係があるか。

#### ア 自治体の人口規模と保存基準の明文化

市区町村立図書館において、50万人以上の人口規模では、5割近くの館が保存基準を明文化している。

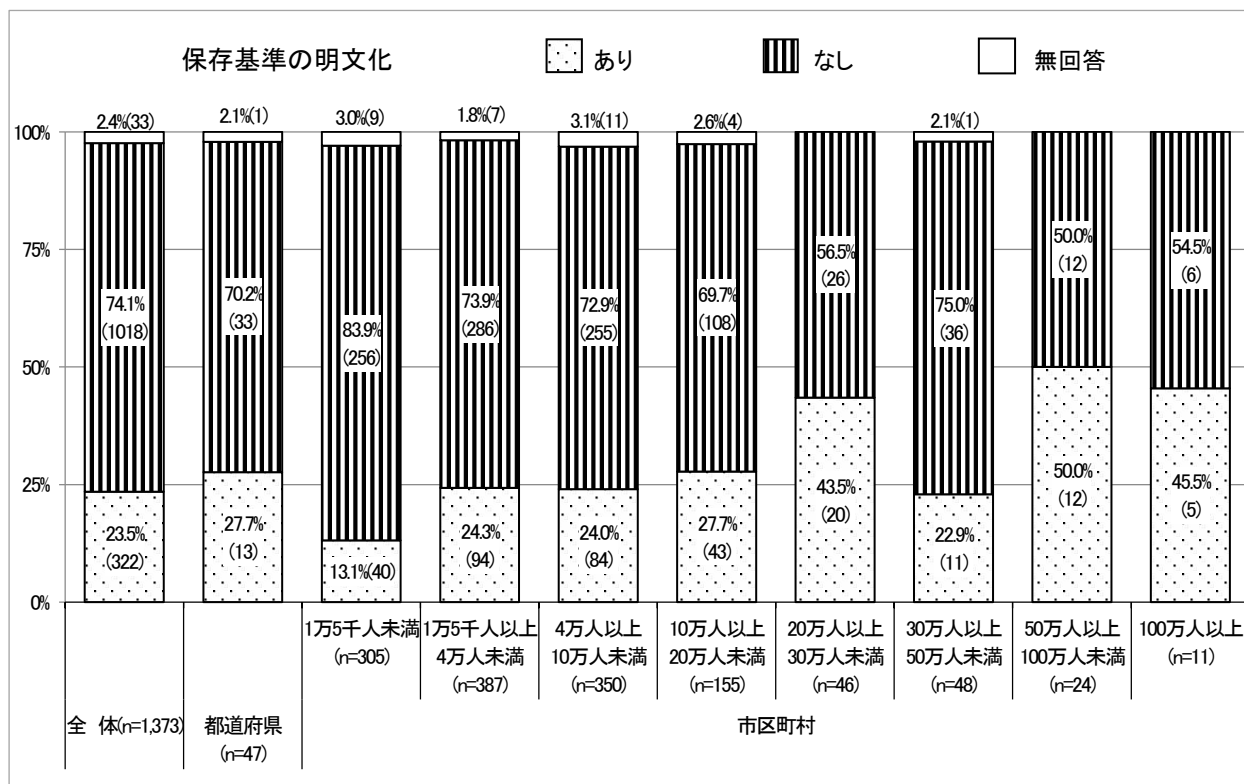


図 2.66 自治体の人口規模と保存基準の明文化

## イ 資料費と保存基準の明文化

市区町村立図書館において、資料費が500万円以上3,000万円未満の各区分では、保存基準を明文化している割合にそれほど差は出ないが、資料費の規模が大きくなるほど明文化している割合が増加する傾向がある。

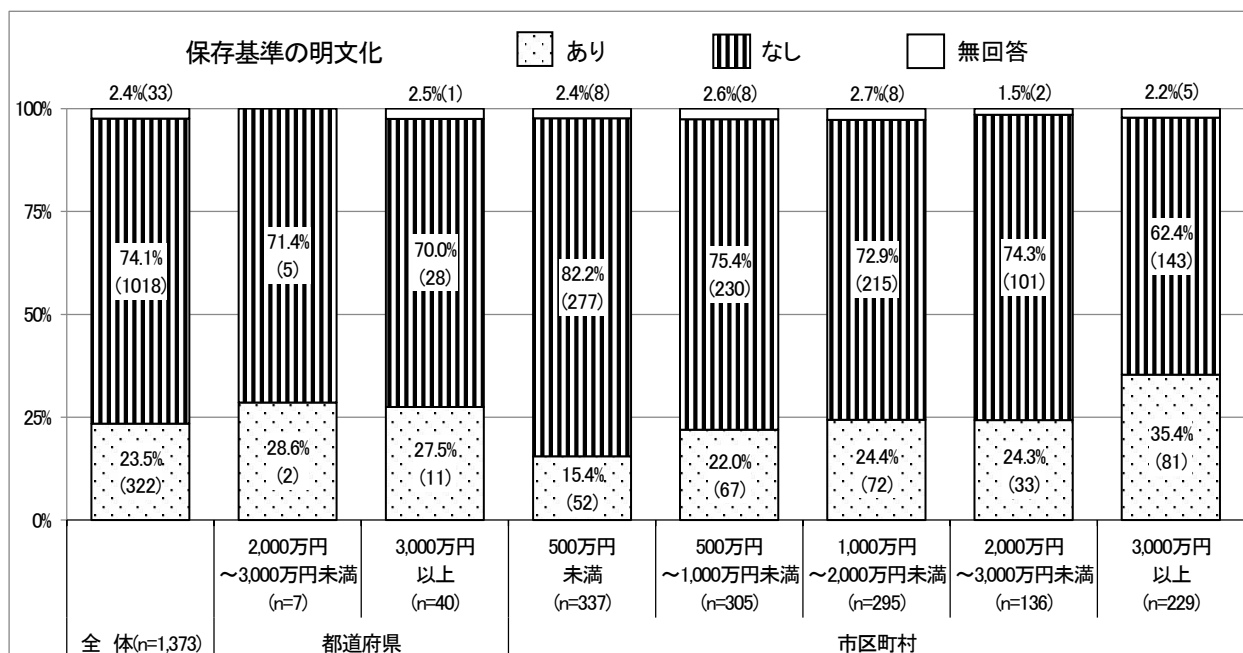


図 2.67 資料費と保存基準の明文化

## ウ 蔵書数と保存基準の明文化

市区町村立図書館において、100万冊未満の区分までは、一時的な増減はあるが、蔵書規模が大きくなるほど、保存基準の明文化の割合が高くなる傾向がある。しかし、「100万冊以上」では、保存基準の明文化率が21.4%（3館）と低い。

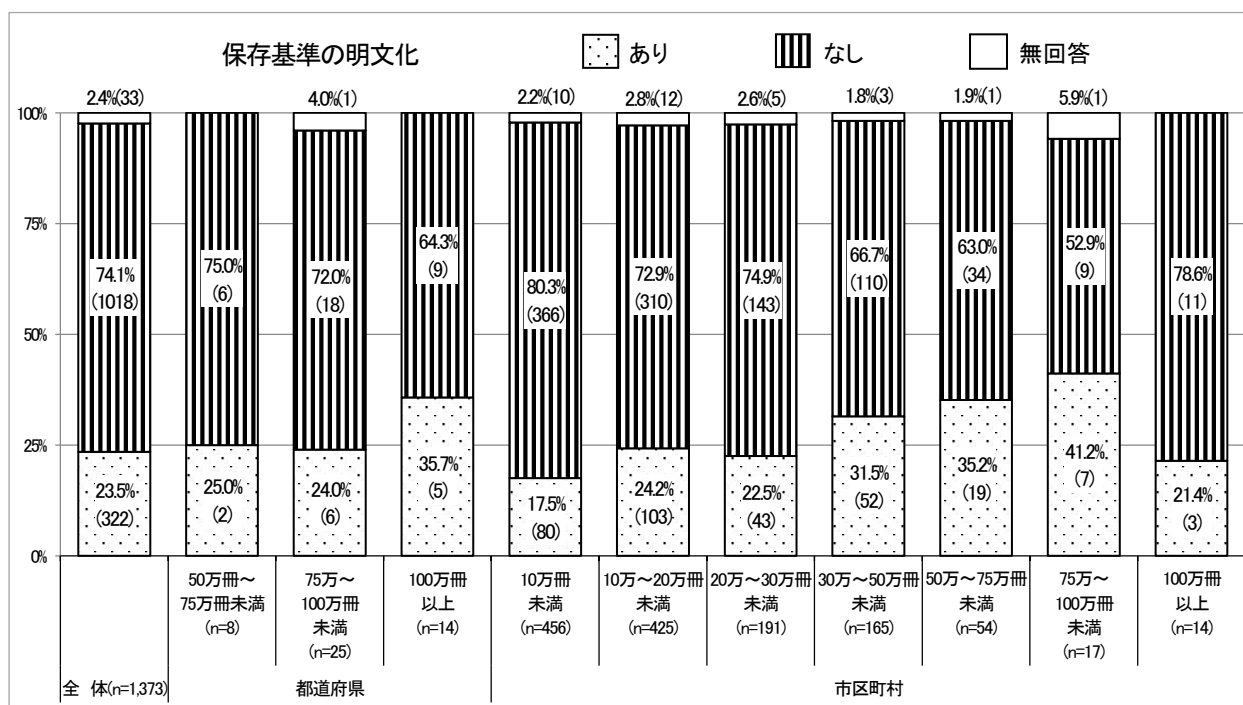


図 2.68 蔵書数と保存基準の明文化

## エ 図書館の延床面積と保存基準の明文化

市区町村立図書館において、図書館の延床面積が広いほど保存基準を明文化している割合が高い傾向があるが、比例はしていない。

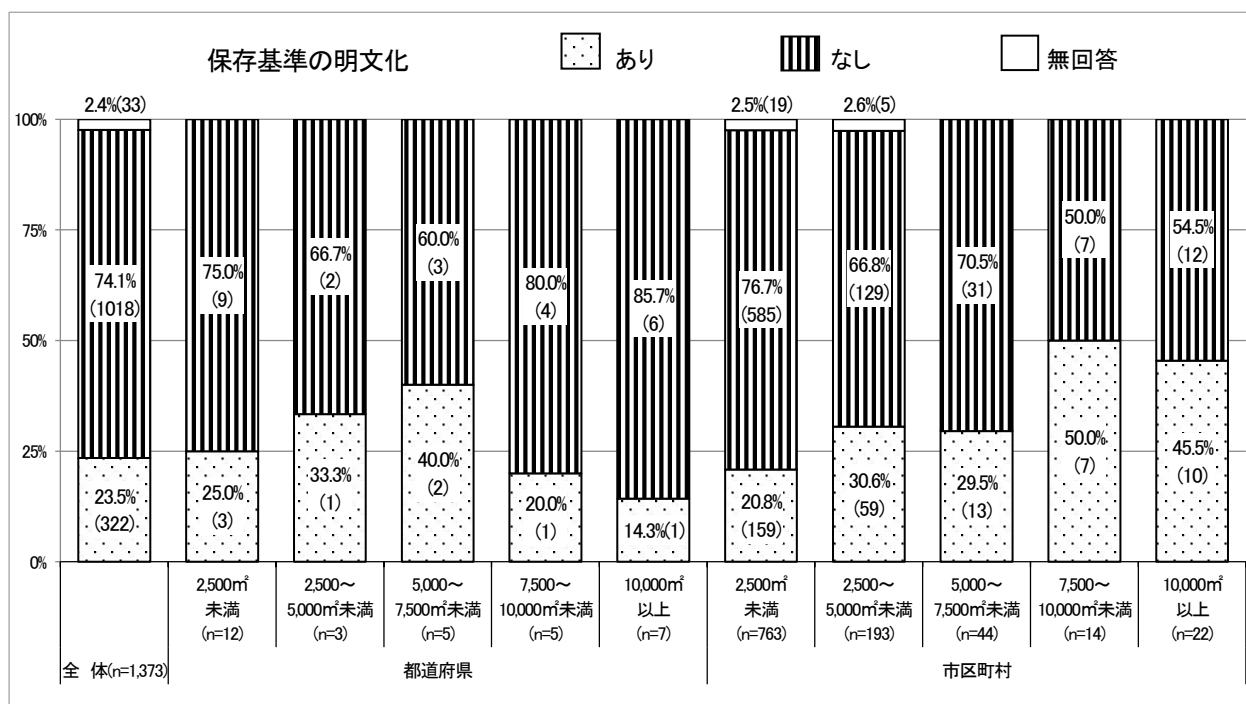


図 2.69 図書館の延床面積と保存基準の明文化

## オ 収蔵能力と保存基準の明文化

市区町村立図書館においては、収蔵能力が高いほど保存基準を明文化している割合が高い傾向はみられるが、「50万冊～100万冊未満」の区分の基準の明文化率が最も高く、「100万冊以上」の区分では、明文化している割合が下がっている。

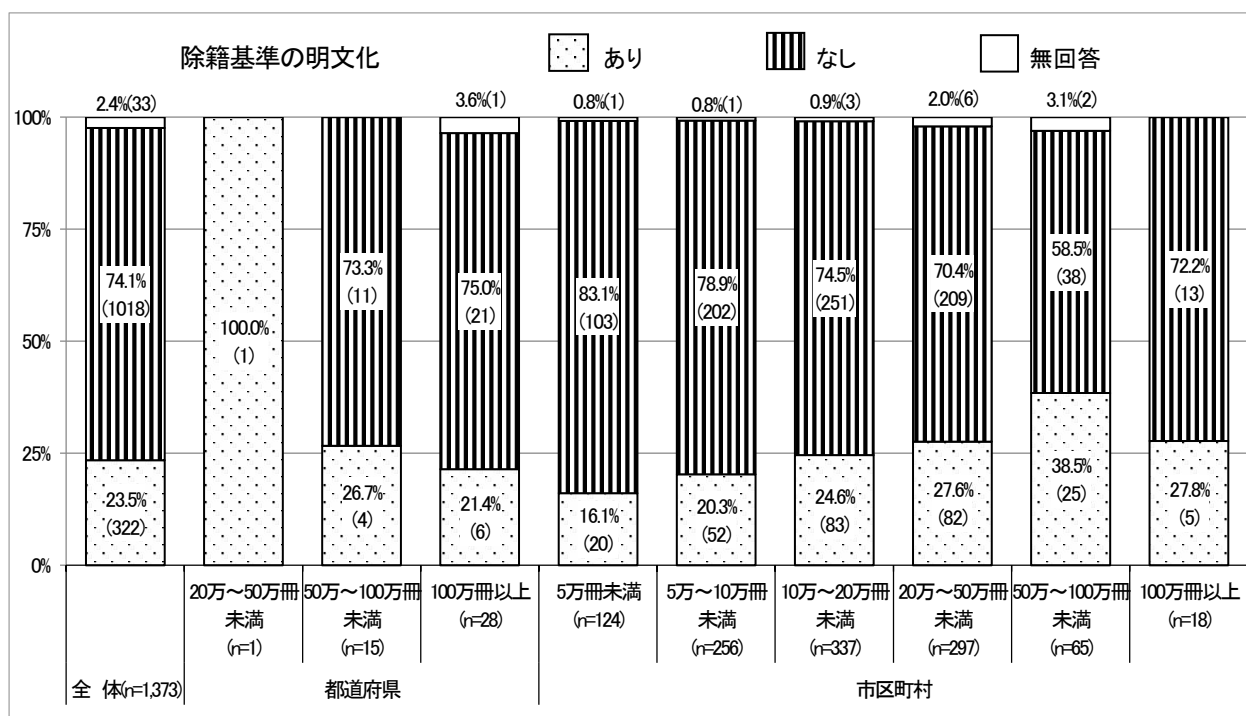


図 2.70 収蔵能力と保存基準の明文化

## カ 中心館の運営主体と保存基準の明文化

「自治体職員中心（一部指定管理）」及び「PFI 事業者中心」の区分では、保存基準の明文化がされていないが、「自治体職員のみ」の区分より、その他のスタッフ（委託、指定管理者）が運営に関わる区分の方が明文化している割合が高い傾向が見られる。

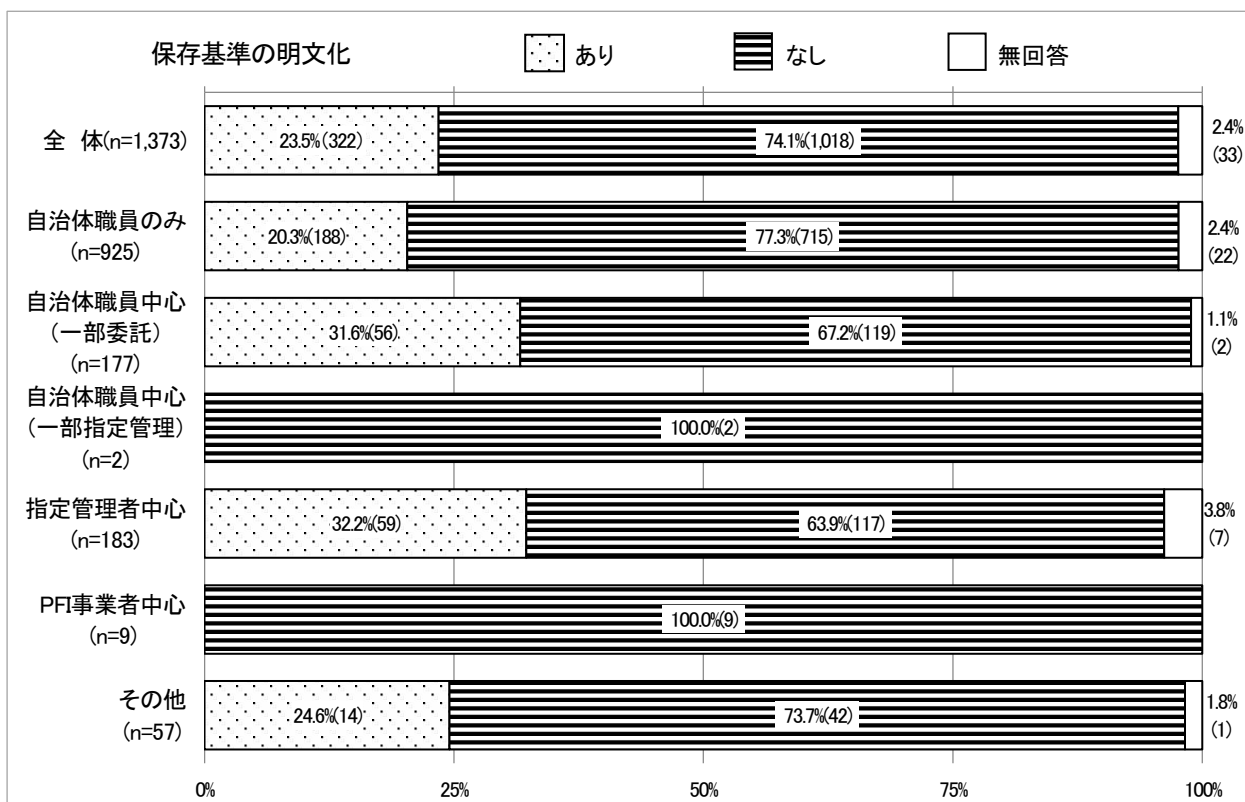


図 2.71 中心館の運営主体と保存基準の明文化

### (4) 保存環境

<2018 年調査からわかったこと>

- ・資料の保存は、ほとんどの図書館が建物本体内の書庫で保存し、それに加える形で外部の書庫等を利用している。
- ・収蔵能力として、都道府県立図書館は開架で「10 万～20 万冊未満」（48.9%）および「20 万～50 万冊」（40.4%）、閉架は「50 万冊以上」（89.4%）といった規模の館が多数を占めた。
- ・市区町村立図書館の収蔵能力はばらつきがみられたが、開架で「5 万～10 万」（32.6%）、閉架では「5 万冊未満」（35.4%）が最も多く、開架の方が収蔵能力が高いという結果だった。
- ・配架資料数は都道府県立・市区町村立図書館ともに、収蔵能力とほぼ同ような割合のグラフとなった。
- ・「書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想される年数」では、都道府県立図書館で「1～5 年後」が 29.8%、「既に限界に達している」が 23.4%と限界に近い状況の図書館が半数を占めた。
- ・「書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想される年数」について、市区町村立図書館では「既に限界に達している」が 50.8%、「1～5 年後」が 24.1%とより逼迫した状況にあった。

本項では、「書庫が収蔵能力の限界を迎えると予想される年数」の質問について、その他の項目とのクロス集計を行い、都道府県立・市区町村立図書館の収蔵の現状をより明確にする。



<明らかにすること>

・都道府県立・市区町村立図書館の収蔵の現状をより明確にする。

この項目について、自治体区分別に加え竣工年、資料費、蔵書数からのクロス集計を行った。

竣工年とのクロス集計結果について、まず都道府県立図書館ではやはり竣工が新しい図書館ほど収蔵能力に余裕があることがわかった。「既に限界に達している」と回答した館は、竣工年が「1980年代」以前となっており、「21年後～」と回答した館は「1990年代」以降に竣工した館である。ただし、「1～5年後」という回答については、竣工「1990年代」内で38.5%（5館）、「2000年代」内でも33.3%（2館）回答した館があったことは留意したい。

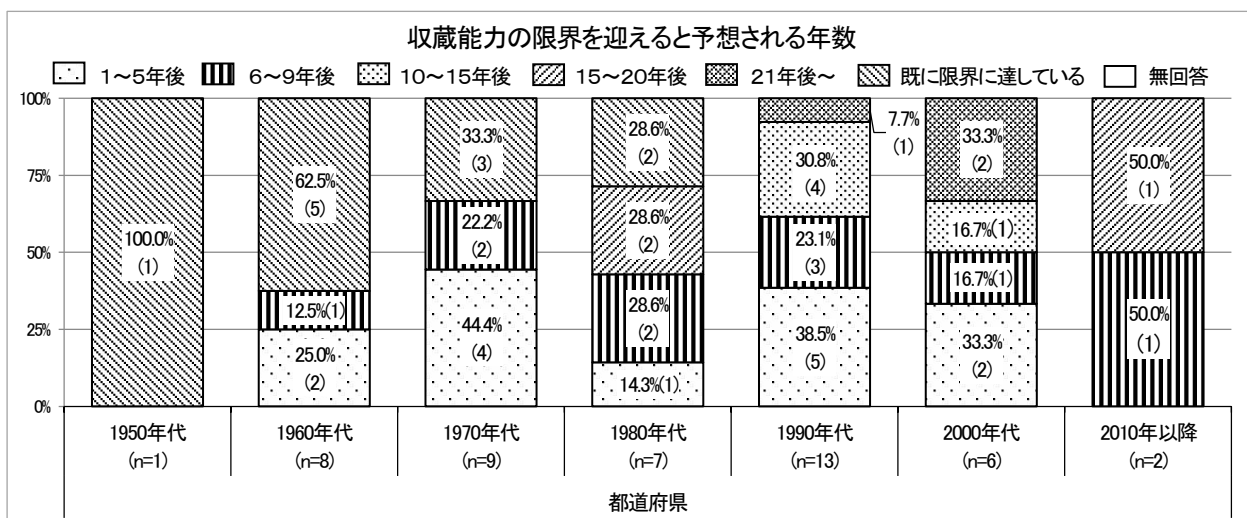


図 2.72 都道府県立図書館の竣工年と収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

市区町村立図書館でも、竣工年が新しい図書館の方が余裕のあることは確かである。しかし、竣工年「1990年代」内でも「既に限界に達している」と回答した館が52.5%（232館）と半数を占めており、都道府県立図書館に比べると逼迫した状況にある館の割合が高かった。さらに「2000年代」内では「既に限界に達している」が32.1%（68館）、「1～5年」が33%（70館）、「2010年代」ですら「既に限界に達している」が8.8%（12館）、「1～5年」が27.7%（38館）という結果だった。

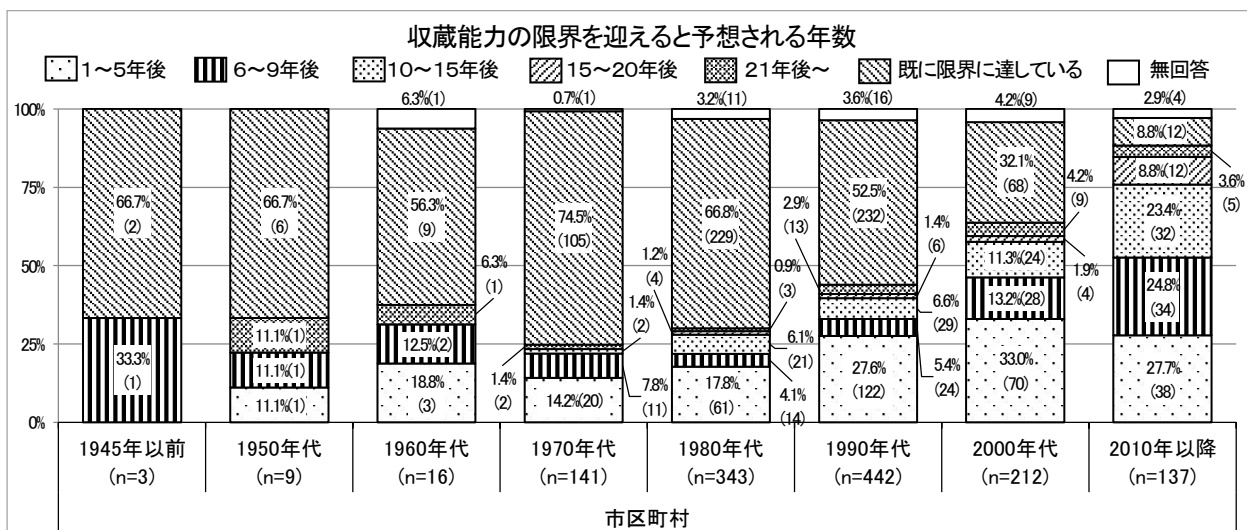


図 2.73 市区町村立図書館の竣工年と収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

さらに、「除籍基準の明文化」とのクロス集計を試みると、竣工「2000年代」で「既に限界に達している」と回答した68館の内43館が除籍基準の明文化「あり」、竣工「2010年代」で「既に限界に達している」と回答した12館の内8館が除籍基準の明文化「あり」となっていた。市区町村立図書館では、竣工が最近であったとしても収蔵スペースが確保されず、継続的な除籍によるスペース確保を前提とした運営を行わなければならない館がある可能性が伺い知れる。

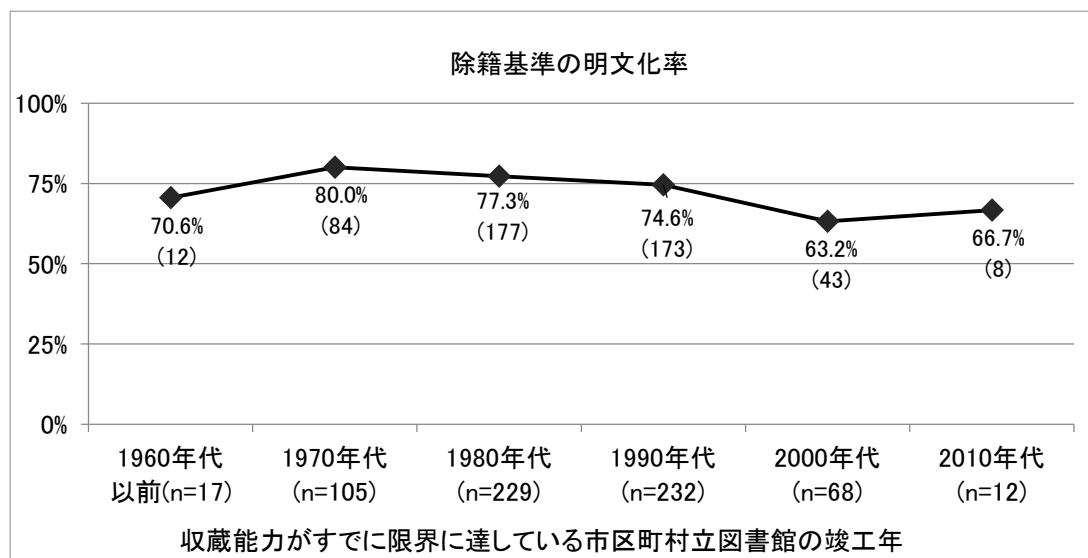


図 2.74 収蔵能力がすでに限界に達している市区町村立図書館の竣工年と除籍基準の明文化率

資料費とのクロス集計の結果が以下のグラフである。都道府県立・市区町村立図書館ともに資料費が少ない館の方が、限界までの猶予期間が長い傾向にある。

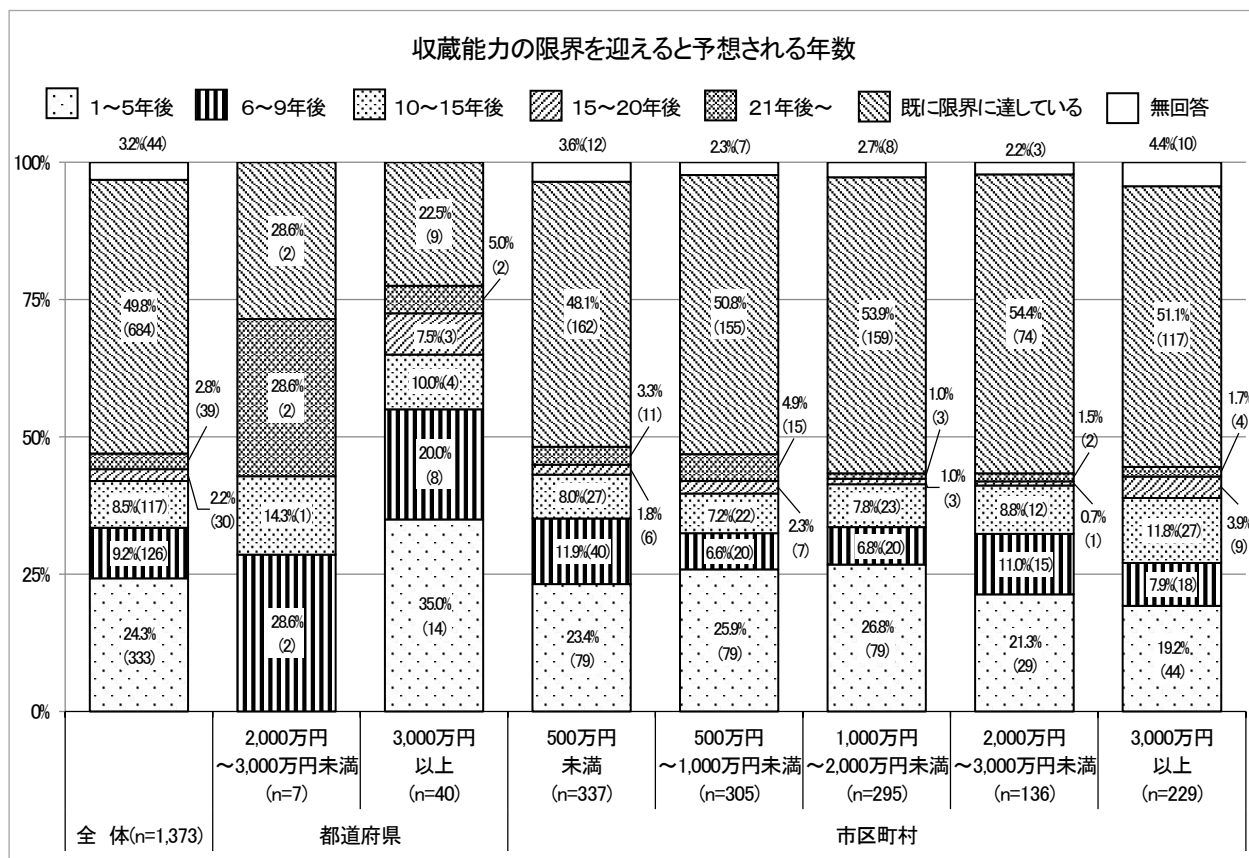


図 2.75 資料費と収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

最後に蔵書数とのクロス集計結果を確認する。都道府県立図書館については、蔵書数が多いほど限界までの猶予期間が短い回答の割合が高くなっている。一方で市区町村立図書館については、蔵書数の差による限界までの猶予期間に差がつかないという結果となった。

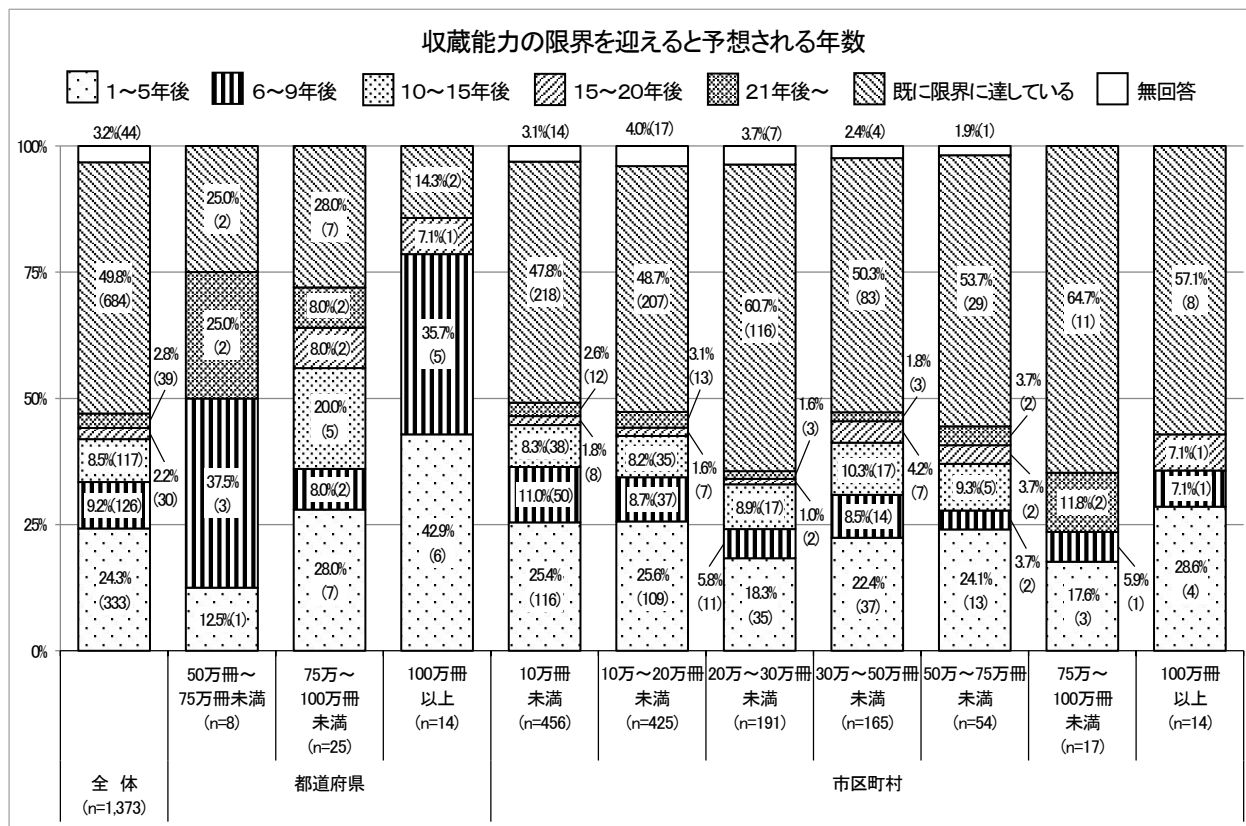


図 2.76 蔵書数と収蔵能力の限界を迎えると予想される年数

### (5) 分析からわかったこと

ここまで保存の原則（方針・基準の明文化及び公開）と保存環境について、2018年度調査のデータをクロス集計し分析することで、資料保存の全国的な状況をより明確にしようと試みてきた。その分析についてこの項でまとめる。

まず、方針・基準の両方を明文化している館とその公開について確認したが、両方公開もしくは両方非公開とする館が多かった。そのため、方針と基準の両方を明文化していることは、公開の状況に違いを生む要因にはなっていないことがわかった。

次に、保存方針・基準の明文化に関して、様々な項目とのクロス集計をとおして実施の判断材料となる要素を分析してきた。保存方針に関しては、規模の大きな図書館ほど明文化しているといった状況が見て取れた。その一方で、基準に関しては規模の大きな図書館でも明文化していないと回答する館が多く、図書館の規模との関係性があるとも言えない結論に至った。

続いて保存環境について、図書館規模や竣工年など様々な項目とのクロス集計をとおして図書館と収蔵能力の限界を迎えるとされる年数について見直してきた。その結果として、図書館規模や竣工年に関わらず、全国すべての図書館において、収蔵スペースの確保が困難な状況、もしくは収蔵能力の維持が大きな課題となっている現状が改めて示されたといえる。

## 【東京都立図書館の災害対策】

東京都立図書館は、資料救済に特化した「資料防災マニュアル」を策定している。これは都立図書館の資料を将来にわたり適切に保存していくことを目的に、地震及び風水害等の災害により図書館資料に被害が発生した場合の対処方針を定めたものである。

### ●基本的な考え方

人命が優先されることが大前提である。資料の救済は安全が確認された後に行う。

自治体が公開しているハザードマップ等から、都立図書館2館において想定される災害による資料の被害のうち、まず水濡れ、落下、蛍光灯等のガラス飛散について対策を考える。

### ●三つの特徴

1. 資料が受ける被害からマニュアルを作成
2. 水濡れ、落下による資料破損、ガラス飛散に対する緊急度は同一ではないことを明記
3. 水濡れ資料の対応について、塗工紙への対応に着目

### ●構成

本来対策とは、予防・準備・緊急対応・復旧の4段階に分けて構成されるべきであるが、まずは、「明日にでも発生するかもしれない災害」に対しての「準備」「緊急対応」を中心とし、内容をまとめた。また、水濡れ資料の救済時に必要な道具類をまとめ、「被災資料救済セット」として館内に配置している。

### ●マニュアル動画「被災・水濡れ資料の救済マニュアル」(17分)

資料被災のうち最も多い水濡れ資料の画期的な救済方法を動画でわかりやすく解説

<https://www.youtube.com/watch?v=svCK-yQDy0s>

(都立図書館 HP より抜粋 ホーム>利用案内>都立図書館について>資料収集・保存について  
>資料保存のページ >災害対策 ) <https://www.library.metro.tokyo.jp/>

## 6 都道府県域での資料保存の取組

### (1) 2018年度調査の再確認

本項は、2018年度調査の内容を再確認する形で、県域レベルでの資料保存の取組の全国的な状況について理解を深めるための項とする。そのため、まずは以下に2018年度調査のまとめと取組例をまとめた表を記載した。詳細については、2018年度調査報告書を参照いただきたい。

<2018年度調査からわかったこと>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国23都道府県で県域レベルの資料保存の取組が実施されている。</li> <li>・対象資料では、「雑誌」が最も多く13件、「新聞」が8件、「図書」が6件、「地域資料」が1件、「その他」が1件だった。</li> <li>・保存方式としては、複数館で役割を分担し保存する「分担保存方式」が22件と多く、特定の図書館への移管による「一館集中方式」が5件、「その他」が2件だった。</li> <li>・保存場所は、「各所蔵館の書庫」が21件と多く、「都道府県立図書館の書庫」が5件、「共同書庫（都道府県立図書館が運営）」が1件、「その他」が2件だった。</li> <li>・所有権は、「所蔵館で保持」が23件、「移管」が5件だった。</li> <li>・重複調整の有無については、「調整する」の回答が16件、「調整しない」が10件だった。</li> </ul>
---

表 都道府県域での取組例（複数回答あり）

対象	参加館	保存方式	保存場所	所有権	重複調整	件数
図書	県＋市区町村（全）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	非調整	1
		一館集中	都道府県立図書館の書庫	移管	調整	3
	県＋市区町村（一部）	分担保存	その他	保持	調整	1
		一館集中	都道府県立図書館の書庫	保持	非調整	1
新聞	県＋市区町村（全）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	3※
					非調整	1
					—	1
	県＋市区町村（一部）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	1
				保持	非調整	2
雑誌	県＋市区町村（全）	分担保存	各所蔵館の書庫	保持	調整	3
					非調整	2
					—	1
	県＋市区町村（一部）	一館集中	都道府県立図書館の書庫	移管	調整	1
					保持	調整
				保持	非調整	3
地域資料	県＋市区町村（全）	その他	共同書庫（都道府県図書館運営）	移管	調整	1
その他	県＋市区町村（全）	その他	その他	—	—	1

（※前年度報告書での集計ミス。「4」→「3」に修正）

## (2) 全国的な状況

ここでは、2018年度調査報告書に加え、都道府県域での資料保存の取組の状況を理解する手助けとなる情報として、昨年度調査にて取組を実施していると回答した館を地図で表した。下記の地図は、対象資料毎に共同保存を実施している都道府県を表わしたものである。地図から特別な地域性は読み取ることができないが、西日本側に取組を実施している府県が多いことがわかる。

また、地図からもわかるように、複数の資料について共同保存を実施している県は、神奈川県、三重県、滋賀県、福岡県、長崎県の5県存在する。

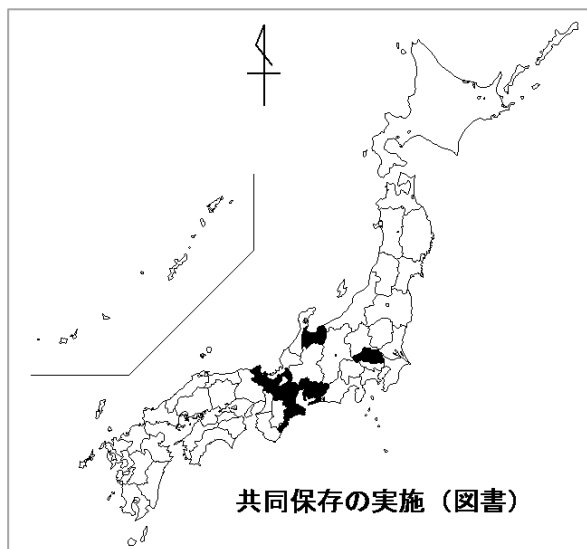


図 2.77 共同保存の実施（図書）

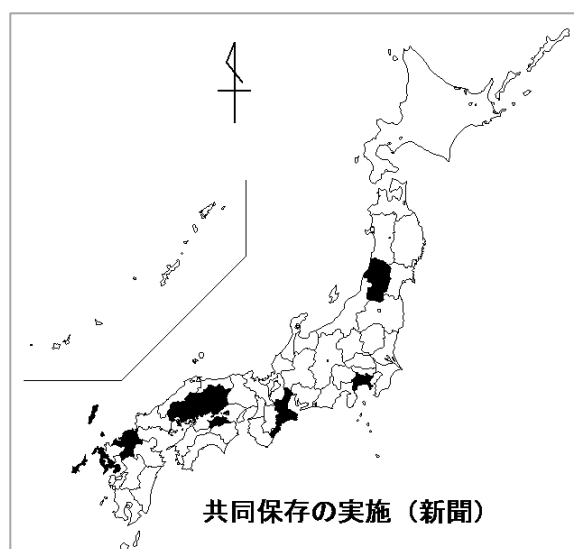


図 2.78 共同保存の実施（新聞）

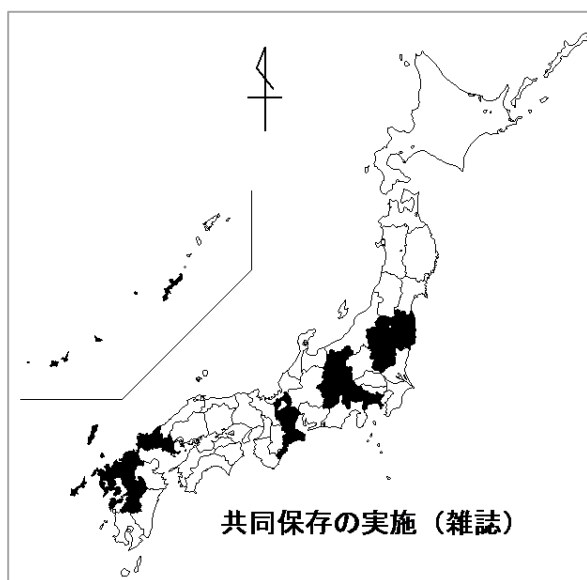


図 2.79 共同保存の実施（雑誌）

## (3) 具体的な取組

今年度調査として、都道府県域での資料保存について取組のある館に事例報告を依頼した。第3章「公立図書館における蔵書構成・管理に関する事例」にて、愛知県、滋賀県、京都府の3府県の共同保存の事例が掲載されているので、そちらを参照いただきたい。